收入は之に伴はざるが爲め、百方彌縫策を試みたるも、遂に其の效果なくして、府庫は全く空乏に歸したるより、金座後藤の建議の主意を採用し、流通金銀貨の位を惡しくして、其の盧數を多くし、以て一時焦眉の急を救はんとの窮策に出でたるものにして、此の問題の幕議に上るや、政府部內に於ても多少その實行を疑つて、躊躇するものなきにあらざりしも、近江守は斷々乎として「官の行ふ所は瓦石と雖も通行すべし、況んや雜るに銀鉛を以てするも、猶紙札に勝れり」と放言して、其の實行の困難にあらざることを主張したる由に云傳ふ、近江守は最初紙幣發行の意ありて、其の計畫を立てたれども、紙幣は當時の民情に慣れずして、却つて實行不可能の樣子なりしかば、その事を斷念して改鑄の方針を取つたのである、而して近江守の放言は如何にも暴說の樣に思はれて、歷史家は何れも之を指摘して、彼の心術を疑ふの材料とするも、これは必ずしもそうでなく、德川時代の如き鎖港の世の中に於ては、貨幣の價値卽ち其の品位の善惡如何よりは、寧ろ其の量數の多寡如何に重きを置き、其の時、世上に取引する商品の多寡に相應するだけの分量さへあれば、貨幣の品質はどうでも宜しと思惟したのは、一應尤もの事であつて、(徂徠も亦政談に於て此の說を主張せり)十八世紀末の有名なる哲學者 Fichte が *Der Geschlossene Handelsstaat* に於ける Landesgeld の思想は、殆ど近江守と同じ主意に基づいたものであつて、德川時代に斯くの如き理想を有したのは、暴說と云はんよりは、却つて近江守が尋常の俗物でなかつた證據であると云はねばなるまい、それは兎も角も德川政府は此の改鑄の事を發表して柳澤・荻原等を夫れ〴〵任命すると同時に、更らに令を下し、是迄通用の金銀貨は極印古くなりて明瞭ならず、且つ近年金銀の產出多からず、其の貨幣として流通せるもの又次第に其の高を減少したるに付止むを得ず、之が位を直して改鑄し、以て其の高を多くすべしと觸れ出して、愈々改鑄に着手するに至つたのであるが、其の時の觸は左の如し。

覺

一金銀極印古く成候に付可二吹直一旨被二仰出一候且又近年山より出候金銀も多く無レ之世間の金銀も次第に減じ可申候に付金銀の位を直し世間の金銀多くなし候爲めに此度被二仰付一之事

一金銀吹直候に付世間人々所持之金銀公儀へ御取上げ被レ成にては無レ之候公儀之金銀先づ吹直させ候上には世間に可レ出レ之、其時に至り諸事可二申渡一事

改鑄の原料軍用分銅金竝に新貨幣の品位　而して玆に此の觸書中にある「公儀之金銀先づ吹直させ」云々とあるは事實甚だ疑はしいけれども、世上の傳說にては其時まで大阪城中に貯藏しあつた軍事上非常準備金卽ち所謂竹流分銅金五十八枚（一枚は長さ一尺一寸、厚さ七寸、幅九

寸八分、目方四十一貫あり、其時代の金にて價一萬三千六百兩ありと云ふ、併し貫目に就ては種々の說一定せざれば不詳）同分銅銀四百枚ありたるを原料として、差當り流通貨幣に吹直し、夫より一方に於ては佐渡を始めとし、諸國の金銀山を督促して、其の產出額を增加せしめて、漸々改鑄の目的を達する計畫なりしが如し、夫れで此の改鑄に由つて造られたる金銀貨は、如何なる品質の物であつたかと云へば、元祿小判・同一分判（小判金は一兩、一分判金は四半兩）共に百分中の純金は五六・四一にして四三・一九は銀、〇〇・四〇は雜分（銅鉛の類）であつたのである、然るに是迄世上に流通しつゝあつた慶長金卽ち慶長小判金及武藏一分判金の品質は、共に百分中の純金は八五・六九であつて銀が一四・二五、雜分が〇〇・〇六であつたのであるから、之を今回改鑄したる元祿金に比すれば、其の優劣は左の如く甚だしき差であつたのである、

	純金	純銀	雜分
慶長小判、武藏一分判	八五・六九	一四・二五	〇〇・〇六
元祿小判、同　一分判	五六・四一	四三・一九	〇〇・四〇

又新鑄の銀貨は如何なるものなりしかと云ふに、其の品位は銀（元祿銀と稱す）の百分中の純銀は六四であつて、雜分は三六である、之に對して從來通用の慶長銀は純銀八〇にして、雜分は二〇である、

	純銀	雜分
慶長銀	八〇	二〇
元祿銀	六四	三六

故に是れも亦其の品位如何は問はずして明白である。

新古金銀引替歩合　然るに德川政府は斯くの如き粗惡の金銀貨を鑄造して、之を通用せしむるに、如何なる方法を採用したるかと云へば、先づ最初には政府の手許にありたる原料にて鑄造したる新貨幣を以て、舊貨幣卽ち慶長金銀との引換を行ふたのであるが、それには勿論交換價格を定め、新金銀に夫れ〴〵相當の歩合を付けて、舊貨幣との引換を奬勵勸誘したのである、そこで當初の歩合卽ち元祿八年より寶永四年に至るまでの歩合は、慶長金百兩に對し、新金百〇一兩の割、卽ち一分の打歩を出して引換へたのである、而して此の貨幣改鑄は元來財政の窮迫を彌縫するのが主要の目的なりしが故に、德川政府に於ては當時民間に流通しつゝあつた慶長金銀を成るべく多く、品質の粗惡なる新金銀と引替て卷き上げざる可らざるの必要があつたのである、所が新貨幣が市場に現はるゝと同時に、慶長古金銀との間に價格の甚だしき差違を生じ、世上の人々皆古金銀を尊重して之を出さゝる事となりたれば、德川政府は其後屢々交換歩合を引上げ、例へば金貨に就て之を云へば、寶永五年三月よりは從來一分の割合（百兩に付

百〇一兩）なりしを三分に改正し、又翌年六月よりは更らに突飛に直上げして、一割（百兩に付十兩）に改めたるも、尙ほ引換に應ずるもの少かりしかば、最後には又々其の歩合を增して、遂に慶長金百兩に付新金（元祿金）百二十兩までに引上げたるも、（**大日本貨幣史**三貨部卷五に據る）それでも尙充分に政府の改鑄の目的を達することが出來なかつたのである、それは何故かと云へば、慶長小判と元祿新金とは其の一個の量目は共に四匁七分六厘なるも、慶長小判は純金四匁〇二厘七毛にして、元祿新金は純金二匁六分八厘五毛に過ぎないのであるが、白石の建議に記する所に依れば、元祿の吹替には慶長金十兩を以て元祿新金十五兩に改め造られたる由なれば、世人は古金百兩を提供して、新金百二十兩を得たりとするも、尙二三十兩の損失たること明白なれば、德川政府は如何に之を勸誘するとも、其の引換に應ずるもの〻多からざりしは怪しむに足らないのである、白石の計算は何に據りたるものなるや明かならざるも、「其時天下より出來り候慶長以來の金銀、其の金の數僅かに八百八十二萬四千三百五十六兩、其の銀の數僅かに二十八萬七千六百十七貫百五十五匁に過ぎ候はず」（**白石建議**第四、白石全集第六冊一九二―三頁）とあるを見ても、略々當時の事情を想像することが出來るであらう。

流通貨幣の減少と物價の變動　貨幣改鑄の理由の一つは其の觸書に云へる如く、世間通用の金銀を增加すると云ふのであるが、白石の**改貨議**に於ては元祿改鑄の顚末及其の結果を記述し、之に依つて德川政府は、金に於ては一千三百二十三萬六千五百八十四兩を得、銀に於て三十五萬七千五百三十五貫三百八十匁を得たる由にて、各々其の引替高と差引計算すれば、結局金は從前に比し四百四十一萬二千二百二十八兩を增加し、銀は六萬九千九百十八貫二百二十五匁を增加したる計算なるも、而かも新古貨幣の品位に大なる差異ありたるが爲め、所謂グレシャム法則の效果に依つて、慶長金銀は忽ち其の姿を藏くし、元祿の惡幣のみ專ら市場に流通するに至りしかば、實際に於ては通貨の量數は其の高を減少したると、同樣の結果を來すに至れる事を述べ居るは、蓋し當然の事實であつたであらう、（白石曰く天下の人各々其實を失ふべき事を惜み候て當時に通用すべき程の數を量つて出し替へ候ひしかは藏め貯候て出來り候はぬ所の數は出し替候所の數よりは萬々倍し候べし、然らば當世に通用し候所の金銀其數を增し候ごとくには候へども却て其數を減じ候ごとくにはなり候と申候はんも其謂なきにはあらず候）故に此の改鑄の理由として、德川政府が公言したる世間流通の貨幣を增加すると云ふ事は、却つて反對の事實を現はして、賣買取引上非常の不便を感ずるに至つたのである、然るに玆に又一層の混雜を來したるは、德川政府は此の貨幣大改革を實行すると、間もなくして金銀比價の定法を改正し、從來金一兩に付銀五十匁なりしを六十匁に改めたのであるが、其の實元祿の新金は殆ど半ば銀を雜へ入れたるも、新銀の方は每兩六十匁の內灰吹（上銀のこと）三十八匁四分ありて、新金よりは比較的優つて居る

との打算より、銀の金に對する價格が昂騰したるより、政府は驚いて又々其の比價を改正し、今度は反對に段々と銀の法定相場を引上げ、遂に金一兩に付銀四十七匁位にまで引上げたるより之が爲め一般物價に少からざる狂を來し、民間の取引上多大の迷惑を及ぼすに至つたのである。

改鑄の利益及元祿銀以下四種の品位

改鑄の利益及元祿銀以下四種の品位　然れども德川政府は此の改鑄に依つて、巨額の利益を得て、折たく柴の記に曰く元祿八年の九月より金銀の制を改めらる、これよりこのかた歳々に改められし所の公益金凡五百萬兩云々財政上一時の急を凌ぎたるより尙引續き金銀の改鑄に從事し、元祿八年より正德二年に至る十八年間に金貨を改鑄すること二回、銀貨を改鑄すること五回にして、其の種類は金は大判・小判・一分判・二朱判・及乾字小判・乾字一分判慶長大判及小判も同時に流通して居つたのである　の六品であつて、銀は元祿銀・寶字銀・中字銀（或は二つ寶と稱す）・三寶字銀・及四寶字銀（以上二種は三つ寶又四つ寶と稱す）の五品である、而して此等の金銀貨就中銀貨は段々と其の品質を惡くし、殊に最後の四寶字銀などに至つては、其の純銀の含量百分の二〇に過ぎなかつたのである、今此に元祿銀以下四種の品位を表示すれば左の如し。

	純銀	雜分
元祿銀	六四	三六
寶字銀	五〇	五〇
二寶字銀　即中字銀	四〇	六〇
三寶字銀	三二	六八
四寶字銀	二〇	八〇

五種の銀貨の相互の比價

五種の銀貨の相互の比價　斯くの如き有樣にて以上五種の銀貨は各々大に其性合を異にしたるを以て、民間の取引上、固より同一の價格を有する筈はなく、何れも夫れ〴〵相場を立てゝ通用するのであつて、例へば元祿銀一貫目に對し、四寶字銀は一貫六百四五十目とし、二寶字銀一貫目に對しては、同じく四寶字銀一貫百五六十目に受授すると云ふ樣なる次第であつて、（吹塵錄卷第十二近世見聞集拔書による、然れども是等三種の銀貨の含銀量より計算すれば、元祿銀一貫目に對し四寶字銀は三貫二百目、二寶字銀一貫目に對しては四寶字銀二貫目に受授すべきが當然なりと思はるゝも、何故か吹塵錄には前述の如く記載す）皆各々其の性合に依つて取引を異にしたのである、故に或る商品を買はんとするとき、元祿銀で支拂へば代金は何程である、寶字銀なれば何程、二寶字銀・三寶字銀みな其の代金を同じくせず、甚だしきは四寶字銀を以て支拂ふて宜しければ、何程高くても買取るなどゝ云ふこともあつた位である、然るに銀貨が斯くの如く劣惡になりたる爲め、上記五種の銀貨は相互に其の相場を異にしたのみならず、金に對する銀其のものゝ相場も亦甚だしく狂ひ、兩に五十匁若くは六十匁が七十匁となな

り、八十匁となり、遂に九十五匁位にも下つた爲め、民間の取引はそれやこれやで如何に甚だしき苦痛を蒙つたかは辯を俟たずして明白であらう。

正德の幣制復古

正德の幣制復古　此に於て德川政府は觸書を出し「元字寶字の善惡を糺し、歩合を取りて通用致す者あらば屹度越度たるべし、何々の銀にても皆同樣通用可致旨」の嚴令を下して、强制的に同一の通用を爲さしめん事を勉めたれども、固より斯くの如き嚴令の行はるべき筈なくして、市場の取引は依然と相場を立てゝ通用したれば、（此時江戸・京・大阪・奈良等の兩替屋にして禁令違背の爲め投獄せられたる者多しと云ふ　經濟界の混亂日を經るに隨つて益々甚だしきを致し、殊に銀目取引を慣習とする關西地方に於ては實に名狀すべからざる大困難を來し、愁訴怨苦の聲、道路に滿るに至つたのである、當時贋貨を造つて處刑せらるゝものゝ中に、馬に乘せられて刑場へ赴くとき、贋貨の罪を犯したとて刑せらるゝなれば、二本差した立派の御役人こそ我々より罪重かるべしと怒鳴つて行つた者あり、護衞の與力を手こづらしたとの奇談もあつた位の事であるが、德川政府は正德四年に及び、遂に意を決して、幣制復古の事を斷行し、金銀兩幣とも悉皆慶長の古制に依つて之を改鑄し、其品位重量とも毫も慶長金銀に異ならざる物を發行して、元祿以來の惡幣を一切廢止せん事を企てたのである、是は夫の有名なる白石の建議を採用したのであつて、彼は之が爲め大に天下の

荻原の批評と白石の人格

名望を博し、之を實行したる德川政府も亦經濟史上偉大の功績を貽したものゝ如く云はれたのである、然れども實際の事實は必ずしもそうでなからうと思はるゝのである。

荻原の批評と白石の人格　余は是より正德の幣制改革を述べんと欲するのであるが、先づ其の前に於て今一つ元祿の時の事實に就て、注意を喚起して置くの必要あるべしと思惟するのは、他にあらず、從來の歷史に於ては此の幣制改革に就いては、專ら主として其當時の勘定奉行荻原近江守重秀を攻擊し、全然彼が私利を營まん爲めの奸策に基づきたるものゝ如く云傳ふれども、（白石の折たく柴の記には荻原の惡事は銀座の手代を罪に行ひたるとき深江庄左衞門と云ふ者の手帳を押收せられ、其の中の記事より露顯に及びたる由を記るしあり、これが荻原攻擊の唯一の證據らしく思はる）其れは勿論辯ずる迄もなく、近江守一人の責任にあらず、德川政府は前編に述べたる如く財政の困難其の極點に達し、眼前缺く可らざる國用すら之を支辨すること能はざるに至りしも、さりとて今日の如く內外國債を募集する事も出來ず、又不換紙幣の發行なども周圍の事情之を許さゝりしかば、止む事を得ずして金銀貨改鑄の下策を取つたのであつて、夫は實際德川氏執政の方針に基づいたのである、然るに之を知らざる皮相論者は白石などの非議に雷同して、此時の責任は全く近江守一人に歸因するが如く吹聽し、彼れ一人を大奸物として大に攻擊するも、これは少しく過酷に失するのみならず、頗る事實の眞相を誤りたるものである、現に**大日本貨幣史**にも或

は舊記の記事を引用して、「元祿ノ時、後藤ノ家甚ダ衰微シテ、其ノ職ヲモ盡クシ難キ體ニ至リシヨリ、金銀貨ヲ改鑄シ、其數額ヲ增サントノ一策ヲ立テ、屢々時ノ町奉行ニ其ノ策ヲ建言シタリ、然ルニ元祿八年ニ至リ町奉行ヨリノ答ヘニ金銀貨ヲ改鑄スルハ重大事件ナレバ、汝輩ノ意ニ從フ能ハズ、然レドモ今回政府ニ於テ金銀貨ヲ需要スルコトアレバ、之ヲ改鑄スル云々トノ傳達シタル由」を記載しあるが、是が眞相であつて、改鑄の建策は元來金吹方の後藤より提案したものなりしが、德川政府はその財政上の彌縫策として、之が實行の必要を認めたものと推察せらるゝのである、而して當時財政の局に當りて廟議に與りたる近江守は固より其の責を免がれること能はざるも、此の改鑄問題を以て全然彼が好策に出でたりとは、他にもつと明確なる證據なき以上は輕々しく受取り難き偏見である、白石の**折焚く柴の記**に記する所によれば、近江守は柳澤吉保（時の執政）等と結托して大惡事を肆まゝにした樣に推察せられ、豫て當時の學者間に評判の宜しかりし白石の記事にあることとなれば、世上一般に彼の言に據つて、近江守を憎惡し、此の時の財政問題を談ずる者は皆一概に近江守を大罪人として攻擊し、例へば白石と同門同窓の學者であつて、常に相互に推奬しつゝあつた室鳩巢も亦柳澤と荻原とを痛く惡口し、「荻原近江守頃日死去の由申候、斷食仕候由なり、一生の內天下の難儀を仕出し、萬民其肉を食はんと欲し申候、保山（柳澤吉保）頃日彌淫亂放逸無二忌憚一仕方と申候」（**兼山祕策**）と云つて居る位であつて、此の當時學界の權威として世人に深く信用されて居つた白石・鳩巢などが、この通りの態度なりしゆゑ、後世の學者も概ね皆之を信用し、現に幕末に於て西國三偉人の一人と稱せられた（他の二人は三浦梅園・廣瀨淡窓）人氣學者の帆足萬里なども、其の**東潛夫論**に於て、新井白石ノ**折焚ク柴**ニ載セシ如ク官五百萬兩ノ御益アレバ、其主司タル荻原近江守ハ七十萬兩（**折たく柴の記**には二十六萬兩とあり）ヲ盜ミタリ」（卷之中五、萬兩（同書には六萬兩とあり）ヲ盜ミタリ」（卷之中覇府第四）と譏つて居るが、是れも亦白石を信じての批評であつて、別に確證ある譯でも何でもないのである、然らば白石の言は其の人格の上に於て信用するに足るべきかどうかと云ふに、それは必ずしもそうでなくして、彼の學問と才幹とは何人も疑はなかつたものゝ如くなるも、其人品德行に就いては之を非議するもの乏しからずして、其の點より之を見れば彼の言は悉く公平無私なるべしとは想像し難いのである、林家は勿論彼の反對者なるを以て其の批評は强ち當てにならざるべきも、**甲子夜話**第四十七卷に林子の言として記載しある所に據れば、「白石は元と土屋民部少輔の家來なりしも、主家亡びたれば主家を去つて、堀田正俊の威權一世を蓋ふの勢あるを見込んで之に仕ふ、正俊稻葉正休に刺殺さるゝや、白石亦堀田家を出でゝ甲府殿（家

光の孫綱豐と稱す、後六代將軍家宣となる）に仕へたのである、それは此時將軍に嗣子なくして大統の甲府殿に歸すべきを見極めたのである」と云つて、「權變術數ノ人ニシテ德アル人トハ云難シ」と評し、又、**文會雜記**の著者湯淺常山（服部南郭の門人）は松崎君修の話なりとて、白石の爲人を記るし、「白石が甲府殿の邸に於て或古畫を明畫なりと鑑定したるを、狩野養朴（常信）が宋畫なりと云ふ極めを付けたるを常に甚だ不快に思ひ居たりしが、其後數年を經て朝鮮人來聘の時、養朴が一條院の御前に於て清少納言簾を捲くの畫を描いたのを見て、白石之を評し、軒の所雪少しと云ひたれば、養朴之に答へて、左樣なれども、軒の所にて禁裏と云ふことを知らせ申すが畫の古傳なりと云ひけれども、人の笑を受くべしと主張して、遂に書き直さして、昔年の不快を晴らしたる由、左すれば白石の人品は如何と思はるゝ」云々の記事あるを見れば、白石も亦公平無私の君子でなかつた事は明白なるが如し、兎に角此の時代に限らず、何れの時代でも同じ事であつたのであるが、政治家にても學者にても、皆所謂黨同伐異の弊が盛にして、殊に元祿享保年間に於ては、一方には柳澤と徂徠一派の一團あり、他方には間部と白石の一團ありて、相互に誹謗し合つて居つたことなれば、柳澤黨に屬したる荻原近江守が、その反對者たる白石に攻擊されたのは固より怪しむに足らないので

ある、故に近江守は勿論溫厚にして德望のあつた人にもあらざるのみならず、非常の辣腕家にして、此の種類の人物に免がれ難き缺點ありしことも略々想像し得らるべきも、白石の一派が攻擊する程の大惡人にして、當時の貨幣改鑄が主として彼の奸策に基因するものとは斷定し難いのである、畢竟歷史上の事實は能く〳〵其の前後左右の狀況を詳かにし、勉めて活眼を開いて之を觀察しなければその眞相を了解することは出來ないのである。

白石の建議の早計　さて正德四年の幣制改革卽ち金銀貨の品質・量目總て慶長の古制に復すると云ふは、其事の性質上勿論大に嘉みすべき事なれども、元來生きた社會の事實は其の是非利害色々複雜して居つて、必ずしも單純なる理論通りには行はれ難いのである、故に白石の建議の如く在來の惡幣を廢止して、慶長の古制に改めんとするは、其の說大に是なりと雖も、當時德川政府をして財政及經濟上の狀態如何を顧みず、急劇に此大改革を斷行せしめたのは、宛も徂徠の批評の如く、病者に激藥を用ひて聊か利き過ぎたるの觀ありて、之が爲め民間の經濟界をして、一層の混亂に陷らしめたことは蔽ふ可らざる事實であつて、其の責の一部分は白石が之を負はざる可からざるのである、吉田東伍氏は**德川政教考**に於て「學者にも似ず、空疎の弊少し」と云つて大に彼が實務の人なることを稱揚して居らるゝも、他事はいざ知らず少くと

も此の幣制改革問題に就いては、白石は徳川政府に實行準備の有無如何を顧みず、徒らに自家の理想を實現せんことを努めたのであつて、學者に普通なる空疎の弊を發揮したに過ぎないのである、現に室鳩巣すら此の問題に關しては、全然反對の意見を有し「今日金銀の品を本の如くになし返され候事、尤も難ニ心得ニ事に候、若然るべきいはれなく、今の金銀を以て本の如くになし返されんには、天下の通用し來候金銀は俄に其數の半ばを減じ、天下の人、各其家財の半を失ひ、又商工の類の利を謀り候心は本の如くに候はゝ、其物の價は其半を減じて商賣し候事も有るべからず候、然らば金銀の數は今までの半を減じ、諸物の價貴く候事は今迄の如くに候はんには、公私貴賤の難儀猶ほ甚だしきに至り候べきか」云々（**兼山讀策**第一册）と云つて、暗に金銀拂底にして、改貨の目的の達し難きことを痛論して居るのである、それのみならず白石の他の學友で鳩巣と同樣に親しかつた三宅觀瀾（白石・鳩巣・觀瀾皆與に順庵門の人人なりし事は世人周知の事である）が享保年中幕府の代官たりし小宮山謙亭（名は昌世、李之進と稱す）に話したる談話なりとて、**五松閣遺稿**を引用して、**一話一言**（大田南畝著）に掲げある記事中に「謙亭翁云予ガ三宅先生ニ親炙セシ頃、乾字色金（乾字とは寶永年間に鑄造したる小判金の極印に乾の字あるが故に之を乾字金と云ふ、元祿年間中に鑄造したものゝ元金と云ふが如し、色金は純粹ならざる混合金を云ふ）ヲ止メテ慶長ノ純金ニ返ヘスノ令アリテ、寶貨ヲ改メラレケル時、先生竊カニ予ニ謂ヘラク、寶貨ハ時勢ニ附テ差略セザレバ永ク行フ事難シ、純金ニ改メラルヽハ時勢ニカナハズ、二十年ヲ出デズシテ、再ビ色金ニカハリテ、乾字ヨリハ尚ホ等ヲ降スベシ云々ト、果シテ元文紀元ノ年、文字金ニ改メラレタリ、知言ナル哉」云々とあり、此等の事實に付推測すれば、觀瀾や巣鳩は平素屢々白石と往來して此の問題を論議したることあるべきも、彼がその意見の實行難に氣付かざりしは寧ろ不思議の至りであると云はねばならない。

正德幣制の改革と市場の大混亂

正德幣制の改革と市場の大混亂　それは姑らく措き、茲に此の改革の結果に就いて、二三の事實を例示すれば、正德四年の夏德川政府は愈々金銀吹替の令を下し、その事を發表すると同時に、これ迄九十五六匁なりし金相場は忽ち十匁低落して八十五六匁となりたるが、先づ第一の現象であつたのである、其れより實際吹替に着手するに至り、更らに觸書を出し、新金と慶長金とは同樣に通用すべく、元字金（元祿八年より寶永七年迄に鑄造したるもの）乾字金（寶永八年より正德四年迄に鑄造す）は百兩に付新金五十一兩一分の割合に定め、又新銀は慶長銀と同樣の通用となし、元字銀は一貫目に付新銀八百目、三寶字及四寶字は一貫目に付新銀五百目の割合に定めたのであつたが、此法定の割合は德川政府に於て如何に之を勵行せんと勉めたるも、民間の取引は中々この法定通りに實行せられず、人に依り時に依り、又所に依つて、各々其の交換歩合を異にしたりしかば、政府は享保三年に

至り、又舊銀と新銀との比價を改め、元字銀は新銀に對して二割半を增し、寶字銀は六割增、二寶字銀は十割增、三寶字銀は十五割增、四寶字銀は三十割增（卽ち新銀十貫目を以て四寶字銀四十貫目に換ゆるの割合）に定めたるも、是れ亦實行されなかつたのみならず、政府の干渉する毎に市場は却つて益々大騷動を來し、爾後二十餘年間、上下一般に金銀錢の相場及之に伴隨する諸物價の變動の爲めに、非常の苦痛を受けつゝあつたのである、然れども其混亂の最も甚だしかつたのは享保三年頃であつて、（改貨實行後の五年目）其の時分に於ける民間の狀況は、**近世見聞集**の同年九月以後の記事を一讀すれば略々想像し得らるゝのである、卽ちその記事の一端を例示すれば、

金四十八匁壹貳分　盆前九十七八匁なり
錢　十　八　九　匁　一兩に付五十三匁計下る（計算合はざるも原文のまゝ）
米　八十七匁　許　同二十六匁二三分なり
一貫目に付七匁餘下る
二百二十匁計りの所如し此下る

扨近年は諸商賣共混亂にて人氣狂ひ、損する人多し、金相場又々狂ひ出し、十月末には六十目になる、

金銀に歩を打事九月末より新銀正味一貫目に付五六匁、十月末に及び四十目計り、閏十月末には三百目も出る、町中騷動なり、去るに依つて所々兩替屋牢舍被二仰付一云々とあり、又閏十月二十六日の所に

金七十五匁になり、錢三十匁となり、米二百十匁となる、右に準じ諸色皆高し……諸色銀四割、五割、六割の上り、代呂物高下、一日に三四度宛替る、十一月十日時分より二十日頃迄諸色直段下り、世間靜になる、又二十一日より金錢米高し、是より山中柴どめとなり、薪大に高し……山中片田舍は四ッ寶銀すたれたると心得、四ッ寶銀にては何によらず品物を喜ぶ者あり……四ッ寶一貫目にて新銀二百五十目なれば、今いやな四ッ寶銀戀しく成る者もあり……十二月に至りては新銀を好み買込候品物を賣氣に成、人の氣の替る事、秋の夜の雲の如く、金銀の狂ひは人の心を忽ち傷ましめ、命をも捨ん事此一儀にあり云々、

此等の記事に依つて當時民間の混亂が如何に甚だしかつたかは思ひやらるゝのである。

鳩巢、白石の輕擧を批評す　享保四年十二月室鳩巢が加賀の青地齊賢に與へたる書中に於ても此の改幣の失敗を暴露して、（**兼山秘策**）

此度金銀通用御新令諸國統一に被二仰出一候、其御地杯も御詮議にて諸士中も難儀の由承申候、左樣に可レ有レ之と奉レ存候、京都西國一統つぶれ申樣に申候、當地杯は金遣に候故當分夫程

難儀は不レ仕候得共、物價くるひ候て間違候もの有レ之候、金納の所々杯は急に一倍に成故ひしと難儀仕體に候……高野の金子五十萬兩程も有レ之候、此金子公儀へ御かり被レ成候由、當年中に召上られ候由、此金子上方の町人どもかり候て、米はじめ諸物買置候て廻はし申候、急に御取立被レ成候に付難儀仕候由申候、其外代官の預り金子杯も當年中に御取立被レ成候、是以方々へ貸置き廻はし申事に候處、此度御集め申候に付、江戸中金銀のかしかりも不自由に罷成、是にて困窮の者は差當り難儀仕候、御高見の如く行々は古風に歸り申端にも可二相成一と存候、ちと急に御座候故、諸人行當り難儀仕り候、此度の御新令は三年早く候由、先日御先代金銀吹替の事に預り申人、被レ申候、いかゞ成行可レ申哉、愚見に及儀にて無レ之候云々と云つて、德川政府が輕卒に此の大事業を企てゝ、却つて上下四民の迷惑を來したることを非難し居るは、蓋し公平の意見であつたのである、然れどもそれは兎も角、此の改幣の爲めに引き起したる經濟界の動搖は、中々一時的のものでなく、その後十數年の間ずつと繼續して諸物價の激變甚だしく、之が爲め賣買取引に關する訴訟など頻々と續出して、政府は之を持て餘したるより、遂に享保十三年には亂暴にも民間の訴訟は一切之を取上げずと云ふの觸書を出すなど、不始末千萬の狀態なりしが、而かも政府は之を奈何ともすること能はず、遂に享保の末年まで同樣の慘狀を持續したのである。

白石の目的は善美でも大早計の失敗

白石の目的は善美でも大早計の失敗　然らば白石の建議の目的は素より善良なりしに拘はらず、其實行上の效果に就て之を看察すれば、夫の一部の皮相論者が云へるが如く成功したるものにあらざるのみならず、却つて益々經濟界を攪亂したものであつて、それは畢竟前に述べた如く、德川政府は此大改革を實行するの準備もなく唯だ漫然と之に着手し、發行の新金銀は其の數甚だ少くして、到底在來の舊貨幣の引替に應ずること能はず、隨つて數年間新舊の金銀貨竝行はざる可らざるの必要ありしかば、新貨は隨つて出づれば隨つて隱れ、惡幣益々市場に跋扈するに至れると同時に、政府は之が爲め狼狽して、種々不自然的の干渉を試みたるが故に屢一層の混亂を釀成するに至つたのである、鳩巢の書中にある如く、三年早過ぎたか五年早過ぎたかは知らざるも、德川政府が前後の思慮もなく、うかと白石の議を採用したのが、抑もの過ちであつたのである、曾てソロルド・ロージャス(Thorold Rogers)が、英國に於てエリサベス女王が其の先代ヘンリ八世王及エドワード六世王の時代に濫發せられたる惡幣の改革を企てたるには、其の目的洵に善美なりしに拘はらず、空しく失敗に終つたのは、全く早計なりし故であると評して居るが、(*Work and Wages*, Social Science Series edition p. 45. 參照)スタンレー・ジ

エヴォンス(Stanley Jevons)も亦其の貨幣論(*Money*)に於て「何れの國に於ても貨幣鑄造の歴史は殆ど皆惡貨鑄造の談話を反覆繰り返へして、時々正しき本位に回復せんとする計畫を試みたるに過ぎないのであつて、而かも此の計畫は其の目的の善良なるに拘はらず、多くは常に無效に歸したのである」(*ibid.*, p. 80)と述べたるは、何れも能く本論の場合に適中するの言である。

惡幣の通用禁止の結果　當時の記錄に據れば享保四年の頃に至つては、新銀貨多く出來したるを以て、德川政府は其の翌年即ち享保五年には令を下して、元祿以來の惡銀貨は斷然悉皆停止すると云ふことを公布し、其の翌六年限り通用を禁ずるに付各々其の期限を誤らず、新銀と引換べきを嚴達したのである、それは勿論そうなかる可からざることなれども、此の禁止令が果して實行せられたるや否やは不明である、否多分例の如く一片の空文であつて少しも實行せられなかつたものと思はる、現に乾字金の如きも此の年右の如く令を出して通用を禁止せられたる筈なるに、それより九年を經て享保十五年には更らに之が通用を復活し、「乾字金の通用は一旦既に禁止したるも、尙世上に許多存在するを以て、再び通用を許せしが如き實例もあれば、元祿以來の舊銀は此の禁止後に於ても尙實際民間の取引上に行はれて居つたかも知れないのである、然れどもそれは兎も角正德五年の改革後、世上通用の金銀は大に其の額を減少し、鳩集の云へる如く、果して半額に減少したか否かは分らざるも、其の市場に流通したるもの丶甚だ多からざりしは明白の事實であつて、之が爲め諸物價殊に米價が最も著るしく低落し、豐年の時などは殆ど瓦礫に等しき相場であつて、(**國恩俚談**卷之一參照)政府は云ふ迄もなく、士も農も亦與に非常の慘害を蒙るに至つたのである。

貨幣量數の減少と米價の下落竝に惡貨新鑄の計畫　此の時既に財政困難の極に達し居たる德川政府は米價の下落に依つて一層甚だしき大困難を感じ、種々苦心の折柄、宛も民間の有力者中に米價の下落は貨幣の量數の減少に歸因するものなれば、之を救治するの策は、其品質は少少劣惡なりとも、通用貨幣の量數を增加するに若かずと云ふの論を主張する者(徂徠等皆此の說を唱ふ)ありしより、政府は之を以て奇貨居(おく)べしとなし、遂に復た正德四年以來の方針を一變して、惡貨新鑄の事を計畫し、元文元年より所謂文字金銀を發行するに至つたのである、而して此度の新金銀は其の品位如何と云ふに、金貨は百分中純金六五・三二にして、銀三四・五三である、(元字金よりは品位少しく良し)銀貨は純銀四六・〇〇、銅五四・〇〇(二寶字銀よりは少し良質)であつて、慶長及正德金銀に比すれば、餘程劣惡になり、殊に通用の廣き銀は半分以上も銅なりし故に、金銀の比價は又々大に狂ひ、隨つて物價の變動を來したのである、其れより後文政の始め

に至るまで八十餘年間、時々之を鑄造しつゝありしが、此の間復た大に幣制を亂したる一事實は、夫の明和年間に於ける南鐐二朱銀（南鐐とは爾雅に白金謂之銀とありて最上の銀を指すと、金銀圖錄に見ゆ）の發行である、此の南鐐の發行は元祿・正德及元文の改制に續きて、德川政府の幣制改革上に新紀元を造りたる大事件の一である。

南鐐二朱銀の發行

南鐐二朱銀の發行

南鐐二朱銀の發行　是迄は銀貨は金貨と竝行はれて居つても、所謂秤量貨幣（Currency by Weight）と云ふべきものであつて、事實は何貫何匁と云ふ目方に由つて通用しつゝあつたのである、然るに明和二年に至り勘定奉行河井越前守久敬の建議を採用して、定量五匁の銀貨を鑄造し（明和五錢銀と稱す、長方形にして縱一寸五分橫七分强）其の三枚を以て金の一分に通用すべきを命じたのである、（當時の幣制にては四錢は一分とし四分を一兩とす故に明和五錢銀（錢は匁に同じ）三枚を以て金の一分に交換すれば一兩は十二枚にて矢張表面は金壹兩に付銀六十匁の割となる）是が德川政府に於て定位銀を發行したる濫觴なりしも、此の五匁銀は品質劣惡にして文字銀（元文元年鑄造）と同じく程色（歩差しの事にて一歩ざしを九程色とし、二歩ざしを八程色とするが如し、程は又呈とも書す）四分六厘（百分中銀四十六分、銅五十四分）にして矢張り半ば以上銅であつたのである、故に民間一般に之を嫌つて其通用甚だ圓滑ならず、明和二年より七八年間に凡千八百餘貫を鑄造したるも、空しく兩替店に滯積して流通するに至らざりしかば、同九年より斷然之を停止して、更に南鐐二朱銀（市場にては安永南鐐、安永二銖銀又古二銖銀など稱せり、明和九年は安永元年なるが故なり）を發行したのである、此二朱銀は品質純良にして、携帶使用に便利なりとて、市場に大に歡迎せられ、盛に流通したりと雖も、其の發行と同時に令を出し、曩きに五錢銀（五匁銀）を發行したる場合の如く、金と同樣に通用すべきを觸れ、且其の裏面に極印しある通八枚を以て金の一兩に充つべきを命じたのである、（南鐐二銖銀は縱八分五厘强、橫五分にして、裏面には以南鐐八片換小判一兩の十字を極印す）此の時代より德川氏の幣制は金銀兩本位制を採用したる姿なりしも、實は此の南鐐八枚を以て金の一兩に充つるの制は、其の當時より議論のあつた事で、此頃銀座後藤三右衞門の差出したる上申書中にも「神君御定被爲置候金銀通用の格を崩し候惡法之濫觴に御座候」とあるが如く、之が爲めに又々大に金銀の比價を紊したるより、後世の人々は之を以て金の海外流出を促がしたる大原因として痛く非難したのである。

金の海外流出を促したと云ふ論據

金の海外流出を促したと云ふ論據　今玆にその理由とする所を略述すれば、南鐐二朱銀は最上銀にして、殆ど純銀なれども、其の一個の目方は二匁七分五厘であつて、（羽田正見貨幣通考（吹塵錄所載）の金銀幣一覽表に據る、然るに金銀圖錄附錄には二匁〇五厘とあり、是は文政七年に改鑄されて、重七分を減ぜられたるが故なるべし）八用して居つた文字小判金及一分判金は一兩の純金凡二匁三分弱乃至二匁五分强であつたのであるから、即ち南鐐二銖銀八枚を以て金の一兩に充つれば、金一銀十乃至九の割合となるのである、而して此時代に於ける歐洲の金銀相場はチュルゴー（A. R. J. Turgot）の *Réflexions* の記事に見

ゆるが如く、金の一オンスに對し、銀の十四五オンスであつたのである。（チュルゴーのレフレクションは一七七〇年彼が在世中に出版したるものにて、一七七〇年は明和七年であつて、南鐐二銖銀發行の二年前なり、然れども本書英文譯者はチュルゴーが本書を著はしたるは一七六六年（明和三年）の終頃であると云へり、Economic Classics 本の序文を參考すべし故に）金銀の比價は我國と歐洲との間に於ては凡五割の差があつたのであるから、利に鋭き外國人などは直に此點に氣付きて、此の五割の儲をなさんとて、銀をどし〳〵內地へ齎らし來り、金と交換して持歸つたのである、是れが金の海外濫出の始りであつて、此の後復た數回の改鑄に依り、銀貨の品位益々劣惡となり、現に前記後藤三右衞門の上申書中にも「其後文政度に吹替、右八片の目方十六匁に相減じ、又一朱銀に吹直し目方十二匁に相減じ、猶又此節之一步銀に吹直し、目方大に減じ、九匁二分を以て六十目の通用に被ㇾ行、前代未聞の惡幣と相成」云々とあるが如き狀態となつたのであるが、其れにも拘はらず金銀貨の法定の比價は依然と同一の割合（二銖銀なれば八枚、一銖銀なれば十六枚、一步銀なれば四枚を以て各々金貨一兩に換へたのである）なりしかば、我國に於ける金は益々下落し、其の一を以て僅かに銀の五、六に對するが如き割合となりたれば、其後安政條約の締結に及び、愈々益々此の流出の趨勢を促進し、金貨は遂に地を掃つて空乏となるに至れりと云ふのである、余は此の說の當否に關し、左の一言を述べて參考に供せんとす。

法定の比價に拘はらず市場相場にての交換　德川政府は常に法定の比價卽ち金一兩に對し銀六十匁の定制（元祿以來の）を維持せんとし、屢々令を發して、嚴罰の下に之を強さゝらんことに苦心し居たるも、民間の取引は勿論其の通りには行はれず、時々の相場に從つて受授したのであつて、明和年間には前記の如く定位の銀價を發行し、其の金貨一兩に對する交換の割合を一定したるも、市場に於ては相變らず時の相場に依つて之を受授し、實際小判金を南鐐八枚と交換する樣な愚を爲すものなく、金貨を渡す者は相場並相當の打步を取らざれば交換する者はなかつたのである、故に外國人が安政條約を利用して我金貨を買入れんとすれば、法定の比價如何に拘はらず、矢張り市場の相場に依つて買入れねばならなかつた事は明白であつたのである、內地人の取引は時の相場に依り、外國人には相場以外に格安なる法定の價格で金貨を賣渡したと云ふ樣なる恩惠的行爲の行はるべき筈は決して之れなきが故に、銀に對する金の法定の比價は如何に安かりしとも、之が爲めに金の海外濫出を促進したと云ふ事實は、世間で喋々騷ぎたるが如き大層の事でもなかつたらうと信ずるのである、前にも云へる通り安永以後銀貨の改鑄毎に其の品位を貶し、天保年間に及んでは毎兩の純銀僅か九匁二分ほか之れなかりしが如き、惡銀すら發行さるゝに至りしかば、若し實際法定の價格卽ち二朱銀八枚若くは其の一步銀四枚を以て小判金（一兩）と交換する者ありたらんには、外國人がどし〳〵買込んで行つたと云

ふ事も、勿論想像せられざるにあらざるも、幸に市場にては法定の比價には頓着なく、別に私かに相場を立てゝ取引して居つたことは蔽ふ可らざる事實なるが故に、如何に外國人と雖も、そう甘く利を占める譯にも行かなかつたであらう、然れども法定の如何には關係なく、當時我國に於ける金銀の比價が歐洲のそれに比して若干不釣合であつて、金が割合に安かつた事は是れ又疑ふ可らざる事實なりしかば、之に乘じて外國人等が多少金貨を買込んだことなきにあらざるべきも、さりとて之が爲め多くの論者が想像したる如く、盛にその濫出を促がして、我國の金貨は殆ど皆海外に奪ひ去られたなどゝ論斷するは余の同意し難き所である、（金銀比價の不倫の爲めに金が濫出すれば其の代りに銀が濫入するのが一般の理法である、余は德川氏の末に銀の濫入沙汰あるを聞かないのである）余は德川政府の末年に於て、金貨が海外に輸出されたるは、彼此交通の當然の結果であつて、其の程度の差こそあれ、宛も其後明治年間に於ける對外貿易の事情と同一の原因、卽ち輸入の超過に歸因するものであつて、金銀の法定の比價が不倫であつた爲めではあるまいと思惟するのである、此の問題は曾て國家學會雜誌第七卷に池部駒男氏なる人が**安政ノ貨幣事情**と題する論文を掲げて說明した事がある、余は大體に於て池部氏の意見に贊成するのである。

幣制紊亂の經濟的結果　金銀貨のデベースメント（Debasement）、卽ち品位を低下することは我が日本に限られたことにあらず、西洋でも何處でも、或る時代には中々盛に行はれた事實であるが、現に近世的の意味に於ける經濟の最も早く發達した英國に於ても、チュードル王朝時代（十六世紀）には德川氏の元祿以後と同樣の紊亂を呈し、又佛國にても、フィリップ四世時代（十三・四世紀）には我が德川氏よりも、尙一層甚だしき惡貨を發行して、國民に多大の迷惑を及ぼしたことがあつたのである、故に單に歷史上の談柄として看察すれば、斯くの如きは往々有勝ちの現象であつて、必ずしも深く怪しむに足らないのである、卽ち我が德川時代の幣制は如何にも不統一であり又不始末であつて、之が爲めに國民の經濟的利害を犧牲にすることは實に多大なりしも、それは政治經濟上に於けるあらゆる他の施設が、一樣に不完全なりし當時に於ては、誠に止むことを得ない事實であつたのであらうが、而かも他の一方より詳かに此の惡幣制の結果を批判するときは、之に依つて多大の利益を得たるものも、亦少くなかつたのである、現に江戸・京・大阪三都の人々にて日常現金を以て必要品を買入るゝもの、又は小商業に從事して居る商人共は日々物價の狂ひに依つて、不利不便を感ずること少からざりしは明かなるも、此の時代に最も重要なる商業であつた兩替商などは此の幣制の紊亂に乘じて、常に莫大の暴利を收めつゝあつたことは是れ又疑ひなき事實であつたのであらう。

兩替商の奸手段

兩替商の奸手段　從來大阪には十人兩替と稱する富豪の團體あり、其の名は十人兩替なるも仲間の人々は、天王寺屋・平野屋・鴻池屋善右衞門・米屋平右衞門・近江屋・炭屋・加島屋・鴻池屋庄兵衞・米屋長兵衞・松屋・錢屋・三井・天滿屋・辰巳屋等有名の大兩替商を始めとし、總て三四百軒の同業者ありて（安永年間には總計三百六十軒あり、明治の初年には三百九十五軒ありしとの事であるが、錢屋兩替・米方兩替など云へるものを精細に算入すれば四百軒にも上るべしと云へり）各々盛に營業しつゝあつたのであるが、それは皆何れも此の幣制の缺陷を利用して國民の膏血を絞りつゝあつたのである。

然しながら貨幣制度の缺陷に乘じて不當の暴利を貪りつゝあつたのは、獨り我が德川時代ばかりに限られた事ではなく、西洋に於ても歷史上多くの實例があつたことで、現に中世紀の終頃より近世紀の初頃にかけ、ジュウス（Jews）やロンバード商（Lombards）が歐洲諸國を此所彼所奔走して、金貸業や金銀の賣買を盛に營んで居つたのは、他に色々の事由もあつたのであるが、其の主たるもの一つは矢張り大阪の豪商がやつて居つたのと同一の手段を、猶一層大仕掛に行つて暴利を收めて居たのである、スタンレー・ヂェヴォンス（Stanley Jevons）は其の貨幣論（Money）に於てこう云つて居る、「通貨の善惡は素人には鑑別し難いから、兩替屋・地金屋・銀行家、若くは金銀工など、其の善惡を見分けることを有利の業務となし、純金銀の量目の重い良貨を輸出又は鑄潰して儲けを計つて居たのである」との事は、實際その通りであつて、良貨と惡貨との間に於ける品位量目の差異は取りも直さず、兩替屋等の利益となつて、彼等の囊中に收められるゝのであるから、ジュウス若くはロンバード商は當時各國の幣制の混亂不統一を利用して、この奸手段を行ひつゝ多大の富を作つたのであるが、我が大阪の兩替商も亦同じ手段に依つて富豪となつたのである。

德川時代に於ける大阪の富豪が我が國財界の中心となり、天下の財貨七分は大阪にありと唱へられたる程なりしは、必ずしも金銀賣買の結果のみにあらざりしことは、固より云ふ迄もなしと雖も、而かも德川氏の幣制の紊亂が彼等に不正の暴利を得せしむるの機會を與へたることは疑ふ可らざる事實であつて、彼等以外の眞面目なる商人にして、江戸・大阪・京都などで正業を營みつゝあつた者は、勿論この惡幣制の爲めに非常の迷惑を蒙りたることは明かなるも、特に彼等兩替屋に取つては德川政府は、少からざる恩惠を施したものであると云はねばなるまい、卽ち大阪に前記の如き多數の兩替屋を現出せしめ、彼等をして我が國財界の中心團たらしめ、或る意味に於て資本主義の發達を促がしたのは、一つには確かに幣制紊亂の賜であると云

ふも決して妄斷ではなからうかと思はる。

信用制度の發達

信用制度の發達　加之ならず幣制紊亂の結果は、新井白石が云へる如く、正德享保の頃に於てすら、既に多種異樣の貨幣ありて、唯だ金銀貨だけでも各々其の性合を異にして九種に分かれ居たのであるが、享保以後德川氏の末年に至るまで屢々金銀を改鑄し、其の改鑄毎に品位を貶して、愈々益々粗惡なるものを發行したのであるから、德川時代の通貨は、其の性合の善惡より云へば、幾種類の等級にも分かれて居つて、中々九種や十種ではなかつたのであつて、それが皆其の貨幣價格を異にし、同一の形製、同一の極印であつても、何れも同一の價格で通用しては居らなかつたのである、然るに是等各種の通貨の性合を一々鑑別することは、普通の商人では到底不可能であつたのであるから、大阪に於ける正金銀の取引は唯だ兩替商仲間同士にのみ止め、其他は大抵手形を振出して取引するの慣例となり、一般の商人を始め遊廓等の賤業まで、正金銀よりは手形の仕拂を便なりとし、大金の受授は勿論十匁乃至二十匁ばかりの小額にても、概ね手形取引にすることゝなつたのである、(**兩替商沿革史**九一―二頁參照)故に德川時代に於ける幣制の混亂不統一は、一方に於て兩替商たる富豪の盛大を來し、資本主義の發達を促がした原因であつたと同時に、他の一方に於ては大阪に信用制度を發達せしめた一大原因であつたのである。

幣制は完全であつても、多額の正金銀を受渡すよりは、同じ事なら、紙幣や手形の方が却つて便利であるから、是が信用制度を工夫せしめたる一つの事由なるべきや勿論の事なれども、幣制の不統一、通貨の亂雜が又確かに信用制度發達の動機となつたことは、宛もアムステルダムやハンブルグの銀行が、各國各種の亂雜なる通貨の使用に伴隨する不便利を避けんが爲めに成立して、銀行紙幣の效用を一般商人間に普く認めしめたる事實に徵しても明かであらう、アムステルダムの銀行は一六〇九年に其市の保證に據つて設立せられたのであるが、此の銀行は各國の貨幣及自國の惡貨などを、其の正しき本位貨幣を標準としたる實價(少額の鑄造費及其外の手數料等を見込んで)を以て預かり、各々其の預主の爲めにそれだけの手形を發行し、之を稱して Bank-Money と稱したのであるが、このバンク・マネーは固より正確に本位貨幣と同一のものなるが故に、常に其の眞の價格を有するのみならず、事實通貨より以上の價格を維持して居つたとの事である、(A. Smith. *Wealth of Nation*, Cannan's edition, vol. I. p. 444) 大阪に於ける手形通用の事情はアムステルダム銀行 (Bank of Amsterdam) の事とは勿論其の性質を異にするも、本位貨幣の通用を爲さずして、其の實價で取引さるゝの不便利に顧みて、信

用制度に依頼しなければならない様に據なくせられたるは、彼我全く其の軌轍を同うするものであらう。

大阪に於ける信用制度が大に發達して、各種の手形が一般の取引上に多大の便利を與へし事は前記の如くなるが、それに隨つて又一方に於ては甚だしき信用の膨脹を來し、一時銀手形の盛なりし頃には、（明和安永の頃ならん）一萬兩の資本を以て六七萬兩の手形を振出した者あり、し位にて、（**大阪商業習慣錄**に據る）之が爲めに、時としては大失敗を招きて金融界に大騷動を來したることありしも、兎に角大阪の信用制度の發達は、我が日本の經濟史上最も著明の事實にして、啻に上方地方のみならず、全國の經濟上に直接若くは間接に、多大の貢獻を爲したることは固より明かであらう、畢竟する所斯く迄に信用制度を發達せしめたるは、德川氏幣制の紊亂に歸因する自然の結果に外ならずと云ふも亦決して過言にあらざるが如し。

幣制紊亂の惡影響は小區域　大阪の富豪が幣制の紊亂に乘じて、多大の富を作りつゝあつたことは、前記の如くなりとするも、日本全國民中大多數の者は此の紊亂の爲めに非常の迷惑を蒙り、少からざる不利・不便を免がれなかつたのであるから、德川氏の秕政の結果は詰り一般國民の利益を犧牲にして、少數なる兩替商等に恩惠を與へたるものに外ならざるべしと反問する者あるべくして、而かも事實或は其通りの結果なきにしもあらざるべしと雖も、玆に此の點に關し、一つの幸なる事には、江戸・京・大阪三都以外に於ける各地方の人々、卽ち全國民の大多數は中央政府なる德川氏の幣制が如何に紊亂し、如何に不統一であつても、それには實際さまで大なる痛痒を感ずることなく、隨つて賣買取引の上にも、意外に影響を與へなかつたと云ふ一事實があつたのである、其れは何故かと云ふと、德川政府の鑄造した金銀貨は前にも述べた通り、其の性合の善惡に拘はらず、發行高は比較的少額であつて、一般全國の流通には勿論不足を告げて居つたのであつて、是等金銀貨の通用は實際僅かに三都其他小部分の地域に限られ、全國各地方に割據する諸大名の領地内には、各々其の藩々の紙幣や手形が流通して、交易の媒介をなし、例へば德川氏の本位貨幣なる大判・小判など云へるものは、大名若くは極めて小數なる富豪の金庫内に、骨董品の如く貯へられて居つたものに過ぎないのである、本位貨幣が姿を隱くして民間の取引上曾て影も形も見せないといふ奇怪の事は、今も昔も異ならない現象であつて、現に今日金貨本位の日本帝國に於て、政府の發行せる金貨、卽ち二十圓・十圓・五圓等の金貨は、民間には全然通用の跡を絶ち、田舍などでは一生涯金貨の顏を見ずして終る人さへ少くないやうであるが、德川氏の大判・小判も丁度その通りで、各地方では唯だ其の名

幣制紊亂の惡影響は小區域

を聞くのみで、實物は遂に手にしたこともないと云ふのが通例であつて、實際其の賣買取引上に流通して居つたのは、藩札若くは各種の手形のみであつたのである。

藩札及切手の流通

藩札及切手の流通　勿論この藩札なるものは一定の法令の下に一定の形式を具備して發行したものではなく、矢張り前に述べた如く硬貨の發行と同じく、公然德川氏の許可を受けて發行したものもあり、又無許可で内密に發行して居たものもあり、藩の政府が自ら機關を設置して發行したものもあれば、又藩の用達商人に請負はして發行したものもあつたのである、例へば秋田久保田藩の紙幣は金札には一分札・二朱札・一朱札の三種あり、銀札には三十匁・十匁・五匁・三匁などあり、又錢札には十貫文・一貫文・五百文・三百文・二百文・百文・五十文・十文・五文の數種あり、此等金銀錢の紙幣は總て合せて十九種あつて、皆秋田藩久保田會所より發行したものであるが、これは何れも兌換の形式を具へ居るも、正金銀を藩外へ輸出することを嚴禁し、隨つて外國人(卽ち秋田藩外の人)には正金銀との引換を許さぬ制度であつて、領内の者は之を引換へるの必要を感じなかつたより、事實に於ては不換紙幣と同樣のものであつたのである、而して斯くの如きは特り秋田藩に限らず、全國各藩殆ど皆同じ樣に各種の紙幣を發行して、其の領内に流通せしめて居つたのであるが、何れも大抵皆秋田藩の如く正金銀の外出を禁ずるが爲めに、藩外の商人には引換を許さなかつた樣である。

一體德川時代に於ける各藩各地の紙幣なるものは紙幣と云へば紙幣であるが、其の實今日の樣な完全な紙幣ではなく、唯だ單に手形とか切手とか云ふ樣なものであつて、其の形式など甚だ幼稚不完全なるもの多くして、前にも云へる如く藩政府發行のものもあれば、半官半民の產物會所より發行したるものもあり、又全然一個人たる商店より發行したり、甚だしきは京都・奈良・高野山などの寺院より發行したものもあつたのであるが、總て是等の紙幣類は米を始めとし、皆夫れ〳〵其の藩其の所の特產物を抵當として發行したもの多く、仙臺の米札は有名のものであるが、其の他、紙や蠟の切手、鹽・砂糖・大豆の手形などより、甚だしきは唐傘の切手、馬具の切手等もあり、又奈良に於ける德川氏の所領地にては年貢米を銀一匁手形となし、御料所八箇村庄屋・年寄・總百姓請負として發行したものなどありて、何れも紙幣同樣に其の地方限り流通して居つて、金銀貨の代用を爲して居つたのである。

右の如く德川時代には各種異樣なる紙幣類似のものが、各藩各所到る處に數限りもなく濫發されて居つて、皆何の故障もなく圓滿に金銀の代用をなして、民間に融通して居つたのであるから、本當の本位貨幣が品位を貶されて惡くならうと、相場がどう狂ふと、それは主として三

都だけ位の事であつて、各藩各所の經濟上には大した影響はなかつたのである、今日の様に帝國全體統一に歸して全然中央政府の法令の下に支配さるゝことゝなり、而かも其の上に對外通商などの關係ありては、德川時代の如き不統一、混亂を極めたる貨幣制度は、勿論一日も其の存在を許すことは出來ないであらうが、封建時代には各藩が全然獨立であつて、中央政府の經濟政策には彼等は殆ど風馬牛であつて、其の幣制が亂れて居つても、貨幣が粗惡であつても、夫れが爲めに其の地方の經濟界を攪亂さるゝことは、割合に少かつたのみならず、他の一方より之を見れば、惡幣制・惡貨幣の行はれて居たことは、宛も大阪などの場合と同じく、却つて各地に信用制度の發達を促し、手形取引を奬勵するの機會を與へた位の事であつたのであらう、プリーストレー(Priestley)曾て其の著歷史講義(*Lectures on History*)に於て「紙幣を發行するには其の引換に應ずるだけの正貨準備を必要としない、若し其國に之に相當する商品があるならば事實夫れが準備である、此の場合には紙幣は商品の代表たる正貨なしに、直に其の商品を代表して居るのである、革命以前に於ける米國殖民地の事實が正さしくそれを證明して居る、當地殖民地の得らるべき貨幣は事實大英本國に集中して居つたのであるから、彼等殖民地の者は其の相互の取引上金銀の使用と云ふ事は全く知らない位であつたのである、そこで彼等は別に交換の媒物として、殖民地政府が準備なしに發行したる紙幣を流通して、(六片の小額紙幣なり)用を充たして居つたのである、卽ち此の紙幣が金銀貨の代用を完全になして居つた譯である」云々(*ibid.*, London, 1826, p. 439—441)と記して居るが、德川時代に於ける各藩の狀態は略々この殖民地に類似したものであつたのであらう。

參考書

○新井白石**寶貨事略**○同**建議**○室鳩巢**兼山記策**(日本經濟大典第六卷所收)○草間直方**三貨圖彙**(同上第三十九卷・第四十卷)○近藤重藏**金銀圖錄**○佐藤治左衞門**貨幣記錄**○茅原定**茅窓漫錄**○**大日本貨幣史**○吹塵錄○濱田健次郎**日本古代通貨考**○齋藤坦藏**德川貨幣志**○齋藤美澄**古代貨幣沿革考**(史學協會雜誌第二十七號)○池部駒男**安政ノ貨幣事情**(國家學會雜誌第七卷)○山崎覺次郎**金銀變動の抑制を目的とする數種の考案に就て**(國家學會雜誌第十八卷)○亞使**貨幣要錄**(雜誌江戸所載)○柳田國男**日本銅產史略**(國家學會雜誌第十七卷以下)○造幣寮編纂**貨幣條例備考**

W. Stanley Jevons. *Money and the Mechanism of Exchange.* 1875. W. A. Shaw. *History of Currency.* Second edition. 1896. L. Rioss. *Die Goldausfuhr aus Japan in 16. 17. und 18. Jahrhundert.* (Zeitschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte. Bd. VI)

第七編　家中工業と産物廻し

家中の内職

家中の内職　余が此に家中工業と云ふは、今日所謂家内工業又は小工業の事にあらず、徳川時代には諸藩の侍達（サムライタチ）を家中と稱し、何藩の家中、某侯の御家中など唱へたるゆゑ、直に其語を取つて家中工業としたのである、即ち藩主が主動となり、其の家臣に授けたる工業である、徳川時代にては之を稱して家中内職と云つたのである。

工業の目的

工業の目的　家中工業の起原を尋ぬるに付、先づ最初に述べねばならぬことは其の工業の目的である、目的に依つて之を區別すれば左の三種である。

一、國産奨勵の主意に出づるもの、
二、藩主の物好きに出づるもの、
三、諸士救濟の主意に出づるもの、

但斯く區別するも、此の區別は勿論はつきり分れたものにあらず、國産奨勵の主意に出でたるものが、後には段々盛になりて、諸士救濟の目的に適ふことあり、又藩主の物好きに出でたる事業が、追々盛大になつて、後には其の國の特産物となつたことも鮮からず、又

諸士の救濟を目的として始めたことが、其の國の重要産物となつた事あり、此の最後のものが、卽ち今此に余が主として述べんとする主題である。

産業の奬勵

産業の奬勵　國産奬勵の主意に出でたものは、其の起原最も古く、例へば蒲生氏郷が漆器を奬勵し、黒田長政が博多織を再興し、（天文年間に濫觴して其後中絶したり）水戸光圀が抄紙、製茶を奬勵し、海苔及白魚の繁殖を計り、又野中兼山が土佐侯をして、種々の産業を興さしめたる類である、總て是等の事業は、志ある諸藩主が皆競つて奬勵して居つたのであるが、是等の多くは余が此に逃ぶる家中工業には適當にあてはまらないのである。

大名物好きの工業

大名物好きの工業　藩主の物好きに出でたものの重もなるものは茶の湯用に供したる陶器である、陶器は古來より多く製造しつゝあつたものなれども、大名が之に從事するに至つたのは、文祿朝鮮の役に、島津・毛利二氏（島津義弘が朝鮮毛利輝元が）の陶工數人を伴れ來つて、各々其の領内に製陶業を興し、長州にて萩燒、鹿兒島にて薩摩燒を始めたのであるが、此れは實に義弘（島津）・輝元（毛利）二氏の物好きに出でたるか、又は初めより大に國産として斯業を盛ならしむる目的であつたか、其邊は分明ならざるも、恐らくは少くとも最初の頃は物好きが事を始むるの動機であつたのであらう、然れども其後德川氏の世の中となり、太平打ち續き、諸大名は段々と遊惰に流れ、奢侈に赴きたれば、其の時代に於ては、往々自家の玩好の爲めに、陶窯を起したものがある、例へば肥前の國主鍋島直茂の臣多久長門守（有田の領主）が征韓の歸途、朝鮮人李參平（金江の人、歸化して金江氏を稱す）と云ふ者を伴ひ歸り、松浦郡泉山の土を以て陶器を燒かしたのが有田燒の濫觴となれるが如く、又明曆年間には中村藩主相馬氏が、其家臣田代某に命じ、野々村清兵衞に就て、御室燒を學ばしめ、其の陶法を得て、所謂相馬燒を始めたるが如き、又紀州侯が有名なる御庭燒を試みたるが如きは、皆な藩主の物好きに出でたるものと察せらるゝのである、而して紀州の御庭燒は、紀州侯及少數の藩士に傳へたるのみで、國産と云ふ程のものにもならず、全くおもちや位に止まつたのであるが、相馬燒はおもちやが本ものとなり、其後大に發達して、中村地方の特産物となつたのである、然れども家中工業として多數の藩士等が、之に從事したかと云ふに、左樣ではなかつたらしく信ぜらるゝのである。

侍の貧乏

侍の貧乏　さて諸士救濟の主意に基づき、諸藩の家中に於て一般に從事せしめたる工業、卽ち正當に所謂家中工業は、何が動機で起つたかと云へば、それは全く當時の必要が然らしめたのである、必要は工夫の母であると云ふ諺を事實に證明したのである、卽ち其の事情を詳かに

すれば、既に第五編にも述べた如く、徳川氏の中世以降、卽ち元祿以來上下一般に非常の窮迫に陷り、諸藩の侍は何千石とか、何百石とかの知行を領して居ると云つても、それは多くは名義のみであつて、實際は中々其の呼聲だけの高を貰つて居つたものにあらず、十中八九まで其の半分もなかつたのである、太宰春臺の經濟錄拾遺に「近來諸侯大小となく國用不足にして貧困する事甚し、家臣の俸祿を借る事少きは十分の一、多きは十分の五六なり」と云つて居るが、俸祿を借るとは俸祿を渡さぬと云ふことであつて、十分の一借ると云へば千石のものは九百石、百石のものは九十石であり、十分の五六の借と云へば千石の者は四五百石、百石のものは四五十石の俸祿で辛抱さすのである、然るに春臺の記事は享保頃のことであつて、其時の諸大名は、まだ〳〵比較的窮迫の程度は甚だしきに至らなかつた時分である、其れより段々降りて、寛政以後に於ては、天下の諸大名悉く眞に甚だしき窮迫に陷りたれば、諸士の俸祿は次第次第に減ぜられ、例へば雲州の如き朝日丹波の財政整理が行はるゝまでは、百石の實封僅かに三十石に過ぎなかつた位であつて、斯ることは薩州や長州其の他の諸藩にも實例が少くないのである、故に寛政以後には僅々少數の大名の外は、其の臣下たる諸士に對して、碌々俸祿を渡すことは出來なかつたのであつて、諸士の慘狀は言語道斷であつたのである。

侍の救濟策　此に於て諸士救濟の聲が高まつて來て、太平の世の中に武士が何もせずに無職で居ては、詰り主人も本人も共倒れとなるのである、早く何とかせねばならぬと云ふことが起つて來たのである、而して斯る場合に臨み、其の救濟法として、種々の事を申出したものがあつたのであるが、其中に最も勢力のあつたのは夫の農兵論である、農兵論とは、古は兵を農に寓すと云つて、兵士は平時事なきときは、各々農村に歸寓して、耕作に從事し、一朝有事の際には徵發に應じて、大將の麾下に集るの制であつたもので、西洋にては羅馬などに於て行はれ、又ウェールスなどにては、十二三世紀頃まで矢張り實行して居つたのである、徳川時代に此の農兵論を主張したものは、熊澤蕃山を始め、徂徠・春臺など、皆盛に之を唱道し、近くは廣瀨淡窓なども之を主張したるも、昔と今とは時勢人情が異つて居るから、實際此の說は種々の理由があつて行はれなかつたのである。

侍の救濟策

家中工業の始つた動機と其の工業の種類

家中工業の始つた動機と其の工業の種類　さりとて諸士の困窮を、此儘放任して置く譯にも行かざるより、大名中の氣の利きたる者は、諸士に授産の法を考へて之を奬勵することになつたのである、是れが所謂家中工業の始まつた動機であつて、其の工業の種類はどんな物であつたかと云へば是れは別に何々と、限定せられて居つたものにあらず、各々其の地方々々に便利

にして、適當したるものを選んだのであつて、其の品目は千差萬別である、例へば陶器あり、漆器あり、製糖あり、製茶あり、製絲あり、竹細工などもあれば、傘の製造まで實行し、中には馬の鞍などもやつた事がある、併し此等の多くのものは、其の性質上、家中工業卽ち侍達の從事する仕事としては甚だ不適當であつて、餘り盛に家中には實行されなかつたものらしく思はるゝのである、故に此等の工業は當時藩主及少數の侍などが發起奬勵したことあるも、家中一般には行はれずして、多くは直に民間普通人民の職業に移つて仕舞つたのである、然るに其中家中工業として、最も適當し、隨つて著るしく成功したるものは製絲・紡織事業である。

元來武骨にして粗放の習慣ある武家武人に、工業的の仕事をやらすと云ふことは無理の注文である、辻番の耄碌爺か、楊枝削の內職位が關の山で、其他工業と云ふ工業らしき仕事は到底駄目であつたのである、故に怜悧なる大名は、其邊の事を能く承知して居たるより、何とかして諸士の妻子娘など、一家擧つて從事し得て、其の生產物は自家に使用せられ、又は他へ廣く賣捌かるゝものに爲したらんには、初めより面白半分に着手すべしとの考より、織物を工夫したのであつて、是れが一番能く當つたのである、其中にも取分け最も著るしく成功したのは、甲州の郡內織・羽州の米澤織・博多の縫箔隱起（オキアゲ）等である、熊本侯が絹織を諸士の妻女に奬勵して大に盛大ならしめ、白河侯が絹縮緬を織らしめたなども著明の事實であるが、其の家中工業が、民間一般に傳播して其の地方の特產物となつた最も重要なるものは、上記の三事業である、今左に其の概略を述ぶべし。

郡內織・川越平及仙臺平の起原

（一）郡內織・川越平及仙臺平

郡內織・川越平及仙臺平の起原　甲州の郡內織が、同地方及附近の特產物となつた濫觴に付ては、海保青陵が其の著稽古談（卷四）の中に委しく記しあれば其の一節を左に揭ぐ、

今の時內職の尤大なるは川越平なり、一體川越平の起りは、今の川越侯の家中のしたることにあらず、秋元公今の山形侯の家中のしだしなり、今の山形侯は川越侯より山形へうつりたるなり、川越へうつらせらるゝ以前は、甲州の谷村（今の都留郡）に居城なりしなり、今は谷村と云町ばかり殘りて廢城になりしゆへ、城墟のみありて人もおらず、鶴（著者青陵の名）むかし甲州にあそびし時、谷村には二月ばかりも留られて書を講ぜしなり、谷村は富士山の中腹なり、世にいわゆる郡內なり、この邊までも木など多くはへぬなり、田畠も多くはなく、はげ山にてはなけれども、原のよふなる處、處々にあり、扨其空地谷村の南北のうち、ことぐ〳〵く桑なり、寒地が宜きなり、おびたゝしき桑原なり、扨

荒屋・小治・谷村とだん〳〵に富士の山を下るよふにゆきて、ひくき處を谷村と云、ヶ様に桑多きゆへに、三ヶ村ともに蠶をすることなり、蠶の寒地に多きは桑の寒地に宜しきなり、ゆへに蠶の寒地に多くあるなり、扨富士に無間の谷と云谷あり、大谷なり、この水四方へうかれ流れて人を活すなり、其流れの内一流は路の眞中を流るゝなり、雪の水ゆへ此上も無く潔なり、此水にて蠶を烹る、凡水はこの水計なり、ゆへに郡内の絹は光ありて、地合他國の絹とは大きに違ふなり、秋元公谷村に居城の時に、家中の内職に夏袴を織りたるが郡内ひらなり、其後川越へ移られて、家中内職に又夏袴を織る、これ川越ひらなり、今山形へうつらる、家中又袴地を織る、これ仙臺ひらなり、是が家中内職の冠たるべし、谷村の時も、川越の時も、山形にても、家中の内職在町に移りて、今は三ヶ處ともに、其の土地の産物となれり、鶴又川越にあそびて見て見るに、夏袴のみならず、種々の織物でき、今は甚結構なるものを織り出す、川越も寒き處ゆへに、川越より北、厩橋・館林・桐生皆赤城山の裾にて、桑のよふできる處ゆへに、川越などにても蠶をばする人多し、北邊より澤山蠶のわたをうりに來る處なり、川越平の大隻になりたるは、秋元公は七萬石にて、川越公は十五萬石なるゆへなり、されば家中の人の多少によりて産物に多少あることなれど、是家中の内職をさすること

米澤織に關する興業意見の記事

を恥る家あり、愚なることなり云々、（日本經濟大典第二十七卷二九六―八頁）

右は郡内平・川越平及仙臺平の由來の大略であるが、米澤絲織も、亦之と同じく、國侯の保護の下に家中工業として發達したものである。

（二）米澤織

米澤織に關する興業意見の記事　又米澤織が米澤藩の家中工業より發達したるものなることは左の記事を一讀すれば自ら明白であらう、

安永の初、新に御國産役場を開き上方より織工數人を召下し、御家中小祿の妻子に、始めて絲織類の女工を教へさせ玉ふ、追々此業盛に興り、諸士生計の助を爲しければ、益々之を勸め玉はんが爲めに治廣御代に至て、前々屋形樣始め、御方々樣御着用の絹物は、京都御服所へ注文を以て御買上げなりしを、爾後御勤御着用の御上下羽二重等を始め、都て御國産の品に限るべしと仰出さる、其品、初は見苦しけれども、推して御用ひなされしかば、人々彌よ勵みて、追々上手になり、且京都より久六傳次など云ふ、織物の妙工、來て指南しける故、綾織浮織の類、妙を極め、又手を拔を嚴しく禁ぜらるゝを以て、堅實精良なること類なければ、江戸、京を始め、諸國へ流布し、米澤絲織とて絶品とせり、斯くなりしかば御家中妻子

の手仕事、常に暇なく、生計の第一となり、之が爲め小知小祿にても、御奉公を易らかに勵むに至れり云々。

右は前田正名氏が農商務省在職中に編纂したる**興業意見**の記事なるが、之に依つて米澤織が當初藩士の困窮を救濟せんとの目的、卽ち家中工業より段々發達したるものなることは明かであらう。

（三）博多の縫箔隱起

博多の縫箔隱起の起原　**大日本産業事蹟**（大林雄也氏編纂）に博多の縫箔隱起に關する左の記事あり、是亦家中内職より濫觴したる大工業の一つである、

筑前國に於て、縫箔及置揚（隱起）業の起原を記さんに、以前は繡は縫箔屋と稱するものゝ業なり、隱起（おきあげ）は藩主の後房（奥方を云ふ）又は臣下の婦女の製するものにして、世間にて御細工と云ひ囃せしと聞えしも、今より之を見れば、甚だ粗製なり、文化文政に至りて、博多に村田千賀と云ふ女ありて、夙に縫繡を好み思慮を凝して、發明自得し、其の夫村田佐一郎畫を善くす、相謀りて畫法の布置着色に依り、繡隱起を成せし故に、嘗に巧密なるのみならず、俗態なくして、雅玩に供すべきにより、大に譽を得て從學婦女の數も亦多く、教も亦懇篤なりしを以て、巧手多く輩出せり、今日は專ら之を指南する婦人あり、中産以上の女子は、習字と同じく學ぶことゝなれり、方今博多に繡隱起類を精巧に製出して、一の産業とする婦人多し、其上品なるは帛紗類を繡ひ、隱起は三月雛祭の人形又は掛額の類を製す、其細工巧みにして、九州地方に其類稀れなり云々。

以上の事實は重立たものなれども、德川氏の中世以後斯の如き家中工業は、何れの藩にても行はれたものであつて、其の餘風遺俗が、知らず識らず民間に傳はりて、其の地方の重要産物となつたものは鮮くないと思はる、夫の白河侯卽ち松平樂翁が、天明八年に領内へ織屋役所なるものを設け、小祿の家人の妻女をして、或は織屋に出て、或は原料を持歸りて絲を繰り、絹縮緬などを織らしめ、其の賃錢を以て、親や自分の俸祿の不足を補はしめたるが如きは、勿論新に一工業を興したることにはあらざるも、之に依つて間接に大に民間の織物業を奬勵したることは確かである、其他製絲などは殆ど各藩の家中に於て行はれつゝあつたのである、余は此事に付きては一々詳しく事實を記述するの必要ないと信ずるが、他に其の實例は決して鮮くないと思惟するのである。

絹物を織つて木綿を織らざる理由　然るに此に注意すべきことは家中婦女子の工業として、

て木綿を織らざる理由

絹織物などが斯の如く盛なりしに拘はらず、木綿及麻織物類は餘り家中工業として行はれなかつた様である、（農家にて木綿絲を紡いだり木綿を織たりすることは、一般に行はれたことであるのみならず、小祿の士などが往々内職にやつたこともある）此事は一つの不思議である、殊に享保以來、徳川政府は屢々奢侈禁止令を下し、諸藩に於ても年々歳々、殆どうるさき迄に奢侈を禁止し、其之を令する毎に、必ず絹布衣る可らずと云ふことは、筆頭に掲げあるに拘はらず、木綿麻を措て絹織物を奨勵するの傾ありたるは、頗る奇怪の様なれども、それには大に理由のあつた事で、其理由は龜井道載が**肥後物語**に記載して居る通りであらう、**肥後物語**は例の有名なる堀平太左衞門の改革に依り、肥後の政事が能く行屆きたる顛末を記したものであるが、其中に家中大夫以下の士の奥方が、養蠶紡織に熱心なることを錄したる條に、或人が「家中の奥方が木綿にても織ると云ふなれば聞ゆれども、其れさへもせぬ事なれば、蠶織は思寄らず」と嘲りたるに答へて、

是は人情に通ぜぬ申分なり……人情に通ぜぬ申分とは、當時大家の奥方は、幼少の時より榮耀にふけり、嫁したる後も尚又慰みのみを今日の仕事と致したる身持なれば、世帶の爲めになるゆへ、女工をすると云了簡は、決して無き筈なり、且木綿をいかほど織出したりとも、小者（下賤の從僕などを云ふ）の着物か下女の帶かになる位のことにて、何程仕事しても目に立つ様の事は出來ぬことなれば、木綿は心進みて織れぬ筈なり、蠶織は左樣の道理にてはなく、少々心を用ひ、念さへ入れば其年より嫡子の帶位は出來ることにて、少し上手になれば、上下地、羽織地もでき、遂には今度旦那殿の江戸下りの特設に然るべき品おりたしなどと思ふは婦人の情に必ずあることなり、夫よりして主人も悦び脇からも吹聽するが力になり、年々蠶も餘分に飼ひ、小兒の衣物などは、調へずとも濟むやうになり、成人の娘などあれば、手織の帶地下着なども、そろ〳〵用意するやうになることにて、覺へず世帶の爲めに相成ることになり、斯樣の譯なるゆへ、木綿は織らずとも、蠶織は仕掛次第にて隨分いたすものなり云々。

家中工業と産物廻しの關係

家中工業と産物廻しの關係　此の理由にて家中工業としては、木綿は不適當であつて絹織物の方のみが、專ら多く行はれたものであらうと云ふ事實が、幕府及び諸藩にて屢々發布したる奢侈禁止令が實行されなかつた一つの原因であつたのであらうと思はるゝが、それは兎も角、家中工業は斯くの如くして、諸藩の中に盛に行はれたのであつて、之と同時に大名の中には所謂「産物廻し」なる

事が始まつた爲め、家中工業は非常の便利を得て益々發達するに至つたのである。

産物廻しの盛況

産物廻しの盛況　産物廻しなる事は、何んなことかと云へば、是れは諸大名が、自國の産物を、藩政府の役人の手に集めて、京・大阪へ輸出するのであつて、京都なれば、若州の小濱侯が鹽魚等の國産を三條の藩邸内へ輸送し、彦根侯は絣などを丸太町の屋敷へ集め、園部侯が多葉粉、其他の國産を京都の自邸へ輸出し、各々其倉庫へ納れ置き、夫れ〳〵問屋を呼寄せて賣捌いたのである、又大阪の方は中々の大仕掛であつて、中國・九州・四國等の大諸侯の國産、例へば長州の蠟及紙、藝州の紙、豊後の多葉粉、土州の紙など、皆大荷物と稱して、大阪へ輸出し、或は自邸の倉庫へ納め、或は一手委托の商人を定めて、之に送付けたのである、其狀況は、宛も蘇格蘭王が羊毛及鞣皮を船に積んでロー・カンツリーへ賣捌にやり、又葡萄牙王がアントワープへ手代を置て、西印度の香料などを賣らしたのと同じことである、之を稱して産物廻しと云つたのである、以前は諸國の産物は、其地方へ仕込みに廻りつゝある仲買人に、安く買倒さるゝか、否らざれば、生産者自ら京・大阪へ積出したのである、之を「納屋物」と稱して、銘々取引のある問屋に托して、倉預けとなし、夫れ〳〵商人に賴んで買つて貰つたのである、故に生産者は種々の費用を要するのみならず、商人には足元を見られて、品物を蹴らるゝのであつて、甘味は悉く商人にとられたのである、然るに諸藩に於て所謂官營の産物廻しを始めてより、諸國の生産者は京・大阪の奸商に、膏を絞らるゝの憂なく、大に生産すれば生産するだけの利益あるより、皆競つて職業を勵むことになつたのである、之と同時に諸藩の政府では、生産者の望に任せ、其の生産物は直に現金にて買上げ呉るゝ事にしたるを以て、貧乏侍の家中工業は大に奬勵せられ、國内商人などの先立ちとなつて、相應に榮えたのである、殊に武士は前に申した通り武骨一邊であつて、計算には至極疎かつたと云ふものゝ、他の庶民に比すれば、勿論教育あり、知識あり、種々の研究心に富み居たることなれば、商工の先に立つて何にかと工夫することが出來たのである、例へば野州黒羽藩主大關土佐守（**機織彙編**の著者）が文政年間に蘭學を修めて、羅紗織の法を工夫したるが如きも其の一例である、故に家中工業は、徳川の末年に至りては唯々ほんの内職位に止まらずして、經濟史上可なり重要の地位を占むるに至つたのである。

家中工業の反對說

家中工業の反對說　然れども又當時家中工業に反對する者もあつたのである、其反對者中には、二種類あつて、一は單に町人大名などゝ嘲りて、武士は商業などを營む者にあらずと云つて反對したのである、他の一つは、經濟政策上宜しからずとして反對したのである、前者は固

より取るに足らざる說なれども、後者は一理由あつたのである、例へば其の反對者の一人なる正司考祺は、**經濟問答祕錄**に左の如く云つて居る、

武家も至極の閑暇ゆへか、自ら職を廢して卑劣の商業を營むは、國家混亂の本なり、先年或、領分（自國を指すなるべし）に產物仕入と云官署を建て、怜悧の者段々累進し、互に利を與し、先づ領中婦女に摘綿を貸して紡織させ、其木綿を官に收めて大阪に販き、歸路には畿內・廣島・作州等の綿を求めて又婦女に貸し、或は鹽・麥を貸し、或は質屋を建て利息を取り、貨殖を第一とせり、故に諸商は職を奪はれ、大に困苦し、後に領民高利を貸る樣に移り行き、民間必至と迫りて、甚だ怨めり云々、

大名の商業・工業も、餘り圖に乘つて無暗にやり過ぎると、或はこんな弊害を生ずることが無いとも限らないのである、然れども封建制度の餘勢として、非常に商工業を壓迫し、手も足も出されぬ程に束縛し、彼等をして極端に萎縮せしめたる場合に於ては、藩主自らが率先して新事業に着手し、其の家中を擧げて之に從事すると云ふは、其の地方の經濟界に取つては、莫大の活動力を與ふるものである、殊に諸國の城下に居住する庶民は、多くは貧窮者であつて、資本などを投じて、大仕掛の仕事を經營する者などは、殆ど之れなく、先づ何程かの資本を投じて、一仕事を試みんかと思立つるが如きものは、兎に角窮して居ても、大名の外には無かつたのである、大名なれば思付きさへすれば金がなくとも、强制的に賦役金などを取上げて實行したのである、例へば加賀大聖寺藩にて、前田利明が家老の神谷某を山城へ遣はし、茶實を買入れ、茶師を聘して、盛に製茶業を奬勵したる時には、其の費用の一部分は、江沼郡全體に賦課したのである、故に家中工業は商人等よりは多少の苦情はあるべく、又は頑迷なる武士氣質の人々には、勿論反對ありしなるべきも、一般國家の爲めには斯の如き事も勿論必要のことであつたと思はるゝのである、唯其從事すべき工業の種類を選擇するのが問題であつたので、秋元侯及米澤侯などの行つた事は、至極當を得たるものと云はねばならぬ。

參考書

○太宰春臺**經濟錄拾遺**○海保青陵**稽古談**○正司考祺**經濟問答祕錄**○大林雄也**大日本產業事蹟**○前田正名**興業意見**

第八編　通商政策

本編の目的

本編の目的　余が茲に通商政策と云ふは、徳川時代に於ける所謂南蠻人、卽ち西洋人との通商貿易に關する施政方針の大體を述ぶるの目的であつて、支那及朝鮮に對する貿易には及ばないのである、要は唯だ南蠻人に對する徳川初代の政策と其の晩年の政策とを比較研究せんとするに過ぎないのである。

徳川氏が英人に與へたる特權

徳川氏が英人に與へたる特權　徳川氏が南蠻人に對する最初の方針は不思議にも、全く自由開國主義であつて、所謂鎖國主義とは正反對であつたのである、今之を記錄に徵するに徳川家康が始めて南蠻人に向つて正式に通商貿易を許したのは、千六百十三年卽ち慶長十八年の事である、尤も是れより先き慶長六七年の頃より家康は既に自ら進んで濃比順般（ノビスパン）卽ち墨西哥と國際交渉を開始せんとし、呂宋（弗利賓）を介して屢々書を同國へ送り、四海一家の思を爲すなどと云つて、隣交遠盟を修めんことを求め、夫より慶長十七年には、家康は直接に墨西哥總督に書を送りて、「日本は神州なれば敬神尊佛の禮を失し、君臣忠義の道に背く事は斷じて許されないから、異端邪教を入るゝは不可なりと雖も、商舶往來して賣買の利潤を營むは自由勝手たるべ

し、貴國の商船は日本の沿岸何處の地へ寄港碇泊するとも聊か異議あることなし」との主意を述べて、交通貿易の事を商議せしめたることあり、(**大日本史料**第十二編之十二及**大日本商業史**)又其他内地の商人が竊かに家康の内命を帶びて、同地へ渡航した事等**慶長年錄**などにも見えたれば、徳川氏は當時既に南蠻人と交通し居たる事實は明かなれども、而かも家康が彼等に對し、公然通商の特許を與へたのは慶長十八年が始めであつて、其時に渡來したるは英國人である、此の英國人が家康より得たる特許の本文は左の如し、(Ludwig Riess. *History of the English Factory at Hirado* に據る)

覺

一、イギリスより日本へ今度初めて渡海の船、萬ツ商賣方之儀無二相違一可レ仕候渡海仕付ては諸般可レ令二免許一事

一、船中の荷物の義は用次第に目錄にて可二召定一の事

一、日本の内何の湊へ成共着岸不レ可レ有二相違一、若難風に逢、帆楫を絶、何の浦へ寄候共異議有レ之間敷事

一、江戸に於て望の所に屋敷可レ遣之間、家を立致二居住一商賣可レ仕候、歸國之儀は何時にても

イギリス人可レ任二心中一、立置候家イギリス人可レ爲レ儘事

一、日本の内にてイギリス人病死など仕候はゝ、其者の荷物無二相違一可レ遣事

一、荷物おしかひ狼藉仕間敷事

一、イギリス人の内徒者於レ有レ之者、依二罪輕重一イギリス人の大將次第可二申付一事

右加レ件(リース氏の原本に加件とあるも加は勿論如の誤植なるべし)

慶長十八年八月二十八日

朱印　インギラテイラ(England)

ヴイ・ブリンクレー(V. Brinkley)が千八百八十七年倫敦出版の隔週報(*Fortnightly Review*)に掲げた**日本旅行記**には千六百十三年(慶長十八年)に家康は英國の代表者サー・トーマス・スミス(Sir Thomas Smith)と條約を締結し、其の第一條に於ては英國民に日本各港何處にても、自由に碇泊貿易居住する事を得せしむるの許可を與へたり云々とあるは、全く此の特許狀を云へるものならん、リオン・リヴイ(Leon Levi)が**英國商業史**に記する所に依れば、前記千六百十三年の條約は東印度會社が、徳川政府と締結したるものなりと云へば、(*History of British Commerce* p. 389)彼は東印度會社の代表者(スミスは同會社の最初の社長であつたのである)として、此の特許を得たるものゝ如し、然れども之を取換はしたる千六百十三年はマーカンチリズム(Mercantilism)の政

策を盛に實行したる有名なるエリザベス女帝（Elizabeth）の崩後僅かに十年後の事にして、其當時英國は尚ほ頻りに西班牙・和蘭等と、東洋に於て商權の競爭に從事しつゝあつた最中なれば、此の特許は本國に於ても多少重大視したるものゝ如し。

自由貿易主義

自由貿易主義　さて此の特許狀に依れば「萬商賣方之儀無相違可仕候」云々と云ひ、又「日本の內何の湊へ成共着岸不可有相違云々、何の浦へ寄候共異議有之間敷事」と云ひ、又「江戸に於て望の所に屋敷可遣之間、家を立致居住商賣可仕候」云々とあるが如きは、是れ皆自由貿易主義を認めたものであつて、少しも排他主義を含有するの形迹なく、眞に相互對等の自由權利を保證したものゝ樣に思はる。

德川初代の貿易家角倉與一郎と朱印船

德川初代の貿易家角倉與一郎と朱印船　此の頃德川家康が斯くの如く平和圓滿に通商交易せんことを求めつゝあつたのは、其の目的果して何邊にありしかは判明せざれども、（一說には家康は海外貿易に依つて財政を豐にせんとの目的なりと云へり（大日本商業史））兎に角海外に向つて大に發展せんとしたることは疑を容れないのである、故に民間に於て進取の志ある者は、所謂御朱印船を所持して、海外貿易に從事し、呂宋・暹羅・安南等より遠きは前記の如く墨西哥まで渡航して居つたのであるが、其の中にも史上に有名なるは夫の角倉與一郎である、（與一郎、姓は吉田、名は貞順、一の名は宗洵、又は玄之と云ひ、素庵と號す、京師の醫者吉田宗桂の次男にして桂川開祖なる角倉了以の弟なり、惺窩先生に師事す）與一郎は本職は醫者なれども、家富豪にして大志あり、常に御朱印船を安南邊に出して交易を行ひつゝあつた事は世上に知られたる事實である、而して此の人の爲めに其師藤原惺窩が代筆してやつた**舟中規約**なるものは、甚だ面白きものであつて、其の精神は全く自由貿易論である、卽ち其の文中に「凡回易之事者通有無而利人己也、非損人而益己矣」と云ひ又「異域之於我國、風俗言語雖異、其天賦之理、未嘗不同、忘其同怪其異、莫少欺詐慢罵」と云ひ、又「若見他仁人君子、則如父師敬之、以問其國之禁諱、而從其國之風敎」と云ひ又「上堪下與之間、民胞物與、一視同仁」と云ふが如きは何れも皆至正至當の言にして、彼の自由貿易論者が毎に斯くあれかしと企望する所ならざるはなし、故に此等の事實に付きて之を看察すれば、德川氏の初代に於ては朝野一般に立派なる開國主義であつて、狹隘なる鎖港思想の如きは少しも行はれ居らざりし事は明瞭である。

舟中規約

對外方針の變化とジエズユウィット敎徒の隱謀事件

對外方針の變化とジエズユウィット敎徒の隱謀事件　然るに其後數年ならず、德川氏の對外方針は漸々變化して制限主義となり、蘭英兩國人と支那人との外（朝鮮人は例外）は斷じて交通を許さぬと云ふ樣になつて、鎖港の端緒を開きたるは大に原因のあつた事であつて、それは他にあらず、一つには當時重に渡來したる羅馬舊敎派、就中夫のジエズユウィット派（Jesuits）の敎

師等一五三四年に西班牙の軍人で且羅馬舊教の僧侶であつたイグナティウス・ロヨラ（Ignatius Loyola）と云ふ人が創開した宗派であつて、其の組織は頑固なる軍制主義に依り專ら惡辣なる陰謀政策を事としたる恐ろしき宗派である、然れども同派中には學識あり、狂熱した人々多くして、十六世紀の後半には東洋に跋扈して偉大の勢力を有じて居つたのである、從來ジエズユウイット（Jesuit）と云ふ言葉それ自體が陰謀家を意味するに至つた位である　が無謀の亂暴を働らいた事と、他の一つは西班牙・葡萄牙・和蘭及英國等の商人は皆何れも相互に激烈なる競爭を爲して、種々の面倒を引起したるのみならず、互に讒言し互に擠排して、其の內幕を暴露したるより、遂に德川政府は段々と彼等を疑つて警戒を加ふるに至つたのである、然れども狡猾なる和蘭人は此の機會に乘じ、巧みに當局者に取入りて、自分等は純然たる商人であつて、商賣が唯一の目的で渡來する者なるも、彼れ葡萄牙人や西班牙人は皆ジエズユウイット教徒なれば、名を耶蘇教と商業とに托して、日本を奪取らんとする禍心を包藏する者なりなどと云ひ觸らし、有る事無き事を尤らしく言上して、德川政府に忠義立てを爲したるに依り、其時分の當局者は全く此等の言を信用して、葡・西兩國人を嫌忌する樣になつたのであるが、德川政府が斷然西班牙人を放逐して其の渡來を嚴禁するに至つた直接の原因は、例の有名なるジエズユウイット教徒隱謀事件である、傳說に依れば此の隱謀事件は慶長十八年に起つたことで、それは當時金山奉行たりし大久保石見守（長安）が狂死したる後にて、偶然にも彼が謀主となり、西班牙人等と結托して野心ある諸大名を味方に取込み、時機を見て德川政府を顚覆せんとしたる

ジエズユウイット教徒の密告と和蘭人の讒訴

大隱謀が露顯したりと云ふ一大事件である、左なきだに德川政府は、既に諸外人の商權の競爭、若くは宗教の軋轢に依つて大に惑亂せられ、痛く疑心に囚はれつゝあつた折柄なれば、此の大事件の突發に依つて、俄かにジエズユウイット教徒放逐の政策を執る事に決したのである、其の事件の顚末は大略左の如し。

ジエズユウイット教徒の密告と和蘭人の讒訴　曩に慶長十六年、肥後八代の切支丹寺（卽ちジエズユウイットの教會）に住居して居つた一人の信徒が其の宣教師に放逐せられしを怨み、折があらば復讐せんと機會を窺ひつゝありしが、其後彼は駿府に至り、或手段を以て家康にジエズユウイット教徒に隱謀ある事を密告したのである、其の密告文の主意は

南蠻國王の謀略にて日本に限らず、諸國にバテレン（バテレンはハーテル（父）の訛であつて、神父の義であると云ふ者あり、又ブリンクレーの日本旅行記には Bateren は Padre（葡萄牙語）である故に Evil Person であると記せり、眞僞未詳）イルマン（葡萄牙語 Irmão 兄弟の義也といふ）を遣はし、切支丹の宗門を廣めて先づ其の國諸民の心を服從し、年を經て後、刄に血らずして其地を手に入れ奪取らんとするの謀略にて候、既に此術にてノビスパン（墨西哥）呂宋（フイリッピン）など云へる國々をも、先年奪取て切支丹の支配に仕、呂宋にても其始は僅なる地を借りて寺を作り、宗門を弘め候ひしが、程なく其國を掠取り、屬國に仕、只今は切支丹の本國より守護を置き、三年交代にて年貢處務仕

候、近年日本へ宗門弘候に付、内證にて謀略の入料夥しき事に御座候、其費用のために南蠻國の内五ヶ國の賦税を押向けて、除け置候由承候、勿論日本在住のバテレン、イルマン共より年々此方に金銀其外の入用並に宗門に引入れ申候人數等を、巨細に牒面に記し、本國へ遣し候、尤も其の宗門に勸入れ候者の多きバテレンには、別して褒美を送り申候、扨毎年商船と號けて織物・巻物・金銀・珠玉・器械其外菓子・名酒等を日本へ渡し、少々は交易を仕候へ共、多くは宗門の者共に私に之を分配仕、上下諸人の親を深く仕候、其外金銀なども惜げなく人に與へ、種々怖ろしき手立を仕候こと、竟には日本をも軍戰を用ひずして、呂宋等の如く屬國に仕るべきとの巧にて御座候事、顯然に候云々

とあり、又之と前後して徳川政府に疑心を懐かしめたる一事實は和蘭人の密告であつて、それはフィリッピン群島を發した西班牙船が、日本の沿岸に破船すること少からざりしかば、彼の水先案内者は諸方の海岸を測量した事があつたのである、日本人は此等測量の事に付き初の程は何も疑はなかつたのであるが、豫て機會を伺つて居つた和蘭人は、之を知るや否や、奇貨居くべしとなし、直に徳川政府へ密告して「西洋に於ては港内を測量するは、其國を敵視するものと認むるのである、それに西班牙人は多欲にして、到る處皆之を征服し侵略する心なれば、日本に於ても油斷あるべからず、宣教師など仁恤らしき事を云ふも、是皆他國の良民を惑亂して、自國の國權の下に服從せしめんとする者である、故に獨逸・和蘭などにては、彼等を放逐して其國へ入らしめず」云々などゝ讒訴して、何か事ある毎に之に乘じて、徳川政府を煽動しつゝあつたのである。

大久保長安事件　然るに茲に又右等の讒言などを事實上に暴露して、遂に政府の決心を促がしたるは、卽ち前に云ふ大久保長安事件であつたと云ふ者あり、但し此の事件に關する記事は諸書の所載多少の相違ありて、眞僞判明ならざれども**武家盛衰記**に揭ぐる所に依れば、甲州武田家に仕へたる猿樂師に大久保長安十兵衞と云ふ者あり、才氣發明なる者なりしかば、家康之を召して、御家人に抱へられしが、段々立身して遂に三萬石の大名となり、從五位下大久保石見守と稱するに至つたのである、其後金山奉行となり、諸國の金銀山を支配し、色々善からぬ風說などあつたのであるが、ふと大病に罹り、慶長十八年の夏死去したのである、然るに彼の身上に付いては生前彼此惡評のあつたのみならず、死後遺産の爭より圖らずも種々不審の廉の暴露したるより、家康が其後彼が常々腰元に使ひつゝあつた一人の老女に付いて内々生前の樣子を探らしめたる所、この老女の申立中、故主人石見守殿は自分の寢間の下に二重の石櫃を

置き、其の中に蒔繪の箱一つを收め、是は祕藏のものゆゑ常に用心せよと私共に仰せられたる事ありと述べたるより、家康は人を遣はして、右の床下を掘らしめ見しに、果して二重の石櫃あり、其の中に一個の蒔繪箱ありたるを取り出し檢分したるに、何ぞ圖らん、箱中には日本の貨を異國へ渡したる目錄、西班牙王をして日本を攻取らしむる密謀書、此の密謀書に加盟した諸大名の連判狀、家康の愛子上總介忠輝を總大將に引入れたる顚末書等の密書、數通ありたれば、家康大に驚き、直に故石見守の遺族一門悉く捕へて或は磔或は斬に處し、忠輝は其所領越後高田四十五萬石を召上げて流刑に處し、大名にて之に與みしたる重立たる者、卽ち小田原の城主大久保相模守忠隣、信州松本の城主石川玄蕃頭康長、房州館山の城主里見安房守忠義等を皆夫れ〴〵處刑したのである、（外交志稿などには此の事件は大久保石見守生前慶長十六年和蘭の軍船が喜望峯近海にて葡萄牙船を捕獲したるとき其の船中より此の陰謀に關する密書を發見したる由を記せり）然れども家康は志慮深き政治家なりしかば、此の隱謀を公然表面に暴露することを爲さず、石見守の一族は故石見守は金山の出納上不正の廉ありと稱し、相模守は幕府の許可を得ずして、山口但馬守と私に婚姻を結びたりと云ふの理由にて何れも之を處分し、其他各々罪名を付して處分して仕舞つたのであるが、事實此の隱謀事件が大に德川政府を驚かし、ジエズュウィット宗徒は實に危險なりとして、斷然之を排斥するの政策を執らしめたる一大原因であつたのであると云ふ、然れども石見守の死は慶長十八年四月であつて、家康が英人に通商の特許を與へたるは、其れより數月後卽ち同年八月の事なれば、此の長安事件の發覺を以て、鎖港主義に變じたる原因とは認められざるが如し、姑らく巷說を記して參考となす。

英人の排斥

英人の排斥　是れより以後西班牙・葡萄牙兩國人は切支丹御停止の口實を構へて次第に日本より放逐せられ、其の貿易に從事することを許されたるは和蘭人と英吉利人のみなりしが、（福地源一郎著長崎三百年間には葡萄牙人は其後依然長崎にて貿易する事を許されたるが、寛永十一年に出島と稱する所に南蠻館を建てゝ此に居らしむることゝし、長崎には雜居を許さぬことゝしたりと云へり（七八頁））此の兩國人も其商業上にては亦互に激烈なる競爭を爲し、遂に元和二年（一六一六年）に至りてはその競爭極點に達し、平戸に於ける蘭人は英人に對し、公然開戰を宣布する迄に及んだのである、然るに此の時は幸に平戸の領主松浦氏の仲裁に依つて、大破裂に至らずして事濟みたりと雖も、爾來蘭人は益々盛に英人を排斥することに腐心し、其の時代の英國王ゼームス一世がカソリック敎なるに藉口して、彼は西班牙人等と同じく宗敎を利用して侵略的野心を遂げんとする者なりと吹聽し、大に日本の當局を煽動したる結果、此の年（元和二年）の八月、幕府は曩きに英人に與へたる特許狀の主意を變更し、英吉利船（黑船と稱す）は切支丹伴天連宗なるを以て、平戸・長崎二港の外には斷然寄港せしむべからずと云ふことを命令したのである、その文左の如し、

急度申入候、仍伴天連門徒之儀堅御停止之旨先年相國樣被ニ仰出一候上は、彌被レ得ニ其意一下下百姓以下至迄彼宗門無之樣可レ被レ入ニ御念一候、將又黑船イギリス船之儀右の宗體に候間、御領內着岸候共長崎平戶へ被レ遣レ之、御領內にて商賣不レ仕樣に可レ被レ致候、此旨依ニ上意一如レ此候恐々

元和二年八月　日

安(藤)對馬(守)、土(井)大炊頭、酒(井)備後(守)、
本(多)上野(介)、酒(井)雅樂(頭)、

切支丹の取締

切支丹の取締　其後德川政府は屢々此の主意を繰返へして、英吉利人を取締らねばならない事を命令し、その壓迫を加ふる事日に益々甚だしきに至りしかば、同國人は遂に日本引拂に決し、元和九年(一六二三年)平戶・長崎兩港の英商は、皆悉く其の商館を閉鎖して退去したるを以て、是より日本の貿易は西洋人に於ては、全く和蘭人の獨占する所となつたのである、然れども當時西洋及印度・暹羅・安南等より日本へ往來する船次の重もなるものは、呂宋卽ち弗利賓であつて、同島附近は西班牙人の勢力尙盛大にして、日本人の移住出稼する者亦頗る多かりしかば、山田長政全盛の頃(元和の末年)暹羅には日本商人七八百人あり、日本町なるものありたる由、又呂宋にも日本人三千餘人ありて部落を爲し、其中士人は外出には隻刀を帶び家來に鎗を執らして行く者などありしと云ふこと或書に見えたるが、當時は啻に商人のみならず、關ヶ原及大阪役後豐臣方であつた武家武人は多く遁れて、南方海外へ赴きたりと云ひ傳ふ彼我往來の際、竊かに伴天連の徒が商人にまぎれて渡來した事實など之れなきにあらず、現に當時大問題となれる常珍(一に常陳に作る)事件長崎拾芥集に依れば元和年中和蘭船日本に來る途中、呂宋近海にて同地より日本へ赴く怪しき船を捕拿し、之を檢査したるに其船は日本泉州堺の常珍と云ふ者の持船にて、常珍自ら乘込み居たれども、中に三人の伴天連と外に密書數通ありたれば、和蘭人は能き獲物なりとし、其の儘此の船を曳き伴れ來つて、松浦壹岐守へ訴へ出たのである、壹岐守乃ち一應詮議に及びたれども、常珍等異志なきを辯じて、事情明かならず、依つて其の趣を長崎奉行に報告す、長崎奉行長谷川權六、こは容易ならずとし、早速馳せて平戶に至り、糺問し、且其の密書なるものを、逐一飜譯せしめ調べ見たるに、それは全く南蠻人より日本に隱れ居る同類への書面にして、中に日本人の大多數が切支丹の信者となりたれば早速內通すべしなど、怪しきことを記しありたるに付、これは謀反の巧みあること明白なりとて、常珍始め三人の伴天連は火焙の刑に處せられ、乘組の水夫等皆死刑になつたのであるが、此の記事は二三四頁(註)の大久保長安事件に關する外交志稿の記事と類似の話にて、互に混同錯誤の點があるように思はるゝが、何れが事實なるや不明である　の如きを始めとし、伴天連の嫌疑ある者常に往來の跡を絕たざりしかば、幕府は井上筑後守を切支丹奉行に任じ、更らに嚴重に取締を命じたる結果、續々疑はしき事實を發見したるより、寬永十年乃至十三年の間に於て數回嚴令を下して、伴天連の渡來は勿論、日本人の海外に往來する事も所謂奉書船(御朱印船とも稱す)の外は全く之を嚴禁し、若し犯す者あらば死罪に處すべしとし、同時に諸大名へ令して五百石以上の大船築造を禁じ、現に所持する者は直に破毀すべきを命じたるなど、益々鎖國の方針を執りつゝありたる折柄、重ねて夫の有名なる天草大騷動　此の騷動は寬永十四年十一月松倉長門守勝家の所領島原(肥前)にある天主敎徒が役人の不公平なる處置に憤慨し反亂を企てたのである、然るに其の勢中々猖獗にして四ヶ月を支へ、征討軍の總大將板倉重昌は戰死し、諸大名總掛にてやつと翌年二月下旬城陷て事平ぐを得たり　を引起し、切支丹の危險なる事を愈々益々事實上に證明した

るを以て、徳川政府は遂に斷然鎖港政策を決し、或る制限の下に和蘭人の長崎へ渡來貿易する事を許すのみにて、他の西洋人は一切之を拒絶することゝなつたのである。

徳川政府初代の海外貿易

徳川政府初代の海外貿易　是より先き天文年間に葡萄牙人始めて日本に渡來して、貿易を開きしより、八九十年間は專ら同國人の手にて貿易せられ、彼等は歐洲産物の外に白絲・麝香・陶器の類を南清若くは安南邊より買入れ來りて日本へ輸入し、其の代りに我れより彼れへ輸出するものも無かつたから、重に金銀を輸出したのであつて、其額も中々僅少の事ではなく、年々約二百五十萬弗の多きに上りたれば、葡萄牙人ばかりが元和・寛永の間までに持ち歸りたる金銀の總額は二億弗以上なるべしと云ふ者あるも、（遠藤芳樹氏**日本商業志**下卷三一頁參照）余は此等の事實に付ては未だ明確なる證據を有せざれば、何とも斷定すること能はざるも、當時貿易の狀況に顧み、又日本に於ける金銀の産出並に其在高の甚だ拂底なりし等の事情を綜合して看察すれば、後世の人々が彼此喧しく云ひ立てゝ、さも巨額の金銀を失ひたるが如く吹聽するは、少しく事實を誤つて居るのではないかと思ふ、余も亦ほんの推測であつて確證はないのであるが、此時代は經濟社會尚甚だ幼稚であつて、所謂自給自足の世の中なれば、海外の生産物（多くは其の時代に於て奢侈品と認められたもの）に對する需用は、唯だ僅かに有數の大名若くは富豪位に止つたのである、故に其需用の範圍は誠に狹少なりしなるべく、隨つて盛大なる貿易取引が行はれた譯にもあらざるべく、葡萄牙人のみにて年々二百五十萬弗の取引があつたとは信ぜられないのである、況んや歐洲の歷史家の記述する所に依れば、日本に於ける初代の貿易に於て、歐洲の商人が莫大の金銀を得たる樣に云ふ者あるも、それは全く嘘說であつて、日本には當初信ぜられた如く巨額の金銀はなかつたと云ふて居る者往々之れあるに於てをや、然れどもそれは兎も角も天草亂後卽ち寛永十四年以後に於ては、鎖國政策が益々嚴重に勵行せられ、唯だ僅かに和蘭人のみが長崎に於て貿易を獨占して居つたくらゐのことなれば、當時は貿易と云ふ程の貿易もなく、甚だ微々たる狀況であつたことは余の辯ずる迄もなく、明白の事實であらう。

白絲割符法の專占制度

白絲割符法の專占制度　寛永十年徳川政府は閣老の連署にて、切支丹伴天連宗の取締と海外貿易に關する制規を定めたのであるが、是は例の白絲割符法（生絲分配法）の制度、卽ち長崎貿易を絲割符人と稱する指定の商人に專占せしめたる根本の命令であつて、關係する所大なれば左に其の全文を揭ぐ、但此の命令は其の時の長崎奉行曾我又左衞門・今村傳四郎に宛てたものである。

一、異國へ奉書船の外に船を遣し候儀は堅く停止の事
一、奉書船の外に日本人を異國へ遣す間敷候、若し忍びて乘參る者あるに於ては其者は死罪、其船並に船主は共に留置て言上仕るべき事
一、異國へ渡り住宅ある日本人來り候はゝ死罪申付べく候、但是非に及ばざる次第ありて異國に逗留いたし五年以内に罷歸り候ものは穿鑿を遂げ、日本に止り可申に付ては御免、併し異國へ又立歸るべきに於ては死罪申付べき事
一、伴天連宗旨有之所へは兩人より申遣すべき事
一、伴天連訴人褒美の事

附上の訴人には銀百枚、夫より下は其忠に隨ひ相計らはるべき事

一、異國船申分あつて江戸へ言上の間は番船の事は前々の如く大村方へ申越さるべき事
一、伴天連宗旨を弘め候南蠻人其外惡名の者有之時は前々の如く大村方の牢に入置くべき事
一、諸色を一所に買取り申す儀は停止の事
一、奉公人（官吏を云ふ）長崎に於て異國船の荷物を唐人の所より直に買取り候儀は停止の事
一、異國船荷物の書上を江戸へ注進候て返事無之以前にも前々の如く商賣申付べき事
一、異國船に積來り候白絲は値段を立て候て殘らず五ヶ所へ割符仕るべき事
一、絲の外諸色の儀は絲の値段を極め候ての上に相對次第商賣可仕事

附荷物の儀は銀直段を立候上にて二十日切たるべき事

一、異國船戻り候事は九月二十日切たるべき事

附遲く來り候船は着候て五十日切たるべき事

一、異國船賣殘しの荷物を預け置き候儀も又預り候事も停止の事
一、五ヶ所の商人ども長崎へ參着の儀は七月二十日たるべし、夫より遲く參り候者へは割符をば爲し申す間敷事
一、薩摩平戸其外何れの浦に着し候船も、長崎の絲の直段の如くなるべし、長崎にて直段を立て候以前は商賣停止の事

右條々此旨を守らるべきもの也、仍て執達如件

此命令は**長崎三百年間**に揭げあるものであつて、文意處々不明の所なきにあらざるも、兎に角是れに依つて長崎に於ける絲割符人の特權を確認して、白絲に限らずあらゆる輸入貿易品の

專買權を彼等に與ふる事となつたのである、然れども絲割符人の特權は此時に始めて與へられたるにあらず、是れより二十九年前即ち慶長九年の下知狀にも「黑船（主として蘭船）着岸の時を定置き年寄とも絲の直を致さゞる以前は諸商人長崎へ入る可らず候絲の直段相定り候上は萬づ望次第に商賣いたすべきもの也」とありて此の下知狀も亦閣老連署にて京・大坂・堺・長崎四ヶ所の絲割符年寄へ下したものであつて、右の年寄等は此の特權に依り長崎に蘭船の入港ある毎に、豫て定めある割合に依つて白絲（今日の生絲）を夫れ〴〵割符人に分配買入れしめたのであつて、此の買入れの直段が定まる迄は、長崎の入口に諸商人不レ可レ入と云ふ高札を立てて、他の輸入貨物をも、一切取引せしめなかつたのである、（横井氏**日本商業史**三六九頁以下、及福地氏**長崎三百年間**六八頁以下に詳かなり）然れども慶長九年は關ヶ原戰後僅か四年にして、家康が征夷大將軍となりし翌年であつて、日本全國殊に關西諸國は未だ眞に德川氏の命を遵奉する者少かりしかば、是等の下知狀は實際どれ程の效果がありたるや甚だ疑はしきものであつたのである、故に家光の時代に至り、天下始めて眞の一統に歸し、人々各々其の堵に安んずるの時に及んで、更らに諸般の制度を完備することゝなつて、切支丹の取締を嚴にすると同時に、長崎貿易の制規をも重ねて明かに長崎奉行に訓令して、施政の方針を知らしめたのである、**長崎三百年間**の著者が此の命令（前記寬永十年の命令）を以て、寬永以降外國貿易方法の基礎を爲したるものなりと云へるは（七〇頁）勿論事實なるべしと思はる。

和蘭貿易の狀況　寬永以後和蘭人が日本の海外貿易（支那貿易は例外）を獨占したるより長崎に於ける其の狀況如何は玆に之を詳にすること能はざるのである、**吹塵錄**に「阿蘭陀方買渡物之義寬永十七辰年阿蘭陀船九艘平戶へ入津、同所にて商賣相遂、大判三百兩、金一萬兩、銀四千貫目買渡候由御座候、尤も同年向後長崎港へ可レ致二入船一旨被二仰渡一、同十八丑年より長崎港へ年々入船有之、商賣相遂、金銀錢・銅・樟腦・白米・麥等買渡候由に有之候得共、年久敷義に而買渡高相分兼申候」（第二十二冊二頁）とあつて、之は何人が何處へ差出したるものなるや判明せざるも、此記事に依つても和蘭の貿易は經濟史上左まで重大の問題ではなかつたことは略々推察せらるゝのである、新井白石が**寶貨事略**に於て正保五年より寶永五年に至る凡六十一年間に外國へ流出したる金銀の總高を計算し、金二百三十九萬七千六百五十兩餘、銀三十七萬四千二百九貫目餘とし、又銅は寬文三年より寶永五年まで凡四十六年間に一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘であると云つて、其の額の莫大なりしことを論述し、（國書刊行會本第三冊（**五事略**下）六七二頁參照）、又**吹塵錄**に收載しある久保田十左衞門が、幕府へ差出したる書付に

依れば、正保寛文の頃より元文中迄(約九十年間なるべし)に長崎より支那及和蘭へ持渡りたる金銀銅の總高は金百八十一萬四千五百兩餘、銀十萬六千八百六十貫目餘、銅三億萬斤餘とあり、ちよつと此等の總計を見れば(白石と久保田の計算には大なる差異あるも)兎に角相當の金額であつて、若し之れが事實海外貿易の差額とすれば、其の輸出輸入の總額は何れも中々の巨額であつたらしく思はるゝも、右は唯だ和蘭のみならず支那貿易に關する分も勿論合算したものであつて、**白石手簡**、小瀬復庵の書に外國へ金銀出申候儀長崎一口迄のやうに皆存候へども朝鮮琉球へ毎年公儀を歴出申事有之候銀毎年二千貫目朝鮮へ渡申候琉球へは八百貫目宛渡申候十ヶ年に正銀二萬八千貫目外國の貨に成申候云々(刊行會本二七九頁)其の中銅は少くとも半額位は支那へ渡つたものであらう、故に和蘭との貿易で失つたと云ふのは金銀であつて就中金が問題となつて居るのである、元來和蘭人が日本に來りし重もなる目的は、我國は金が銀に對して比較的廉價なりしが爲めに、之を澤山に持歸らんとしたので、彼等が織物・硝子器・藥物等を舶齎し來つて、其の代りに多少我が陶漆器・樟腦など持歸る事ありしなるべきも、其の大部分は主として金貨を以て支拂はれたるは勿論の事であつて、彼等はそれが結局の目的であつたのである、然るに其の金は白石の計算にすれば、一ヶ年の平均額僅か四萬兩であつて、久保田の計算に從へば其の半額二萬兩に過ぎないのである、乃ち我より輸出したる貿易品の最大品目たる金の輸出が一ヶ年に平均四萬兩乃至二萬兩位のものであつたとすれば、和蘭貿易の狀況は大抵分り切つた事で大した貿易にあらざりしことは明白である、現に其の當時長崎へ入港したる和蘭船は、毎年僅か一二艘に過ぎなかつたのであつて、貿易と云ふ貿易の行はれて居なかつたことは疑なき事實である、**亞細亞協會雜誌**第十二卷(Transactions of the Asiatic Society of Japan. vol. XII)に掲げある蘭船グロール號("Grol")が平戸より安南に赴きたる航海記事(寛永年間に書いたもの)中に和蘭と日本との貿易を記して、鎖港以後の事に及び、且つ A Number of Malays and Chinese who have established themselves in the open ports of Japan, iinport certain Tongkingese products, especially Chinese drugs, and in return they export from Japan, to be sold in Cochin-China, Japanese curios; *But the Business really carried on is insignificant.* と云つて居るが、寛永以後の海外貿易が洵に微々たるものであつたことは、此の記事の證言する通りであつたのであらう。

ペリイの渡來　德川時代の長崎に於ける海外貿易は上記の事實に依つて大略推察せらるゝ如く、勿論甚だ微々たるものであつて、特に問題として論ずべき事もなく、凡二百餘年間無事に繼續して來たのである、然るに嘉永安政の際に及び、德川政府は米國と歐洲諸國とに迫られて止むことを得ず、歷代の鎖港政策を一變せざる可らざるに至つたのである、而して其の事の端

緒は近世史に明かなるが如く、嘉永六年（一八五三年ホウイッグス黨の大統領フィルモアの時）に米國の使節ペリイが、浦賀へ渡來したるより起つたのである、尤も是れより以前露國は屢々我が北境に出沒し、又時として露英の船艦長崎邊に來つて通商を求めたることありて、我國朝野の士人中、志ある者はペリイの渡來前より業已に對外問題に腐心し、殊に蝦夷・樺太等に關しては當局者間には露國と種々の交涉を開始して、多少の紛擾を釀しつゝあつたのである、然れども對外の案件が天下の大問題となり、朝野を擧げて大騷ぎを惹起したるはペリイ渡來以後の事であつて、彼が日本開國の先驅者であると云はれて居るは事實それに違ないのである。

國民の猥狽が其時の條約に及ぼした影響

國民の猥狽が其時の條約に及ぼした影響　ペリイ渡來の顚末は幕末史上最も著明の現象であつて、世上周知の事實なれば、玆に之を記述するの必要なきも、當時我が國民が如何に幼稚であつて、又如何に猥狽したかの一例を示して置くは、此の際に締結せられたる通商條約の性質を批判するに重大の關係を有するのである、故に左にその狀況を一言して置く。

上下の大動亂

上下の大動亂　嘉永六年六月三日、米國の特派使節マッセウ・カルブレイス・ペリイ（Matthew Calbraith Perry）軍艦四艘を率ゐて相州浦賀に來る、沿岸の諸大名皆兵を發して海邊を防禦す、同六日米艦本牧の海上に現はる、德川政府大に猥狽して左の令を發す、

一、異國船萬一乘入候注進次第、八代洲河岸、定火消役へ老中より相達、同所にて出火に不レ紛樣、早半鐘鳴らし候間、外九軒の火消屋敷にても、是を相繼、同樣早半鐘鳴し可申候故、相圖次第、早々火事具着用登城、又は各持場々々へ急速可レ被二相詰一、但場末に至り難二打繼一場所は、一萬石以上火之見有レ之屋敷々々にて同樣早半鐘鳴らし可レ申候

此の時德川政府は征夷大將軍などゝ威張つて居つても、正々堂々と軍容の整つた兵備も何にもなく、外敵の襲來を火事扱になし、火事羽織・鳶口で對抗せんとしたのであつて、太平の餘弊、武備の懈怠、爲すに足らざりし事は此一令を以てしても明かである、政府既に斯くの如くなりしかば、當時江戸及沿岸の住民が如何なる大騷ぎを爲したるかは大抵推察せらるゝのである、**續太平年表**に此の時の狀況を記したる一節あり、曰く、

此ノ時浦賀其外海岸諸家ノ陣屋ヨリ、晝夜ヲ分タズ注進ノ汗馬、海陸飛脚ノ往來、櫛齒ヲ挽クヨリモ忙ハシク、江戸ノ大都繁華ノ巷モ俄ニ修羅ノ衢ニ變ジ、萬ノ武器調度ヲ持運ビ、市中古着商フ家ニハ陣羽織・小袴・裁付・蓑笠等ヲカケ並ベ、鍛冶ヲ業トスル者ハ家毎ニ甲冑刀槍ヲ鍛ヒ、武器ヲ商フ店ニハ、古キ武器ヲ累ネテ、其價平時ニ倍セリ、海邊ニ家宅アル士民老幼婦女ノ立退カントテ、家財雜具ヲ持運ブ樣、左シモ廣キ府下ノ街衢モ奔走狼狽シテ、

錐ヲ立ツベキ處モナシ、訛言隨テ沸騰シ、人心恟々トシテ定マラズ云々。

攘夷家の暴行と惡條約の締結

攘夷家の暴行と惡條約の締結　右の如き狀況にて朝野大騷を爲したる末、遂に浦賀奉行は米國の國書を受取り、和親通商條約の締結は明年まで猶豫せんことを請ひて、一時やつとの事で歸國せしめたるも、是れより英露兩國も亦長崎其他へ來舶して頻りに通商を求め、殊に英國の如きは米國と同じく數艘の軍艦を長崎に艤して盛に威嚇し、又米國は翌年再來して相變らず威嚇したるのみならず、當時有名なりしタウンセンド・ハリス（Townsend Harris）を派遣し、大に外交手段を用ひて當局に說かしめたりしかば、幕府は遂に斷然意を決して、米英露佛和の五箇國に通商を許し、長崎の外先づ最初には下田・函館の兩港を開くことを約して、所謂安政條約を締結したのである、然るに此の安政條約なるものは上記の如く諸外國に迫られて餘儀なくせられたる條約なりしに拘はらず、其實我國の爲めに甚だしき不利益の條款もなく、現に通商條約上最も重要なる輸入稅の如きも、大抵二割を標準として定めたものであつて、比較的有利の條約であつたのである、然るに其後國論の沸騰に及び、幕府は徒らに依違逡巡して條約の履行を爲さず、又民間の攘夷家なるものは種々の暴擧を企て、外人に危害を加へたのである、今玆に其の一二の例を擧ぐれば、文久元年水戸の浪士等高輪東禪寺の英人宿所を襲ふて數名を殺害し、又御殿山に於ける外國人屋敷を燒拂ふ者あり、同二年島津久光の家來江戸よりの歸途生麥村に於て英人四名を斬殺し、又其の翌年には長州人下關に於て米佛蘭三國の船を砲擊し、又英國は生麥事件談判の爲め軍艦七艘を帥ひて鹿兒島に到りたる際、薩人之を砲擊して交戰したる等の事實ありて、彼等外國人は日本人の狂暴に驚きたるのみならず、內政は非常に紛亂して居つて秩序を維持すること能はざるが如き狀況を看破したるより、遂に慶應元年に至り、諸外國の代表者、相與に連合して幕府に迫り、曩きに取換はしたる安政條約を改訂したのであるが、特に輸入稅の標準率を僅々五分に引下げたのである、是れが其後明治の世の中となり、長く日本國民に經濟上の大打擊を與へたる惡條約であつたのである、之を要するに德川氏の對外通商政策は前後全く正反對の特徵を現はしたのである、卽ち其の初代の政策は主的であつて我より進んで通商を求めたるも、彼れ外國人の無謀なる行動（ジエズュウィット派の隱謀等）に依つて、次第々々に我國當局の警戒を惹起し、遂に彼等を排斥して鎖港主義を執らざる可らざるに至らしめたのである、然るに其の末年の政策は、全く之に反し我國は全く客的であつて、彼等外國人に迫られ、無ゝ據條約を締結し、爾後我れの無謀なる行動（生麥事件・下關砲擊事件等）に依つて、漸次國權を侵蝕されて非常に不利益なる條約を强ひらるゝに至つたのである、

而して此の末年の失敗は其の責、主として薩長士人に歸するが故に、薩長の政治家が明治年間に至り、條約改正を爲し遂げたるは自分の犯したる罪過を自分で償つたゝけの事であつて、寧ろ當然の次第であつたと云はねばならぬ、薩長政治家が明治政府建設に付きての功勞は勿論沒すべからざるも、今や吾人は既往に顧みて正確なる差引勘定を爲さねばならないのである。

參考書

○田邊茂啓**長崎實錄**○長崎拾芥集○外務省編**條約類纂**○同**外交志稿**○菅沼貞風**大日本商業史**○橫井時冬**日本商業史**○同芸窓攬載○遠藤芳樹**日本商業志**○通航一覽（國書刊行會本）○平瀨光慶**近江商人**○福地源一郎**長崎三百年間**○河島元次郎**德川初代の海外貿易家**○阿部秀助**德川初期の外交**（國家學會雜誌第十八卷）○本多淺治郎**和蘭通商の起源及其創立考**（史學會雜誌第五編）○**大日本史料**第十二編之十二○平井希昌**歐南遣使考**○**正續太平年表**○**嘉永明治年間錄**

Richard Cocks. *Diary. Voyage of the Dutch Ship "Grol" from Hirado to Tongking* (*Transactions of the Asiatic Society of Japan.* vol. XII, part II.) E. M. Satow. *Origin of Spanish and Portuguese Fixidry in Japan.* (Ibid., vol. XVIII. part II.) Ludwig Riess. *History of the English Factory at Hirado.* (Ibid., vol. XXVI) J. H. Gubbins. *The Progress of Japan.* 1853-1871.

第九編　德川時代の道路驛傳

王朝時代の道路

王朝時代の道路　我國上古に於ける運輸交通の制は比較的整頓して、多少注目に値するものなきにあらざりしが如し、現に厩牧令に於ては天下の諸道を大路・中路・小路の三等に分ち、三十里（古制は五町を一里とす）毎に一驛を置き、驛には驛長・驛夫・驛馬ありて夫れ〴〵往來の便利を圖り、又營繕令を見れば道路橋梁は毎年九月より修理に掛り、十月を以て之を終了するの規定となし、其の要路陷壞して行旅に不便なる箇所は臨時に之を修理せしむることゝなつて居つたのである、然らば上古王朝時代の道路は其後に於ける武家時代よりは、却つて大に發達し居たるやも知るべからざるも、余は未だその詳細を明かにするの資料を得ないのを遺憾とするのである。

貢道と軍道

貢道と軍道　王朝時代に於ける陸海の通路は、行軍征伐の事若くは官人僧侶又は巡禮等の往來の爲めに、開けし事も少くないのであるが、當時運送に重きを置いた一大原因は、遠近地方より京都へ向つて運送する租調の進貢であつて、京都へ通ずる重要の道路は主として此貢道であつたのである、貢調運送の脚夫が道中に於て非常に困難に逢へる事實は**驛遞志稿**に詳かに記

しある通であるが、此時代の道路政策は專ら此困難を除かんとするの目的に出でたものなることは明かである、歷史上羅馬の偉績として傳へらるゝ大道は多くは皆軍道であつて、それは巨大なる多角形の平石を「モルタール」で固めた大軍道にして、其帝國の中央なる羅馬より各地方の要所へ縱橫に貫通して居つたのである、卽ちこれは全く軍道にして專ら行軍の便利を圖つたものなるが、我國上古の大道は軍道と云はんよりは、寧ろ貢道であつたことは疑を容れないのである、隋の煬帝の大運河が貢米遭運の爲めに開鑿せられたものなることは、世人周知の事實であるが、支那古代の道路は矢張り多くは進貢の便利の爲めに造られたものなるべしと思はる、徂徠の**南留別志**に「道と云ふものなくて、いかでかは御調物をはこびけめ」と云へるは進貢の爲めの故に道路に重きを置かれた一證なるべし、そは兎も角我國上古の道路政策が主として進貢の便利を目的としたことは、前記營繕令の文に修理を十月に訖はらしむるの制に徵しても、略々推定し得らるゝのである。

更科日記の記事

更科日記の記事　王政衰へ租調の法、稍々廢絕せんとするに至りしより、道路交通の事は隨つて自ら怠慢に付せられ、夫の古令に定められたる制度等は全く之を放擲して顧みる者なかりしと見え、**驛遞志稿**に**更科日記**通行本には此の引用の文見えず、志稿の編者は何れの本に據りたるや未詳を引用したる文中に左の一節あり、

武家時代の道路交通

治安元年九月三日任地を發し、十五日下野國某地の原野に宿す、終夜大雨、其宿する所の草庵、將さに漂はんとす、衆皆驚懼して寢ること能はず、庵を出て雨を冒して天明に至る、漸くにして雨晴る、便ち其行李衣裳を乾す、十八日下總國松里の津に泊す、時に同伴の乳母曾て孕む事あり、此に至て分娩す、依て復同行すること能はず、爲めに草廬を作る、只葦蓬を以て之を覆ふのみ、時季秋に屬し、月影蓬服を透して其臥床を照す、相見て慘然、棄去るに忍びず、然れども其行急なるを以て終に之を留めて去る、武藏相模を經て足柄山を越え、駿河國を過ぎ、大井川を渡るに及で、某女適々病に罹る、依て遠江國天龍河畔に於て一草廬を作り之を養ふ、居る事數旬病少く癒ゆ、時正に初冬、江風颯々、寒威當る可らず、終に河を渡去る、十月晦日參河國二村山に宿し、又草庵を一柿樹の下に結ぶ、終夜柿實其庵上に落つ、衆皆拾つて之を食す、尋で尾張・美濃・近江を過ぎ、十二月二日京に入る云々。（日本產業資料大系第十卷二七三—四頁）

武家時代の道路交通　藤原氏の世の中に於て全國の道路驛傳が、如何に荒廢に歸し居たるかは此の記事に依つて略々想像し得らるゝ所なるが、其後武家時代となり、京都鎌倉間の往來が漸次に頻繁になりしかば、國中の重もなる道路、就中東海道の如きは勿論多少の改良を見たる

なるべきも、元來武家は常に防備の事のみに腐心し、專ら要害のみを考へ居たるより、道路交通の事には一向頓着せざりしのみならず、甚だしきは往來の不便を以て誇として居つた位である、故に武家時代となつては、全國を通じて將士の往來頻繁なりしに拘はらず、道路交通の便は曾て少しも改良進歩の狀を呈することがなかつたのである、殊に關東地方は最も甚だしかつたものと見え、**慶長見聞集**の著者（三浦茂信と云ひ、寛永頃の人なり）が同書に、「この節は國郡在々所まで私の弓箭を取り、爰かしこに關をこしらへ、海道往來やすからず」と云へるは洵に群雄割據時代に於ける、道路交通の容易ならざることを痛嘆したる言葉であつて、其の時代の交通往來の不便なりしことは略々察せらるゝであらう。

貢道の不必要

貢道・軍道の不必要　羅馬などの事實に徵すれば戰爭の世の中に於ては、軍事上自然と廣大なる道路を利用するの必要ありしなるべく思はるゝも、彼が如き大軍道の成立は統一したる大帝國が、大仕掛に出征するの場合に於てのみ其必要を感じたのであつて、我國武家時代の如く稍々封建の形をなし、群雄諸方に割據して各々其小國境の守備を事としたる時に於ては、遠近各地方を聯貫する大道は決して成立するものではないのである、況んや鎌倉以來封建の萌芽すると同時に一般に皆知行制度となりしかば、租調進貢の便否などは將軍政治の問題とならず、

隨つて昔時の如く貢道に注目するの必要をも感ぜざるに於てをや、現に此の時代に於ては、道路交通の事は殆ど之を度外視せられ、王朝時代より比較的大に荒廢し居たることは想像に難くないのである。

信長の道路政策　群雄割據の時代に於ても、苟も政治上に志ありし者は多少此問題に注目せざるにあらず、例へば大内政弘・大友義鎭・武田信玄・上杉謙信・長曾我部元親等が各々其の領内に於て、道路の修築に努力したることは事實なるも、一般全國に關係する統一的の大事業は、區々たる一國の領主だけではどうすることも出來ないのである、故に此の道路交通政策の如きは天下統一の時に至らざれば、到底之を實行すること能はざるのであつて、實際之を爲したる先驅者は織田信長である、**信長記**（第八卷）に記する所に依れば、彼は天正二年篠岡八右衞門・板井文助・高野藤藏・山口太郎兵衞の四人を奉行に命じて、大に全國道路の改築に從事せしめ、先づ東海道の道幅を廣さ三間半、在々は三間とし、又道の迂回したるを眞直になほし、その兩側には松又は柳を植ゑしめたるに、其の功忽ちに成りて、往還の旅人大に喜びたりと云へり、又天野信景の**盬尻**には平信長諸國の驛路を廣くし、横五六間に造り、左右に柳櫻を植ゑしめ、田畑を費すこと多かりければ、時の落書に「世は地獄、道は極樂、人は鬼、身は濁り酒

しぼりとらるゝ」とありたることなどを記しあつて、**信長記**とは多少の相違あるも、兎に角信長が海内を統一せんとするに當り、先づ第一着に道路の必要を感ずるに至つた事は明白である、是れより豊臣氏を經て徳川氏の初代に及び、段々と道路の事に注目することゝなりたるは、史實の證明する所であるが、（豊臣氏が文錄三年に松前慶廣に命じ板橋より津輕の三馬屋に至る路次驛傳を定めしめたるは其の一例である）而かも徳川氏の初代までは未だ一般に之が必要を認めざりしのみならず、動もすれば猶其の便利に反對する者の多かりしは、群雄割據の遺風を脱せざりし當時に在つては、止むを得ざる次第であつたのである、前にも記した如く、家康が岡崎在城のとき往來の便を計りて矢矧川に架橋せんとしたるに、諸臣皆之に反對し、要害の爲めに宜しからざれば、架橋は見合せられたしと諫言したるを、家康は聞かずして遂に架設したること**岩淵夜話別集**に記しあるが、此の一事にても徳川初代までの道路交通が如何に不完全なりしかは思ひ遣らるゝであらう。

徳川初代の道路政策

徳川初代の道路政策　徳川政府が道路驛傳の事に意を用ふるに至つたのは、天正八年家康が江戸へ入國以後の事であつて、其頃所謂五街道の制（五街道の事は第三編に詳かなり）を定め、先づ其の驛傳に關する規定を發布し、慶長九年八月には秀忠の命に依り、諸國の道路を改築して、幅五間とし、關東奥州及中山道等皆同樣に改むる事となし、永田勝左衞門重眞外數人を其の奉行に任じ、夫れ〴〵分擔起工せしめたること**當代記**に見えたれども、是れがどれ程に實行せられたるものなるやは固より不明である、然れども是れより以後次第に諸方への通路を便にし、慶長十九年には五味彦九郎を御宿奉行となして、全國道路の取締を爲さしめ、又寛永十年には傳馬・繼飛脚の制を定め、萬治二年には大目附高木伊勢守守久を以て道中奉行に任命するなど、愈々益々交通往來の便を圖るに至つたのである、然れども當時は尚ほ主として幕府の便利のみを目的とし、專ら五街道の修理改善に止りたることなれば、勿論全國一般に關する交通問題として取扱はれたものではなかつたのである。

道路交通の一般的方針

道路交通の一般的方針　然るに寛永十二年（將軍家光）に至り幕府は三家以下在府の諸大名を殿中に召して、武家法度二十個條を申渡したのであるが、其の一ヶ條に「道路・驛馬・舟梁等無二斷絶一、不レ可レ令レ致二往還之停滯一事」との明文を掲げたのである、是れが徳川政府の道路交通に關する一般的方針を定めた濫觴であらう、蓋し徳川政府は此の時に於て初めて海内統一の實を擧げ、是迄同僚の武家たりし諸大名を悉く臣下扱ひとなし、公然之に命令して其の行動を律すると同時に、諸般の制度の根本たる武家法度を改めたのであつて、其の明文中に道路驛傳の事を掲げ、一般に國主・領主等に令してその怠る可らざる政務の一と爲さしむるに至つたの

である。

驛傳政策と渡津

驛傳政策と渡津　徳川政府が萬治二年に初めて道中奉行を置きたる以來、慶應年間に至るまで、歴代引續きて此の官職を任命し、中頃享保年間よりは勘定奉行も亦道路橋梁水道の事務に關係し、(**有徳院殿御實記**)爾後道中奉行は概ね勘定奉行の兼任する所となり、五街道を始め諸國の交通改良に意を用ひたるは明かなる事實なるも、余の見る所に依れば徳川氏の交通政策は道路其のものゝ改良には比較的冷淡にして、寧ろ專ら驛傳のみに重きを置きたるものゝ如し、卽ち寛永以後の運輸交通に關する施設を見るに、驛傳人馬の徴發、駄量の制限、運賃の制度、驛長及問屋の規程竝に渡川の取締等、其他諸般の設備は屢々之を改正して勉めて完成を期したる事は、公私の記錄に詳かなりと雖も、大に陸海の通路を開きて行旅車馬の便を與ふるが如きは、武家法度の明文の斯くの如くなるに拘はらず、實際甚だ忽諸に付せられ居たるのみならず、却つて或は其の便利を嫌ふの形迹なきにあらざりしは、封建制度に伴隨する不得已の政策、卽ち要害を思ふの危虞心に歸因するものと云はねばなるまい、然らずんば一方に於て、道路往還の停滯を不可としつゝ、(寛永武家法度)他の一方に於て江戸周圍の大川、例へば六郷・荒川・利根等の諸橋(千住大橋は例外)を架せずして故らに不便なる渡津とし、又東海道の大川の多くは

皆架橋若くは船橋を許さゞるが如き、矛盾の行あるべき筈はないであらう、東海道の旅行に常に非常の困難を感じたるは此の渡津である、(田中邸隅**民間省要**中篇巻之四に詳かなり)大雨の後所謂川支の節は、旅人皆その川の左右に於ける宿驛に滯留して長きは十數日を費やして、用意の路銀は悉く之が爲めに消費し、行李を典質して尚その費用を償ふに足らざるが如き災難に遭遇すること、往々にして之れなきにあらざれば、沿道の心ある者は此等の困難を察し、架橋を出願したることあるも、徳川政府は常に要害を唱へて之を許さなかつたのである、(**民間省要**同上)曩きに二代將軍秀忠上洛の時、駿河の國主徳川忠長、將軍通行の便利を思ひ、大井川に架するに浮橋(船橋のことなるべし)を以てせるに、將軍之を見て喜ばざるの色あり、左右に謂つて曰く、先將軍常に宣はく、箱根・大井は海道の險要なりと、而して今之に架するに浮橋を以てし、世人をして其の破り易きを覺らしむるは我の取らざる所なりと、蓋し徳川政府は家康が矢矧の架橋を斷行したるに拘はらず、始終斯くの如き狹隘なる思想を脱すること能はざりしは蔽ふ可らざる事實である。

諸藩の道路に對する態度

諸藩の道路に對する態度　然るに徳川政府は享保二年に至り、更に復た寛永武家法度の主意を繰返へして「道路驛馬及橋梁の修築を斷絶して、國郡の衰弊を招くべからず」と云ふ事を、

諸大名へ命令したのである、是は一見すれば幕府自ら大に自覺して、其交通政策上の革新を企てたもの丶如く思はるゝも、其實は必ずしも然らずして、こは却つて當時國々の大名等が狹隘なる封建思想に囚はれて、其の隣國を視るや宛も敵國の如くなりしかば、各地方何れも各々其の領内の要害を主張し、隣國と接する道路は勉めて不便利を望めるが如き事實ありたるが爲めに、故らに斯くの如き命令を下して、割據の弊害を矯めんとしたるものなるべし、然れども幕府自ら常に諸大名に對し、甚だしき猜疑の念を持して、陽に陰に防備の策に怠らざりしことは前記の如き有樣なりしかば、諸大名も亦之に倣つて要害を唱へたるは寧ろ當然の事であつたのである、殊に武家法度は諸大名に向ひ、第一に武備の怠る可らざる事を命令しあつて、而かも道路の嶮要は此の武備の一大要件として認められるゝ以上、各大名が之を辭柄として道路交通の便利を閉鎖するの政策を執りたるは、幕府に於ても之を奈何ともすること能はざりしならん、故に當時國々の大名に對し、道路修築の嚴命を下したりとて、それは實際に於て決して大なる效果なく、所謂五街道は多少その面目を改めたるなるべきも、其他國々の道路は甚だ不完全にして、德川氏の交通政策の賜として見るべきものは幾何もなかつたようである、但し各藩の城下に於ける市街及其の領内限り或る部分の道路は、各々其國々に於て多少の注意を加へて改良したものなきにあらず、殊に五街道筋に當る各城下及その領内に於ける街道は、幕府吏員の往來の爲めに大に意を用ひて修理を施したる所少しとせず、現に名古屋の如きは特に道奉行を置きて常に熱心に之を修理し、道路の整備を以て知られたる所である、**甲子夜話**卷四十三に修驗行智なる者の實驗談として「名古屋本町通道路の平坦なること他國に比類なし、路奉行あり、其の下役の者、日々鳶口、鍬やうの物を持たして城下を廻はる、小石など高く出たるあれば、直に掘出して、其跡を平かに直し置き、暗夜と雖も躓仆の患なし」云々とあるに依つて、その一斑を知るに足らん、然れども是等は前にも述べたるが如く、皆各々其の城下又は領内限りの事であつて、我國の道路交通政策として一貫したものにあらず、況んや多數邊鄙の諸大名にして道路問題に注目するが如きは、殆ど皆無の姿なりしに於てをや。

道路政策に關する重要なる區別　德川氏の道路交通政策に關し、我々の特に注目を要する點は、土地に固定する道路橋梁の修築問題と、人事的制度の設備問題との區別である、土地に固定する改良即ち山を穿ち嶮を平かにして大道を通じ、大川に橋梁を架設する等の事は平素行旅の往來に便利なる代りには、一朝有事の際には俄かに之を取毀はして元の嶮難に復することは容易ならざるが爲めに、或は時に依つては敵に便利を與ふるの恐れなきにあらざるも、其の人

事的制度の設備、卽ち驛馬飛脚の類は命令一下、卽時に之を撤廢して敵に利用せられざる様に勉むることは爲し難きにあらざれば、德川政府は常に隱然と此の兩問題を區別し、其の法令の明文には陽に道路橋梁の修築を云々するも、其の實は中央政府の所在地たる江戶を中心として、全國を貫通する大道路を改良するの目的にあらず、大名には之を强ひながら、己れは却つて此の方の問題を度外視し、唯だ驛傳飛脚等人事的設備の完成のみを目的とするが如き政策を執りたるに外ならないのである、故に土地に固定する道路橋梁の修築に關する德川政府の法令は、其の實行に於て更らに顯著の功績なきに拘はらず、驛傳飛脚等の設備は比較的甚だ完全であつて、德川氏が此の點に苦心經營したるの迹は歷々として大いに見るべきものなきにあらざるが如し。

驛傳人馬其他の制規取締

驛傳人馬其他の制規取締　今玆に二三の實例を示せば夫の「百人百匹」の制（東海道の各驛に人夫百人、馬百匹宛必ず設備し置きて幕府及大名などの往來の用に供せしめたる制度）は寬永以後引續き之を實行し、天明三年に至り品川驛吏某の建議を納れて、各驛に「人馬七八遣一」の法、卽ち百人百匹の定員中より公用其他不時の準備として、人夫三十人駄馬二十匹を除き置き、七十人、八十匹を以て平時行人の用に供するの法となして之を實行したのである、但し玆に行人と云ふは、武家武人及公卿縉紳などに限られたる言葉であつて、右に定められたる人馬は唯だ御朱印傳馬のみを云ふのである、故に彼等行人は各驛に於て强制的に此等の人馬を徵發し得るものなるが、此の外に庶人一般に相對にて傭役し得る駄賃傳馬なるものありて、これは每驛百五十人の人夫と百匹の駄馬を常備し置くの定めなるが如し、（**民間省要**中篇卷之二參照）以上の規定は各驛必ず實行したものにあらざるべきも、大抵之を標準として相當の準備を爲し、東海道筋は何處に於ても、人夫駄馬の不便を感ずるが如きことはなかつたであらう、且つ又右の御朱印傳馬及駄賃傳馬に關する諸規定は嚴に之を遵守せしめ、殊に一般の行旅に對しては人馬共に規定賃銀の外に多額の金錢を貪ることを許さゞるが如き仕組は、殆ど遺憾なき迄に整頓し、又夫の雲助、ゴマの蠅等の不正行爲は、其の所々の吏員に於て嚴重の取締を爲すなど旅人の爲めに出來得る限りの便利と安全とを與へ、又他の一方に於ては飛脚制度を設け、每月數回定期若くは臨時の郵便を仕立てゝ、封書・金錢・小荷物等の運送を爲さしむる等の設備、皆大に整頓し居ると同時に、其の驛務の責任に當る各驛に對しては、種々の待遇法を定め、五街道各驛の田租は全くこれを免除したる上に、更に又飼馬の地若干宛を給し、又繼飛脚給米及問屋給米など云へるものを支給し、其他名主には役料を付し、宿手代にも亦相當の手當を與へ、渡

津の渡子には宅地俸米などを支給するの制を定め、又其の各驛若くは渡津の者火災などに罹る時には、別に救恤金と小屋掛料等を下賜せられたのみならず、其救濟を必要と認めたる場合には、屢々貸與金又は救助金などゝ稱して若干の金米を給した事もあつたのである、加之ならず諸街道には皆助郷・加助郷の制（助郷は宿驛の近傍一二里の諸村に人馬役を課し加助郷は五六里以上十里内外の諸村に課す）ありて、宿驛の人馬を助くるの義務を負はさるゝ代りには、是等の村々は或は課役を免ぜらるゝ等の特典もありて、兎に角驛傳に關する設備は、何時にても不便を感ぜざる仕組となり居たることは、德川氏の交通政策史上最も注目に値ひする所である。

德川氏の驛傳法は武家武人の往來を目的とす

德川氏の驛傳法は武家武人の往來を目的とす　然れども德川氏の驛傳法は固より今日の交通事務の如く、一般人民の便利を考量したものにあらず、幕府の公用を主とし、傍ら武家武人の往來を目的としたに過ぎざれば、經濟上の運輸交通問題として之を論ずる時は、前記の如き諸般の設備は商人の往來、商品の運送等には大した便利を與へなかつたのである、現に諸街道の往來には御朱印證と稱する通行券を有するにあらざれば、諸所の關所を通過すること能はず、夜間は公用の外は一切關所の通過を禁じ、又前にも既に述べたる如く正德二年には三度定飛脚の早便に限りて徹夜の急行を許したるも、これとて必ず京・大坂・駿府在番々頭の證券を有することを必要とするのみならず、此の三度飛脚には商人の荷物は一切之を取扱はないと云ふ規定あり、（民間省要中篇卷之二）且各驛路の役人共は農工商の輩を見れば無暗に威張り散らして、相當の便利を與へざりしのみならず、却つて種々の妨害を加へ、殊に夫の渡津にかゝり不幸にして川支の場合等に遭遇する時は、驛吏・宿屋若くは渡子などに色々の難題を吹掛けられて嚢中を捲き上げらるゝの慮なきにあらず、五街道の中東海道の如きは第一の要路にして諸般の取締は比較的甚だ行屆き居たることなるも、それでさへ武家及公家以外の庶民に對しては、言語道斷の暴擧に及ぶ者頗る多くして、之が爲め思慮ある商人などは、却つて不便極る山奥の木曾街道を擇びたる程なりと云へば、此の一事にても幕府の驛傳は武家武人等の便利を主眼としたことは明かであつて、其恩澤の農商工に及ばざりしは疑ひなき事實である。

武家武人に對する往來の制限

武家武人に對する往來の制限　然らば武家武人の往來は當時全く自由であつたかと云ふに、それも其の實決して然らずして隨分煩瑣なる干渉を蒙つて居たのである、就中幕府の根本政策に牴觸の恐れある事、即ち隱謀の嫌疑を招くが如き事は斷じて之を許さなかつたものゝ如く思はる、例へば大名が江戸へ往來するには一定の街道を通行せねばならないのであつて、東海道通行のものは畿内五ヶ國を始め關以西四十二箇國、百四十餘家の大名とし、中仙道通行のもの

は加賀・越中・越後・八個國三十家の大名とし、又井伊・戸田・有馬・青山等の八家は東海道通行の大名なれども、特に出願すれば中仙道の通行を許し、日光街道は野州宇都宮・壬生等四家にして、奥州街道は奥羽の三十七家とし、甲州街道は信州の三家、又水戸街道は常州及總房の二十三家とし、其他岩槻街道は何々家、練馬街道は何々家と皆各々往來の道筋を定められて居つたのである、（驛遞志稿）加之ならず大名の往來は中々むつかしきものであつて、其の時々の政策上色々の制限を加へられたのである、例へば安永の頃には中國・九州及四國の諸大名に向ひ參勤の折、私に支道に入ることを禁じ、又四國の諸大名に山崎路の通行を禁じたることあり、又其他參勤の時道中に當る川に入つて水の深淺を測量することを許さず、又萬石以上の大名が旅行するときは何驛に於ても必ず本陣（大名の定宿とする旅館）に宿せざる可からざる等の規定が設けられて居つたのである、徳川氏の初代の頃にはこれ程面倒なる干渉もなかりしものと見え、黒田長政は參勤の度毎に道を易へて往來し、その旅宿も定宿として極まつた所もなかつた由武家七徳後篇に記しあるが、徳川氏は其の初代に於ては却つて大に寛大の政策をとり、三代家光の頃より次第々々に如上の干渉政策を行ふに至れるものゝ如し、蓋し斯くの如きは兒戯に類する無意味の政策に似たりと雖も、封建制度維持の點より之を見れば、當時或は相當の必

要を感じたるものなるべしと思はる。

統一したる交通機關の缺陷　之を要するに封建制度は諸大名皆各地方に割據して、各々其の境域を封鎖し居るが如き姿であつて、斯る狀態の下に統一したる交通機關の完成せらるゝ筈は決して之れなかつたのである、加之ならず我徳川時代に於ては道路運輸の改良發達を奬勵すべき動機は甚だ欠缺して居つて、先づ第一には元和偃武以來大兵を動すが如き場合は絶えて之なかつた故に、軍事上より大道を造るの必要を感じたる事なく、第二は封建制度の下に於ては、大仕掛に租調を漕運することなければ、貢道として道路を修築するの機會もなく、第三は各藩共に自給自足の政策を執り、其の結果、米穀を他領に輸出し、若くは他領のものを輸入するが如きことは成るべく爲さゞる方針であつて、貨物運送の便・不便は殆ど皆度外に措くの有樣なりしかば、斯る時代に於て道路交通の問題に重きを置く者なかりしは洵に止むことを得ざる次第である、殊に當時社會に有力なりし武士階級の人々は、所謂武骨の風を尊び、不便なる山野を跋渉して手足の筋骨を鍛練するは、武士に相應の行事として却つて之を得意とする傾向なきにあらざりしかば、少しく經濟に志ある者は「道路の清否を見て國の盛衰を知るべし」（正司考祺經濟問答祕錄卷十六）などと云つて、道路改良の重要なることを主張したる者ありしも、實

際此等の名言は何處にも何等の反響もなく、全國到る處殆と完全なる道路の之れなかりしは、封建制度の下に經濟上の發達を妨げられたる一大原因であると云はねばならぬ。

參考書

○民間省要○貴田元親驛路八達錄○五街道取締書物寄○憲教類典抄○堀秀成いそ山千鳥○大曾根左兵衛東海道驛路の鈴○驛遞志稿○德川理財會要○日本古代法釋義○日本商業史○荻野由之古代の道路法（法制論纂續篇）○內田銀蔵德川時代の街道及宿驛に關する一二の所見（日本交通史論所載）○伊藤重治郎交通論

Theoder Mommsen. *History of Rome.* (English Translation) Sidney and Beatrice Webbs. *Story of the King's Highway.* (English Local Government)

第十編　都市の成立及發達

都市の起原　都市の成立に關しては歐洲の學者間に種々の說あり、要するに各々其の所論の立場に依つて其の意見を異にするに過ぎず、例へばフラッシ（Flach. *Beginning of Ancient France*）は專ら佛國人の立場より之を看察して、都市の濫觴を羅馬の遺制に歸し、宗教上の元素に重きを置き、フォン・ベロウ（Von Below. *Der Ursprung der Deutschen Stadtverfassung*）は主として獨逸の都市を論じ、農村の自治體より發達したる行政團體となし、又英國の學者中には往々ギルド・マーチャント（Gild Merchant）、若くは市場組織に淵源するものと認むる者あるが如く（獨逸にても此の說を主張する者あり、ルドルフ・ゾーム（Rudolf Sohm）の如き是なり　皆各々其說を異にして更に歸一する所なしと雖も、吾人を以て之を見れば都市の濫觴に關しては、他のあらゆる大制度のそれの加く、元來一般に通ずる一定の起源なるものなく、國々所々に依つて其の成立を異にするものと思はる、然れども歐洲のことは且らく措き、我日本に於ける現在の都市に就き巨細に其沿革を審かにして、之が創始の原因を探究すれば、或は神佛の所在に基因するものあるべく、（伊勢山田の如き是なり　山田は一に神都と云ふ）或は商業上の便利に依りしものあるべく、（泉州堺の如き是なり）又或は行政官衙の設置に伴ひしものあるべきも、

筑前福岡の如き是なり

のにして、それが今日の都市の基礎となつたものも亦多かるべしと信ぜられる、ダヴキット・ヒュウム（David Hume）曾て曰へることあり、「陣營は都市の母なり」と、此の言は歐洲歷史に就きても多少根據なきにあらざること勿論なれども、余は我國鎌倉以後の事實に徵して、一層其言の適切なるを疑はないのである、徂徠は其の著鈐錄に於て城と云ふ字の說明を爲し、「城ハ國郡ヲ治ル人ノ居處ナリ城者盛（セイ）也（セイ）ト云フ事アリ、（說文には城以盛ノ民也、城者成也とあり）盛ハモルトヨム、器ニ物ヲ盛リテコボレヌ樣ニスル事ナリ、國郡ヲ治ル人ハ其ノ國郡ノ內ニテ人多ク聚ル處ヲ擇ンデ其所ニ居住シ、役人モ財寶モ其所ニ聚ルユヘ、ソレヲ盛ルハ受ケテコボレ散ラザル樣ニタモツ心ニテ、城ト名ケタル也」云々と云つて居るが、この城が段々と發達して、都市となつたと云ふことは必ずしも附會の說ではあるまいと思ふ。

軍事的都市

軍事的都市　我國は鎌倉開府以來世々唯一の武斷主義に依つて支配せられ、遂に降つて德川氏に及び、歷史上未曾有の軍事的封建制度を出現するに至りしかば、當時所謂大名の居城卽ち大小の都會は、皆悉く軍事上要害の地位を擇みたるものに外ならず、勿論或る場合に於て自然に商業地として既に多少の發達をなしつゝありし地點を選擇して、そこに城郭を築いたものなきにあらざるも、元來大名の居城は則ち永久的の陣營にして、專ら要害のみを目的とし、商工の便不便などは更らに少しも考へなかつたのみならず、故らに天嶮を唱へて山河に取圍まれた る往來不便の土地を擇んだことは、余の辯ずる迄もなく著明の事實である、故に我國の封建時代に於ける都市は僅々少數のもの、外は、殆ど皆軍事的都市であつて、商工の必要に應じて其の便利の地點に成立したものにあらざることは、是れ我が經濟史上最も注目を要する特徵であると云はねばならぬ。

軍法が卽ち都市法

軍法が卽ち都市法　アシュレー曰く「中世紀の都市は商業及製造の生家である、都市の繁榮は近世に於ける國家成立の一大原因である」（Ashley. *Surveys.* p. 168）と、眞にその通りであつて、都市の發達が近世的文明の始であることは何人も疑はざる所であらう、然るに歐洲に於ては封建制度の瓦解後、其都市は成立の濫觴如何に拘はらず、皆悉く商工の利害を重大視し、其の行政は總てギルド・マーチャントの手中に歸し、市場法卽ち都市法であるの觀を呈するに至りしかば、其の結果歐洲の經濟界は各都市、自ら自由獨立に活動して、大に發達を遂ぐるの便利を得たりと雖も、我國の都市は之に反し、强固なる軍事的封建制度の下に立ち、商工の利害は全然之を無視せられ、あらゆる經濟問題は絕對に之を排斥しつゝあつた武家武人の勝手に一

任して居つたのである、之を約言すれば我國の都市即ち大名の城下に於ては、軍法が都市法であつて、行政上一切の事は實際總て埒もなき舊式の軍制に法りたるものゝ如し、**長州無名氏書**（此の書は首卷とも七册本の寫本にて著者の名を署せず又書名もなく、何人の作なるや明確ならざれども、本書の内容を熟讀すれば有名なる長州の學者村田清風の遺書なるべしと推定せらる、其の傳來を調査し且つ余の收藏本なり、以下總て長州無名氏書として引用す）に「諸侯の國多くは我が城下に諸士を聚めて居らしめ給ふは如何なる故ぞや、或說には國初のときは諸侯城下に諸士を聚め置き、公には東都の制に從ふと見せ、私には天下に事あるときは時日を回さず擧用ゆるに便なりとして如是成し置れしかども、天下太平に歸して重て干戈を動すことなく、當時治道を論ずる者なければ、軍中の法令を其まゝ治國に採用ひて、改めてとあるは正に此等の事實を證言するものにして、我國封建時代の都市法は歐洲のそれの如く市場に支配されたものにあらざることは明かである、福田博士の**日本經濟史論**（一六六頁）に「都府には封建の法制行はれず」と云はれたるは我輩の同意し難き所である是れ我國が歐洲に比して經濟的發達の大に後れたる一原因なりと云はざる可らず、然れども又他の一方より之を看察すれば、大名の城下は一般に人口の繁殖すると同時に漸々大市場の形を具備し、經濟上分配及消費の中心となりて各地の農產物を吸集し、又農民に必要品を供給する場所となりたれば城下は何れも前記の如く儼然たる陣營の姿であるに拘はらず、其の經濟上の發達に貢獻したること鮮少に止まらなかつたのである、大名の治下に泉州の堺、防州の山口、尾州の清洲、江州の八幡等が非常に繁昌したる事は横井時冬氏の**日本商業史**に詳かなり　故に余は今此に所謂大名の城下と其の農村との關係を略述せんと欲するのである。

兵を農に寓す

兵を農に寓す　鎌倉開府以前は我國も亦支那と同じく「兵を農に寓す」と云つて、士農の別を立てず兵士は皆農民より徵發したものであつて、一朝事ある時は倔強の百姓を選拔して、攻守の備に充てたるものなれば、當時別に侍と稱する一階級の無かりしことは明かなる事實である、英國のウエールス人（Welsh）は牧羊者兼兵士である、農民ですらも一朝事あらば直に武器を執つたのである、分業の法則はウエールス人の兵農分離を來さしむる筈なりしも、十二世紀（鎌倉開府は十二世紀の終りなり）に及んですら尙此の分離を見なかつたのである云々と Sir. Seebohm. *Village Community*（一八九〇年版一八八頁）に見ゆ、ウエールスの風俗は此の外日本に似たる所甚だ多し

の中は漸く封建の萌芽を發し、將帥の職は皆藤氏、若くは源平二氏の譜代を以てすることゝなり、所謂世官世祿となりしかば、其下に隨從する兵士等も亦譜代の屬兵となるに至つたのである、夫の鳥羽帝の時屢々制符を下して、兵士の源平二氏に屬することを禁ぜられたるは之れが爲めである、然れども此の時代に於ては士農の區別未だ明確ならず、歷々の武將には平素其の左右に若干の武者がさむらひ（侍）居たること疑なきも、多數の武者共は皆夫々其の知行所に住居して、農業に從事し居たれば、當時諸方に割據したる豪族は、取りも直さず百姓の頭領であつて、眞に所謂士豪たるに過ぎなかつたのである、其後賴朝の天下となり、鎌倉を以て中央政

府の所在地と定めたる時に於ては武將は特別の任務を帶びて、他地方に駐屯する者の外、大抵鎌倉に邸宅を有して、都住居を爲しつゝありしも、其の配下の武士は矢張り其の知行所に在りて、農民と雜居し居たるものである、太宰春臺は經濟錄に於て「日本は昔より唐の風に倣つて農兵を分る法なれども、古の武士と云ふは當代の武士の如くにあらず、常に田舍に住んで農業を務め、今の世の有得なる百姓の如し、鎌倉の三浦・畠山の輩を今の世の諸侯の如くならんと思ふは非也」云々（日本經濟大典第九卷五八九頁）と云へり、蓋し或は事實ならん。

士農の分離

士農の分離　徂徠等の記する所に依れば士農の分離が北條時賴以來（十三世紀の半頃）のことなりと云へり、成る程其の時分には此の區別稍々分明に實現せられて、武將に屬する侍の多くは、次第に其の主人の膝下に定住するの傾を生ずるに至つたのである、蓋し王朝時代の如く幾十年かの間に於て偶まに兵役の事ある位なれば、其の必要の際に農民を蒐り集めて就役せしむることも、敢て不便となさゝりしなるべきも、源平以後年々歲々干戈を動かすの必要ありたるのみならず、實際之を動さゞるも何處に如何なる敵が現はるゝやも圖られず、寬治元年三浦泰村等が北條時賴を滅さんと計りしが如き是なり　武士は常に甲を擐し戈を枕として眠ると云ふが如き世の中となりたれば、出來得る限り多くの兵士を身邊に常備し置くの必要を感じ、遂に所謂武將卽ち諸大名は鎌倉に在番するときと其領土に歸還するときとを問はず、常に其の膝下に多くの親兵を聚むるに至つたのである、諸代の大名和田・畠山・三浦・佐々木などの外は皆鎌倉に居らず在國なりし由、室鳩巢の獻可錄に見ゆ、新井白石は武臣が親兵を有することゝなりたる始りは、奥の前後戰の時よりてあると云へり（白石手簡）然れども彼等が各々其の在所に堅固なる城砦を築き立て、其の內外に多數の家來を集めて、軍事的の團體生活を營むに至つたのは織田氏時代卽ち元龜天正以後の現象であつて、土氣古城雜興傳來記（國書刊行會本三十輯第四）に曰く其時（永祿頃）土氣東金兩城は朝夕合戰の談合止事なし、されば名字の百姓御扶持方被下、田畑を耕す時は鍬・長刀、或は藤柄の小脇指・大小を伏せ置き、城中にて鐘を突き太鼓具を吹く時は耕地より直に上り云々とあり、足利氏の季世にも尙完全に兵農の分離を爲さゞりしもの、如し此頃よりは武家武人の住處と其領地たる知行所とは全然別ものとなり、戰爭を職とする侍と農業を事とする百姓とは殆ど完全なる分業を來し、其の結果一方に於ては、經濟的進步の一大要件たる都市の發達を促がし、他の一方に於ては農民に比較的安全の地位を與へ、群雄の爭の爲めに農業を妨げらるゝの不幸を免がるゝに至つたのである。

士の土着論と士農分離の結果

士の土着論と士農分離の結果　士農分離の現象に就ては、德川時代の學者は喧しく其の非を鳴らし、之を武備上及經濟上非常の惡風となして攻擊し、所謂士着論なるものを主張して「兵を農に寓する」の古制に復さんことを說きたる者鮮しと爲さず、本來武士は戰爭を目的とし、專門的に武事のみを講究すれば、其の技術に於ては勿論大に優越すべき筈なるも、元和偃武以來、太平打ち續きて、上下一般に安逸に耽り文弱に流れて、士風、墮落を極めたりしかば、此

の時に當り身を農間に置きて、親しく耒耜の勞を取り、閑暇あれば山野を跋渉し狩獵を事として、其の筋骨を鍛錬するが如き習慣を養成し、又時々相聚つて講歩練兵の事を勉むる様になしたらんには、固より云ふ迄もなく城下居住の腰拔侍に勝ること萬々なるべく、又人間の欲望を抑制し節儉を尊び奢侈を禁じ、夫の商人風の生活は淫靡なりとして一切之を排斥したるが如き消極の經濟主義を抱持したる世の中に於ては、田舍住居の簡單質朴の生活を是認すべきや勿論の事なれば、此等の見地よりして當時の學者等が士農の分離を以て古武士の美徳を破壊し、武士道の精神を滅亡したる惡現象と見做したるは寧ろ當然なるべしと雖も、古賀侗菴は其の劃子に於て大戰の用に堪へざることを痛論せり　士の土着論に反對し農兵は

眞に國民經濟の發達史上其の利害を批判するときは、士農分離の結果多數の侍をして城下居住即ち都市生活の便を知らしめ、我國各地方に於て殆ど三百個所に近き大小都市の發達を促がしたるは、封建制度の下に於て不完全ながら商工業の成立を得せしめ、當時疲弊の極に陷り居たる農村を維持したる唯一の大原因であると云はねばならぬ、昔時周防の山口が大に繁昌し、諸藝の名人を集め、諸商人來聚して、中國の花の都と稱せられたのは大内氏がこに居城を定めて威を震つて居た時である、又北條氏の盛時には小田原は大に繁榮し、各地方の商人こゝに集り來つて、一色より板橋に至る一里の間に、棚を張り店を陳ねて盛に賣買し居

たりと云ふ、其の他清洲・安土の如きも、今は見る影もなき一村落に過ぎざるも、信長時代には立派な一大都會をなして居つたのである、故に若し夫の學者の云へる如き土着論を實行し、多數の侍をして、夫れ〴〵其城下を引上げて、各自家の知行所に退散せしめ、隨つて彼等をして武骨一邊の粗野なる田舍武士たらしめしならんには、大名の城下は純乎たる Oppidum（防備したる村落）に過ぎずして、我國は永く村落經濟の域を脫することは出來なかつたであらう。

都市と農村との關係　西歐に於ける都市經濟が古代の村落經濟と近世の國民經濟とを結付ける中間の連鎖となつて、經濟史上重要の地位を占め居る事は疑ひないのであるが、我が德川時代に於ける大名の城下に一種封建的の都市經濟が發達し、古代の村落經濟と明治維新後の國民經濟との中間に介立する重要の現象となつたことは、是れ亦我が經濟史上に否認すべからざる重大事實である、西歐の都市と我が大名の城下とは、其の根本制度及沿革に於て多少の相違あるにあらざるも、農產物消費の中心となり、製造品供給の源泉となり、同時に一般進歩の要件たる欲望を向上せしむるの媒介となつた事は彼我全く同一である、仁井田好古曰く「御城下、在中（在中とは鄉村を云ふ）其主ト仕候處兩樣ニ相成、在中ハ貨財ヲ生ズルヲ主ト仕、御城下ハ百貨輻輳スル處ニシテコレヲ國中ニ融通シ、又他國ニ交易スルヲ主ト可仕儀ト奉存候、御城下繁昌シテ百貨

國中ニ融通仕候ヘバ、山中僻遠ノ地マデモ其餘澤及ビ候テ自然ト暮シ易ク、御城下在中相持に相成候儀富國ノ御政ト奉存候」云々（**富國存念書**）と、洵に此說の如く城下の繁榮は農村の爲めに非常の利益を與へたることは余の辯明を待たざる所である、然るに當時の學者中には往々城下の繁榮は農村の爲めに却つて有害なるが如き說を主張する者あり、例へば山片蟠桃は「市井盛なれば田舍衰ふ」（**夢の代**）と云ひ、肝付海門は「城下繁榮の國は農民大に困めり」（**東北風談**）と云へり、蓋し此等の說は必ずしも全然事實にあらずと云ふ可らず、現に德川氏の初代江戸が俄かに膨脹した際には、其周圍に於ける農村の勞力等皆一時に江戸に吸集せられて、其近隣地方は之が爲めに却つて大に衰頽を招きたる事實なきにあらず、而して斯くの如きは甚だ稀有の例外であつて、一時に俄然と大都會の成立したる場合に於ては稀に此の現象を來すことなきにあらざるも、概して都會の繁榮は之に接近する農村の爲めに莫大の利益を與へ、後者の改良進歩は專ら前者の繁榮如何に歸因するものなる事は、世界の歷史上に蔽ふ可らざる事實である、古き田法書の一として傳へらるゝ**地方一樣記**の著者蔦間勘一が「商人多き村方は免相（稅率）高くとも不二衰微一者也」と云へるの主意も亦畢竟する所此等の事實を證明するものである。

市場及行商と蕃山・徂徠等の土着論　上古村落經濟の時代に於ては、一般農民の需用は其の

居村若くは近傍に開かれたる時々の市場に於て供給せらるゝか、又は行商に依つて供給せられたものに外ならず、例へば今現に地名として居る伊勢の四日市を始めとし、全國處々に二日市・三日市又は七日市・八日市・十日市等の名稱ある市街地は、上古は皆其の名の日に於て定規の市場を開いたのが後來段々に發達して、今日の如き市街地となつたのであつて、其の始めは單に其日限りの市場に過ぎなかつたのである、又此の時代に於ては各地方に行商なるものあり、村々を徘徊して農民の用ゆる必要品を負販し、又大工及細工師なども其の道具を携へて村から村を巡廻し、或は一ケ所に數十日も滯在して仕事をすると云ふの風俗（歐洲中世に於けるCom-pagnonnageの職工に同じ）なりしが、元龜・天正以後大名の城下が全國到る處に成立して、漸々都市の形を具備するに至つて、農民の需用は一般に其の附近の城下に於て充實することゝなり、隨つて彼等の生產物も亦其城下へ積出して金錢に換へると云ふの狀態に推移したのであつて、是れが卽ち我國の經濟史上に重要なる都市經濟の現はれたる濫觴である、然れども此の變化が最も著しく現はれ來つて、大名の城下が眞に分配消費の中心となつたのは、德川氏の中葉、元祿以後の事にして、それ迄は矢張り事實に於て村落經濟の憐れむべき狀態を免がれざりしは、徂徠が政談に自分の少年時代に於て見聞したる事實として揭げある記事に徵しても明かである、然るに元祿以後享保の頃に

及んで、世上俄かに奢侈に赴き、上下競つて豪奢を事とするに至りしかば、當時の有識者は皆之を憂へ、士風の墮落、民俗の頽廢を叫んで、純朴敦厚なる古の狀態に復へさんことを冀圖し、其結果の一つが前に述べた侍の土着論となつて現はれたのであつて、此の土着論の主張者は熊澤了介・荻生徂徠等の如き著名の大儒を始め、米澤の莅戸太華、水戸の藤田東湖、仙臺の林子平等、何れも盛に之を鼓吹したれば、當時諸藩の政治家中には、往々此等儒者の意見に動されて、土着論の實行を試み、侍の城下居住を止めんことを企てたることありしも、遂に其の目的を達せざりしは、抑も亦故なきにあらず。

薩州・土州などの鄉士と土着不可能の原因

薩州・土州などの鄉士と土着不可能の原因　薩州・土州及仙臺等大藩の中には古より鄉士と稱する者あり、（太宰春臺が或人に聞きし所に依れば薩摩の鄉士は二萬人ありしと云ふ土州の鄉士は一領具足と云ふ（經濟錄））これは元來帶刀の武士なれども、平素は農間に雜處して百姓と同じく耕作に從事する者なり、武州八王子の千人衆、眞田侯の同心、岡部侯の甲賀士（高野泰助**昇平夜話**下篇卷之二）など稱する者も亦殆ど類似の者にして、儒者の所謂土着論は此等の者を理想となして、諸士の城下居住を止めんとするの意見である、而して此の意見を實行せんと試みたるは、水戸・米澤二藩を始め其他に鮮からざりしかども、皆何れも其の目的を達せざりしは大に理由のありたることにて、それは一つには大名は其の家來を多く膝下に聚め置けば、彼等の威嚴を維持するに於ても、又實際上に於ても種々の便利ありしことなるべく、又一つには侍としても久しく城下居住に慣れて、都人士の氣風に浸染し居れば、今更田舍の土臭き百姓生活を厭ふこと勿論なるべく、殊に侍の妻子家族等が住慣れたる城下を離れて僻遠の農村に退去すると云ふ事は、事實中々容易のことにあらざれば、此等の事情が土着不可能の原因たりしや疑ひなしと雖も、玆に今一つ土着論をして殆ど絶對に實行すること能はざらしめた大原因があつたのである、夫は他にあらず元祿時代の頃より諸藩の財政上の都合に依り、從來の知行制度は漸次所謂廩祿制度（切米渡又は物成渡とも云ふ）となり、新たに召抱へたる侍は勿論のこと、先祖より代々其家に仕へたる譜代のものまでも、其の俸祿は知行渡しを止めて代へるに切米渡を以てするの制となり、諸藩の侍の大部分は土着すべき領地も無いのであるから、今之を農村に土着せしめんとすれば、復た新たに夫れ〳〵其土地を分與せねばならないのである、是れ土着論の實行を不可能ならしめたる大原因であつたのである、加之ならず廩米制度は當時一般に發達しつゝあつた貨幣經濟の結果なると同時に、又た其の發達を促進するの原因ともなり、兩々相待つて益々城下の繁榮を來すに至りしかば、假令一方に於て家中諸士の奢侈を奬勵し、武道の頽廢を招くの弊害ありたるも、其の大勢の趨く所奈何とも爲す可

らずして、全國に散在する三百個所に近き大名の城下は各々其の分限の大小と、其の地理の便否に應じて、自然に商工業の中心となり、農産物の聚散場となるに至つたのである、蓋し武道と經濟とは矛盾の點鮮しとなさず、富は兵を弱め商業は士風を傷ると云ふことは、洋の東西を問はず一般に認められたる事實であつて、城下の發達卽ち商工業の隆興は、就中此の矛盾を證明したる一大現象なれば、德川時代に於ける經濟上の進步は、或る意味に於て武道の犧牲に依つて得たる報酬である、否文明の向上は何れの國に於ても、皆封建的の「ミリタリズム」を排除して「コンマーシャリズム」の勝利を意味するのであつて、之が爲め武道の弛みたるは寧ろ當然の次第である。

我が國に於ける都市の分布

我が國に於ける都市の分布　之を要するに我國都市の位置、卽ち大名の城下は前に述べた如く、主もに軍事上の利害より之を選擇したるものなれば、經濟上自然の成行に一任する時は、都市として勿論容易に成立すべからざるが如き不便の地に之を成立せしめた所少からざるのみならず、德川氏の政策上全國を小領土に分割して、夫れ〳〵適當の地點に諸大名を分封したものなれば、其の結果宛も「五十里有市」と云ふ王制に則り、（周官の地官を見るべし）適當の距離を保つて到る處に大小の都會を散布したるが如き奇觀を呈するに至つたのである、是れ實に我が封建制度の最も著しき特徵であつて、偶然にも幼稚なる村落經濟を不自然的に都市經濟の方向に進ましめたる一大原因たる事は疑ひなき事實である、然れども封建時代に於ける大名の居城の位置は、今日の世の中となりては或は無意義の場所となり、例へば何十萬石と號する大藩の城下にても、今日は全く經濟上の價値を失ひて年々歲々衰退を招きつゝあると同時に、或る場所に至つては之に反し、封建時代に名もなき一寒村が俄然と發達して、一大都市となりたるが如き實例なきにあらざるも、兎に角過去の歷史を回顧すれば、封建時代に於て不自然的に成立せしめられたる大小幾多の都市が、一般經濟の發達上多大の貢獻を爲したる事は何人も否認し得ざる所であらう、唯だ憾むらくは其の成立の根本が純然軍事的なりしが故に、其の經濟上の勢力、西歐のそれの如く强大ならず、動もすれば武家武人の足下に蹂躙せられて當然發達すべき程度に發達しなかつたのである、カンニンガム（Cunningham）曾て希臘の例を引きて此の事を論じ、軍事的都市は商工的の都市に比して、其の基礎の甚だ薄弱なることを說けり、（*Western Civilization.* Ancient Time, chap. II.）今我が全國を歷遊して各地方の盛衰に矚目すれば、或は思ひ半ばに過ぐるものあらん。

參考書

○政談○經濟錄○深井彪譜國廢城考○菊池彌門柳營祕鑑各編○寬政諸家譜○肝付海門東北風談○日本商業史○日本經濟史論○水野長次郎德川時代に於ける諸侯の區別及配置（史學界第三卷第十一號）

Fustel De Coulanges. *Ancient City* (*Trans. by Small.*) Georg von Maurer. *Geschichte der Städteverfassung in Deutchland.* 1867—71. Mrs. Green. *Town Life in the 15th Century.* 1894. J. S. Reid. *Municipalities of the Roman Empire.* 1913.

第十一編　百姓一揆

百姓一揆の意義

百姓一揆の意義　百姓一揆は領主又は農官（農官とは奉行・代官・手代・名主等を總稱す）の暴虐に對する農民の反抗である、政權の爭奪を目的とする士人の暴動は、之を目して內亂と稱するも、百姓一揆は全然其の性質を異にし、唯だ己等が蒙りつゝあるか若くは將さに蒙らんとする苦痛を排除せんが爲め、卽ち自衞の爲に一村若くは數個村の農民が嘯聚して、暴力を以て領主又は農官の威權に反抗するのである、而して此一揆勃發の場合には、大抵彼等は良民の家屋に放火し、財產を破壞し、又人命を殺傷するなど、亂暴狼藉到らざるなく、洵に國法を破り治安を紊るの甚だしきものであつて、其罪固より輕からずと雖も、飜つて當時の社會の狀態に顧みれば、百姓一揆は宛も今日のストライクが現在の資本制度の下に於て勞働者の有力なる武器であるが如く、封建時代の領主又は農官の威權に對し、農民が自家を保護する最後の唯一手段であつたのである、故に此の百姓一揆なるものは、我が經濟史上特に研究に値する重要の題目である。

奉行・代官

（一）一揆の起因

奉行・代官等の虐政　一揆の起る必ずしも一定の原因あるにあらず、其の時其の場合に依り

等の虐政

各々其の原因を異にするも、要する所領主又は農官の施政其の宜しきを得ざるの結果に外ならないのである、之を徳川時代二百數十年の歴史に徴するに、當時各地方に暴發したる百姓一揆は其數甚だ夥多にして一々枚擧に遑あらずと雖も、多くは皆租税の誅求その度を過ごし、凶歳飢饉の場合に之に對する適當の處置を誤りたるが如きもの、其の原因を爲さゝるはなし、夫の有名なる佐倉宗吾の騒動事件は、世人の周知するが如く、堀田侯の奸臣が凶荒に對する常備倉の設置を名として、家屋税・人頭税其他種々の苛税を課して農民を殘虐したるに起因するもの にして、其の後時々諸國に蜂起したる百姓一揆は、概ね皆此の佐倉騒動を藍本となし、所謂奉行若くは代官等の横暴苛酷の處置に逢ふ毎に、其の利害關係を有する農民全體が相互に一致結合して、强制的に救濟手段を講ずるの慣例となり、愁訴嘆願遂に聞届けられざるときは勢ひ、止むことを得ず、竹槍・蓆旗の大騒動を演出するに至つたのである。

農官の誠意・不誠意と其の施政の巧拙

農官の誠意・不誠意と其の施政の巧拙　然れども單に租税の加重は必ずしも常に一揆の原因とはならず、又凶歳・飢饉の災難、必ずしも其誘因となすに足らず、租税の加重が眞に加重すべきの理由ありて、農民亦其の理由に納得すれば必ずしも不穩の擧動に出づるものにあらず、又凶歳・飢饉の場合に於ても、事實救濟はそれ程行屆かざるも早く相當の手當をなして、民心を收むるの手段に出づるときは、元來質朴なる農民共は之を天災となして餓死に甘んじたる實例に乏くないのである、例へば伊豫の松山藩に於ては他の諸藩よりは比較的過重の税を課し、所謂地方巧者（田制丈量租税等に老練したものを云ふ）の間には「伊豫の七ッ免」なる諺さへ傳へらるゝに至りしも、當時同藩の奉行に高内又七なる者あり、治民の術に長じ、勸農の法規二十五條を立て、嚴に勤倹力穡を勵ましたれば、農民皆悦服して其の德を仰ぎたりと云ふ、（松山叢談）是れ租税の加重必ずしも一揆の原因とならざるの證にあらずや、又享保の末年には山陽・南海・西海の三道、古今未曾有の蝗害を蒙りて、飢饉頻りに臻り被害地方に於ける農民の飢に迫る者、殆ど二百萬人に達し、其中餓死したる者一萬二千二百人に及べりと雖も、（日本災異志・大日本農史には餓死人十六萬九千九百餘人とあり）藩政其宜に適へる各地方は、之が爲めさして民心の動搖もなく、皆天命と諦めて無事に年を送りたるは、飢饉必ずしも一揆の誘因にあらざるの明徴である、而して此の點は百姓一揆と都會の地に演出されたる米騒動とは稍々其の趣を異にし、後者卽ち米騒動は、單に權力者の壓迫に對する自衞手段にあらずして、多少社會的の色彩を帶び、富者及利益の壟斷者に對する貧者の反感に起因すること鮮しとなさず、現に享保十八年、江戸に突發したる米騒動（米商高間某を襲撃したる事件）の如きは勿論單純に施政上の鬱憤を洩したものにあらず、主として當時風説に云へる高

間某が巨額の米を買占めて賣惜みたりと云ふ事實に起因するものなるべきも、而かも幕府の所在地江戸の中央に於て、斯くの如き無法の事の行はれたるは上に明將軍のありたるに拘はらず、直接市民の綏撫に任ずる者が、其の統御の術を誤りたる結果であつて、實は他の百姓一揆が租稅の加重に藉口したると同じく、名を米價の騰貴に托して、一時の快擧に出で、以て當局の反省を促がしたるまでのことなるべしと思はる、此の騒動の當時江戸の米相場は、一石に付銀四十一匁乃至七十五匁にて大阪（三貨圖彙には享保十八年正月より米拂底にて加賀米百十四匁六分淡路米百四匁五分備前備後米百七十匁三分とあり）（五十八匁乃至百二十匁）・京都（百匁位）・名古屋其他重なる都會の相場に比すれば、ずつと低廉であつて、此位の騰貴は以前にも屢々之れあつたことなれども、是れ迄は未だ曾て斯くの如き暴擧を敢てするものはなかつたのである、紀州領は從來面倒なる頑民多くして、難治の國の一つに數へられた所にして、而かも此の年（享保十八年）の米價は、此の地方を以て全國の最上位とし、即ち百三十匁乃至百四十匁に騰踊したりと雖も、之が爲め同國の領民は少しも動搖の模樣なかりしのみならず、百姓一般に却つて太平を謳歌するの實ありたるは、岡部石見守・朝比奈惣左衞門の二人、執政の局に當り、公明正大一點の私曲を挾まずして、鋭意百姓を綏撫したる結果であつて、（近世風俗見聞集第二卷に收めたる月雪見聞集）領内一般に斯くの如くなる以上は、假令城下に二三の不平家ありて、暴擧を謀らんとするも、何ぞ之に雷同響應するものあらんや、乃ち知る、百姓一揆なり、米騒動なり、其暴發する根本的原因は爲政家の權力の誤用若くは怠慢に對する多數の反抗にして、租稅の加重又は飢饉の危惧の如きは、單に其の暴發の動機たるに過ぎざりしことを。

（二）其の形式

一揆の形式上の特徴　一揆の形式は個々の場合に於て、多少の差異なきにあらざりしも、其の大體は略々同一であつて、最初の手續、徒黨團結の方法、之れに使用する武器の類は何れの一揆も大抵同じことであつて、大した相違はなかつた樣である、即ち領主若くは農官が其の權力を極端に濫用して、農民が其の壓迫に堪へざるときは、村の重立ちたる者が寄り〳〵密議を凝らして之に對する救濟策を講じ、愈々尋常の嘆願などで聞き届けらるべき模樣にあらずと看破すれば、玆に始めて强制的の手段を取らねばならないと云ふことに一決するのである、而して斯くする以上は、成るべく其の勢力を强大ならしむるの必要あるが故に、一個村よりは數個村に及び、數個村よりは數郡に渉つて、出來る限り廣く多數の農民を結束するの方針に出づると雖も、斯く數村數郡に交渉して一々談判を纏むることは、實際甚だ困難であつて、或は之が爲めに却つて意外の故障を引起すことなきにあらざれば、適當に所謂百姓一揆なるものは、殆

ど皆右等の如き手緩き手段を取らず、先づ一個村なり二個村なり、重立ちたる人々の間に確と相談が纏まれば、何日何時何々の所へ各々鍬・鎌・竹槍其他何なり得意の利器を携へて集合すべしと觸れ廻し、さて其時に至れば或は鐘・太鼓を鳴らし、或は法螺貝を吹きて、大に氣勢を張り、一同喊聲を揚げ、蕨族を押立てゝ、目差す方向へ繰り出すのであつて、彼等は其の進行の際、沿道の村民を脅迫して一揆に參加せしめ、之と同時に一部分の枝隊を關係の郡村へ派遣して、一味徒黨せんことを勸誘し、若し不承知なれば直に放火打毀しを以て酬ゆると云ふの勢を示して、脅迫することが通例なれば、大抵の農民は何れも爭つて其の仲間に馳參ずるのである。故に一揆は何れの場合に於ても宛も雪轉しの如く、轉々一歩を進むる毎に其の嵩を增大して、段々目的地に近づくに隨つて、非常の大勢力を形成するのである、但し佐倉騷動の場合の如きは之に反し、其の遣方は頗る公明正大であつて、聊かも脅迫がましき行動に出づることなく、領内各郡村の農民皆自ら進んで其の仲間に參加しつゝ、敢て少しも輕擧妄動をなさず、穩かに夫れ〳〵立派の總代を選んで之に萬事を一任し、其間平然と各々其の本業を務めて怠らざりしは、普通の百姓一揆とは全く趣を異にするものにして、一揆の一揆たる形式を具備したるものと云ふ可らず、されば世人は佐倉騷動を以て、一般に百姓一揆の好模範の如く信ずるも、其實それは權力者の壓迫に對する反感だけが、精神上の一揆であつて、其の形式は未だ明かに一揆と稱するまでには至らなかつたものである、蓋し一揆は暴力を以て本體となす、暴を以て暴に代ふるが一揆の形式上の特徴である、故に一揆の外貌は醜惡なり猛暴なり、醜惡猛暴の外貌を有するものは、直にそれだけの理由を以て之を排斥すべきや否やは、別に解決を要する微妙の問題であらう。

(三) 其の範圍

一揆の區域は一支配所に限る　農民が一揆に與みするの範圍は、何に依つて限定せらるゝかと云へば、固より一定の限度なきことは勿論なれども、其の最大の限界は彼等が目的とする權力者の支配の及ぶ限りの土地だけに止まるのであつて、管轄を異にする他の領土には波及せざるを以て通例となす、例へば某農官の橫暴に對して暴發するものは、唯だ其の農官の支配地内に止まるべく、某領主の虐政に對する一揆なれば、其の領主の領地以外に波及することなきは、固より辯を俟たない所なれども、若し中央政府の稅政に淵源するものならんには、全國到る處に傳染して、甲所にも乙地にも、相呼應して蜂起することなきにあらず、則ち一揆の範圍は大抵其の支配權の範圍内に止まるのであつて、如何に激烈なる傳染性を有するも、支配權の

一揆の區域は一支配所に限る

範圍を越えて他領他國の暴民と徒黨するがごときは甚だ稀有の場合である、良し中央政府を目的とする一揆であつても、徳川時代の如き封建制度の世の中では御料又は天領と稱へたる幕府直轄の領土と他の諸大名の領土とは全然風馬牛であつて、租稅の輕重、農民の取扱等皆大に異なるのみならず、多くは相互に仇敵視したることとなれば、私領の一揆が天領に波及し、天領の一揆が私領に影響するが如き事實は、別に然るべき理由の存するにあらざれば殆ど絶無であると云つて宜いのである、（下記山形一揆の如きは此の例外である）然れども米騒動に付きては必ずしも然らざることあり、御料と私領とを問はず、同時に勃發して諸方に大騒動を演出したる實例なきにあらず、即ち天明七年の米騒動は大阪に起り、直に江戸に波及し、續きて播州林田・山城伏見・泉州堺に及び又相州小田原・武州神奈川に飛火し、更に轉じて肥後の熊本に及びたるなど、其の區域甚だ廣大にして天領・私領の區別なく、弘く傳染したるが如き事實ありしも、純然たる百姓一揆は決して斯くの如き普遍的の性質を有するものにあらず、一領内又は一支配所の以外に波及して、此所にも彼所にも、同時に勃發したことは余の未だ聞知せざる所である、勿論一揆の飛沫が其之に隣接したる他所他領に及んで、無關係の農民に多少の迷惑を蒙らしめたることなきにあらざれば、其の騒動の大なるに隨ひ他所他領の農民まで多少の動搖あることは免れずと雖も、封

建制度の下に於ける各農村は、各々其の領主を異にするに依つて全く其の利害關係を異にし、他所他領のものと云へば、殆ど外國人に對するような思をなしたものであるから、此等のものを誘入して、一味に加ふることは實際行はれざるのみならず、斯る事を期圖するものも亦之れなかつたのである、故に百姓一揆の行はるゝ範圍は、一支配地内か一領内か、常に一定の地域内に限られたのであつて、如何なる大騒動にても、此の區域内を越えて故なく擴大することは先づ大抵の場合になかつたのである。

一揆の相手の變更

一揆の相手の變更　然れども農民全體が平生領主若くは其の代官に對して不滿を抱くか、或はまた一時彼等の處置に付きて、怨恨を抱けるときは、其の領主の公領と陪臣の知行所とに論なく、一小部分の紛爭が段々擴大して、遂に領主に對する一揆と變ずるの場合なきにあらず、是れは唯だ當初の小一揆が進んで、其の規模を擴張したるものにあらず、始め或る一つの目的に依つて起りたるものが、其の進行中に此の目的を變じて更らに領主に對する一揆となるに至つたのであつて、斯る實例は歴史上に乏しくないのである、即ち文政七年に於ける紀州の百姓一揆は、初め紀の川上に於ける數個村の水論より起つて、中比穢多村に對する紛爭となり、遂に一同大擧して、和歌山城下に押寄せると云ふ大騒動を引起したのであつて、颱風の方向は何

時何處に轉轉するや計られざるも、而かも猶ほ領主の領内を越えて、他領へ波及すると云ふことは通例之れなかつたのである。

(四) 其の實例

徳川時代に於ける百姓一揆は、全國各地方に屢々行はれ、數十百人の嘯聚は殆ど絶え間なく演出せられたれば、今玆に一々列擧することは出來ないけれども、余輩は其の中に就き、重もなるもの數件を例示して、其の眞相を說明すべし。

津山一揆　承應二年の佐倉騷動が百姓一揆と云ひ得べくんば、之が則ち徳川時代に於ける百姓一揆の嚆矢である、是より先き寛永十四年には例の天草騷動あり、慶安三年には由井正雪事件あり、或るものは此等の事件をも一揆と稱して、其後の百姓一揆と同列に見做すものなきにあらざるも、前者卽ち天草騷動は或る點に於て百姓一揆に似たる所あるも、是れは一揆と稱するよりは寧ろ反亂と稱する方が適當なるべく、後者卽ち由井正雪事件は純然たる政事上の謀叛であつて、百姓一揆などとは全く性質の異なりたるものである、佐倉騷動は之に反し、暴力に訴へず亂暴狼藉の行動なかりしは前已に述べたるが如く、確かに百姓一揆の形式を具へざりしと雖も、其他の要素は完全に之を具備し、少くとも精神に於ては正さしく百姓一揆に相違なかつたのである、佐倉騷動以來七十餘年間、絶えて農民の騷動を聞かざりしが、享保十二年十二月、作州津山領久世村外數ヶ村の農民八千人領主に恨みあるに付、公儀へ直訴すると聲言し、一同勢揃ひをなして城下に押し寄せんとするの勢なりしかば、家中の侍五百人、弓矢鐵砲等の武器を具して之を城外に邀撃し、多少の殺傷ありたる後、百姓方の退散に由つて僅かに鎭定に歸したれども、之が爲め關係村々に多數の犯罪人を出し、（月堂見聞集の記する所に依れば獄門に處せられたるもの百三十人、磔刑に遂ひしもの五十人、牢舍されしもの二百人なりと云ふ）國中大騷動をなしたのであつて、是れが卽ち徳川時代に於ける純然たる百姓一揆の嚆矢であつたのである、而して此の時に於ける一揆の行動を見れば、先づ最初に鄕中の米藏を押へて封印し、大阪へ輸送せんとする所謂登せ米を、舟中より取上げて悉皆之を差押へ、庄屋の家に闖入して家財を手當り次第に打毀はし、又質屋・酒屋及富者の家に多人數押しかけて、脅迫をなしたる等の事實あれば、此の狀況は宛も其後江戸其他に行はれたる米騷動に彷彿たりと雖も、享保十二年の米相場は其の前年よりは大に低廉にして、現に一揆の起りたる十二月の相場（大阪堂島）は、廣島米新銀三十六匁八分（前年は五十一匁五分）・備前米同三十七匁四分（同五十二匁八分）・中國米同三十二匁八分（同四十七匁一分）なれば（三貨圖彙物價之部米價の騰貴が其の眞の原因であると思はれないのである、月堂見聞集の記事には「殿樣へ御恨在之由」云々とあり、何事

の恨なるや余は未だ之を調査するに遑なしと雖も、津山藩は其前年十一月幼主の卒去に依り、幕府の憲法に遵ひ、全封沒收せらるべき筈なりしを、特別の家柄と云ふ理由を以て全封十萬石の半を削りて、五萬石を前領主松平知清の男長熙に賜ひて、其家を相續せしめられたるが如きことあつて、實は封内猶未だ混雜を免がれざりしなるべく、又新主長熙も相續後僅々一ヶ年に滿つるか滿たざるかの際なりしかば、國中の事情に通ずる餘裕もなかりしなるべく、隨つて或は左右の奸臣どもに誤られて、此の大騷動の素因を作りたるものにあらざるか、何れにしても米の相場に起因したるものにあらず、唯だ當時日本全國何れに於ても米價問題沸騰して、民心は動搖しつゝありし折柄なれば、偶々之を好機會として蜂起したるに外ならざるもの、如し。

淺川騷動の原因　津山一揆を距ること六年後、即ち享保十八年に於ては江戸に有名なる米騷動ありたるも、此の騷動は尋常の百姓一揆とは少しく其の性質を異にし、江戸町奉行の威信の衰へたるに乘じ、市中の窮民が其の鬱憤を洩らしたるに過ぎないのである。是れより又五年にして、(元文三年)奥州淺川の騷動として知られたる有名なる百姓一揆あり、それは奥州岩城平の城主内藤備後守の領内七萬石の地に行はれたる大一揆にして、其の原因は豫て同領内は領主の施政宜しきを得ずして、常に撫民の方針を誤り、租稅の誅求嚴酷にして免は九ツ半(十分の

淺川騷動の原因

淺川騷動の顚末

九半)と云ふ極端の高率に定め、且其上に屢々御用金を申付けて、百姓大に難澁しつゝありたるに拘はらず、此の年(元文三年)より又々高百石に付金一兩三分宛、向ふ七年間繼續して上納すべきを命じ、其の外にも種々の雜役(雜稅)を取立てたるに依り、百姓一同其の負擔に堪へずとて、度々嘆願に及びたるも、更に聞屆けられざるのみならず、斯くの如き嘆願を差出したる重立たる者を召捕へて、獄舍に投じたるなどの虐政を行ひたるより、遂に領内各郡村の百姓八萬四千六百餘人、結束して御上へ十八箇條の請願ありと稱し、例の竹槍蓆旗を押し立て、平の城下へ押寄せたのである。

淺川騷動の顚末　此の一揆の經過の大略を述ぶれば、始め領内各郡村の發頭人たる重立たる者密々會合して、相談を極め「此度備後守領内七萬石の百姓一統御上へ十八ヶ條の請願有之、來る九月十七日平の御城下に會合すべし、一村々々各々其の目印をなし、何村は鎌、何村は斧、何村は鉞と定め、是等の道具必ず持參致すべし、若し不同意にして寄合ひ不申村は大勢押寄せ、四方より火を付男女諸共に打殺すべし」云々の主意を記したる書付を殘る隅なく配布したれば、領内不同意の村は一ヶ村もなく、皆日を期して城外に集り來りたれば、之を北組及南東組の二組に分ち、北組は先づ狐塚村及赤沼村の割元(村吏)某々等の宅に押しかけて、

家屋藏共に悉く打壞はし、酒桶を毀ち、酒米を撒き散らしたる後、盛に法螺貝を吹き喊聲を揚げて城下に迫り、又南東組は紺屋町の富豪某の家を襲ふて家屋・家財悉く打壞はし、それより兩組合併して一丁目の役所に押寄せ、役人ども內部より鐵砲など打ちかけたるに拘はらず、二三千人のもの矢庭に飛び懸つて壁を破り柱を切り、どや〳〵と闖入して、知行割・諸運上其他金穀の出納に關する重要の書類等一切を引破つて井戸に投じ、次に二丁目の獄屋に殺到して之を破壞し、曩きに百姓等の爲に訴願に及んで召捕はれたる村民喜惣治を始め百姓方の村役人にして、牢舍せしめられたる者一同を引出し、それより遂に領主備後守の御用藏を襲ひ、會計其他の諸帳簿を悉皆燒棄てたれば城中に籠り居たる侍共は、すわ家中の屋敷へ火を放つて攻め來れりと早合點し、周章てゝ陣太鼓を鳴らし、大砲を打放ちたれば、百姓方は愈々益々盛に法螺貝を吹き、喊の聲を揚げて威を張り、遂に八萬四五千に餘る多勢の人を以て城を取卷きたれば、流石の領主方も今は奈何とも致方なく、城中より交渉使四人を差出し、百姓總代と數回交渉の末、結局百姓の請願を容れて落着するに至つたのである。（史料叢書（史籍集覽本）に奥州淺川亂民記事と題する詳報あり）

久留米騷動

久留米騷動　次は寶曆四年（元文三年より十六年目）の久留米騷動である、久留米騷動は平の百姓一揆に比すれば其の規模廣大にして、其之に參加したる郡村は伊久嘉郡二十八ヶ村、竹野郡四十四ヶ村、山下郡二十五ヶ村、三井郡二十三ヶ村、三原郡二十一ヶ村、下妻郡三十ヶ村、上妻郡二十七ヶ村、水間郡二十九ヶ村にて、聚りたる百姓の總數は十數萬人に上りたる大騷動なるが、（列侯深秘錄に揭げたる久留米騷動記を見れば一ヶ所には十六萬八千三百人とあり又他の所には二十萬餘騎などともあり何れにしても十萬人以上の數なるべし）抑も其の事の起りを尋ぬれば、久留米の領主有馬中務大輔は平素甚だ不身持にして、財政頗る困難なるに依り、奸臣の獻策に從ひ巨額の銀札を濫發して、領民の取引上に多大の差支を生じたるのみならず、年貢を引上げ、過分の御用金を申付くるなど、非道の取扱ひ尠からざりしが、就中最も民心を失ひたるは、人別錢（人頭稅）であつて、是れは寶曆四年領主が江戸へ參勤するに付其の費用補助の爲めと稱し、領內の男女一人に付（八歲より八十歲迄を限り）毎月錢四文宛を無制限に上納せしめんと企てたれば、百姓一同今は負擔に堪へずとして、屢々愁訴に及びたるも一切聞き屆けられざるより、遂に止むことを得ず暴力に訴へても其の目的を達せんとて、斯くの如き大騷動を演出したのである、此の時一同の連判狀を見れば、先づ其の第一項には徒黨の者は決して其志を變ぜざる事、及仲間中には頭取の如きものは一人もなく、皆任意的に集りたるものなることを誓言し、續きて兵糧の事を注意し、各村々二里以內の地より之を徵發して準備すべき事を約し、又目差されたる大庄屋共の宅居十四ヶ所、久留米の御用商人四人、水間郡向島の遊廓

及三原町の年寄役人の居宅六ヶ所は勿論之れを打毀はして差支へなきも、（實際此等の個所は皆燒打又は破壞せられ商人及遊女其外老幼婦女の側杖を喰つて死殺されたるもの數十人ありと云ふ）其外には萬事餘りに猥りがましき行動ある可らざることを規定したるが如きは、頗る行屆きたる仕方にして、烏合の百姓一揆とは思はれざりしが、玆に一つの滑稽なるは、暴發の一ヶ月前、狡猾なる百姓等は領主へ對し、僞つて「當年は猪鹿の被害夥しくして百姓一統難澁するに付、御城内に御蓄へある鐵砲暫時御拜借下され度」と願出し、諸方より五頭或は十頭宛の猪鹿を持出して、領主の許に差出しければ、酒宴遊獵など最も得意とせる領主のことなれば夫れは殊勝の事なりとて、豫て城内に備へありし鐵砲は差當り不用なれば百姓の願出通り貸渡すべしと命ぜられ、お負けに槍數十本まで添へて悉皆在切り貸渡したれば、百姓共は仕濟ましたりと大に喜び、直に多數の鐵砲（借受けたる鐵砲の數は一萬八千挺なりしと云ふ）を持歸りて、夫れより着々と準備を整へ、其翌月（三月）十二・十三の兩日を期して、伊久嘉郡の若宮河原及八幡河原に集り、其所へ數多の假小屋を造り、兵糧米十六萬七千石（ちと大層過ぎるかと思へど久留米騷動記に據る又此兵糧米は各郡村へ夫れ〴〵手配して庄屋又は富豪より押收し來りたるものなり）を備へて堂々と戰端を開くの準備をなしたれば、領主方にては大に驚き、侍共悉く城中に會して種々と評定の末、百姓等に最も名望ありし有馬石見守を起して、鎭撫の任に當らしむることに一決し、遂に石見守の扱に依つて百姓の願意を容れ、領主の御墨附を渡して之を保證したるに依り、現在諸方より段々と集り來りたる總勢三十萬人餘の百姓一同萬歲を唱へて解散したりと云ふ。

飛驒の一揆と山形の一揆及其の異例

飛驒の一揆と山形の一揆及其の異例　其の次ぎは安永二年（久留米騷動より十九年目）飛驒國の郡代大原某支配所の農民等、大原の苛政を厭ひ、人心漸く離れんとする折柄、幕府の吏員來りて國中の田畠を丈量せんとしたるより、又例の大原の姦計に出づるものなりと誤解し、支配所の百姓相ひ嘯聚して代官陣屋等へ强訴し、また到る所に亂暴狼藉を極めたりしが、幾何もなく其の巨魁三十人を召捕へ、四人を磔にし、十二人を獄門に曝らし、一人は死罪、十三人は遠島に處せられて僅かに鎭定に歸し、又それより四年（安永六年）飛驒の一揆地方と境を接する信濃高井郡及水内郡の百姓共、年貢納期の事に付き請願ありと號して大騷動をなし、其の結果頭立つもの二人獄門、其の外數人遠島に處せられたることあり、（聞傳叢書（日本經濟大典第二十五卷所收）及幽討餘錄に詳なり）是れは百姓一揆と云ふものゝ餘り大した大騷動にも至らずして事濟みたりと雖も、是れより二十四年後卽ち享和元年に於ける羽州山形領の百姓一揆は中々の大騷動であつたのである、然るに此の一揆は尋常の百姓一揆とは少しく其の事實を異にし、又普通の米騷動とも其の趣を同じうせざる所あり、第一は發頭人は何處の何人なるや詳かならず、第二は米價の騰貴を理由とするが

如くなるもそれも明白ならず、第三は御料と私領とを問はず、甲の領内乙の領内に拘はらず、何處へも押しかけて狼藉を働き、米商及富豪の家を打毀はしたのみならず、到る所代官所吏員の屋敷に押込んで亂暴したるが如きは、其の理由の何邊にあるか一向分らざるは頗る異例の一揆である、山形の領主秋元但馬守が國元より其筋へ差出したる屆書に依れば「近比羽州邊、米直段高直故、買占め置候者も可有之哉と相疑、米商賣仕者の家居打潰し可申旨を申、百姓體の者追々近在へ相集候」云々とあるも、此の一揆が單純なる米騷動にあらざる證據には、彼の暴徒は村山郡三條目村なる富豪小八の家に押し寄せ、土藏等悉く打毀はして衣類など燒棄てたるに、米穀には少しも手を觸れず其儘に差し置きたるの事實あり、又何處のものとも知れざる他領の暴徒が、（秋元侯の江戸屋敷より屆出てたる書付には右騷立候者共之內には私領分の者は無之由云々とあり）米價の爲めに無關係の領内へ亂入すると云ふも、甚だ受け取り難き事實なれば、余の推定では此の百姓一揆も矢張り當局の秕政に對する百姓の不平の爆發であつて、御料の者も私領の者も相呼應して各地にあばれ廻りたるは、偶々其の境遇を同じうする農民が此の好機會を利用し、多數の勢を藉つて各々其の平生の鬱憤を洩したるに外ならざるが如し、現に最初一揆の起りたる庄内の領主酒井左衞門尉の屆出には單に「百姓共致二徒黨一」云々とあるのみにて、米價問題の事は曾て一言も云ひ及ばざるに於てをや。

紀州領の大一揆と甲子夜話の記事　又其の次は文政六年（享和元年の山形一揆より二十二年目）紀州領伊都・那賀・名草三郡の大一揆にして、此の時の顚末は平戸侯の**甲子夜話**に詳かなれば、今玆に其の大略を抄出すべし、

五月二十九日（文政六年）北島村と申候家數二百四十五軒の村の百姓旱魃にて川水盡き候故、三四百人集り外村に堰きありし水を切落さんと出懸け候處、代官早馬にて追付き止めて、曰、當年の旱魃にては水論は尤の儀なれ共、某御上へ申上げ、來る秋の御年貢は皆無に致し可遣候間、速に引取可申候、併し重役もあることなれば如何被二仰出一候や難計候へども、某武士の請合ひ候事故、一命に懸け請合候通可致と被申候故、百姓ども大に納得致し引取り候處、右の頭人六人御座候が右の者共召寄せの爲め、牢番四五人被遣、頭人の內一人召捕り連れ歸り候處、村々の者共之を取り返さんと又々寄集り、銘々鳶口竹槍など持ち追懸け、四五人の牢番の捕手を一人殘さず殺し候故、殘りの者逃げ歸り候に付、一人の頭人を念なく取戻し候。然るに右牢番と申すは穢多にて御座候故、穀されたる者の敵討たんとて俄かに寺の早鐘をつき、太鼓を打立て候に付、追々穢多馳集り、竹槍を作り、三四百人北島村へ押寄せ候に付、又々御上より役人馳け付け、穢多共に仰付けらるゝには、此儀は御上の嚴命を以て罰せられ

候間、北島村へ押寄せ候儀は相やめ可申と御留被成候内、北島村にては穢多多勢押寄候由聞き及び、俄かに早鐘を撞き太鼓を打立て、近村へ加勢の廻文を出し候に付、御高十萬石程の間の百姓、北島村に集り、色々悪事の評議を仕出し、(以下一二行文通じ難けれども意を酌んで書改む)米の高直なるは他國の米を入れざるが爲めにて隨て又買占を爲す者あれば、下々の者は益々難儀に及ぶなどと云出すものあり、夫れより一同(以下原文のまゝ)北島村の庄屋年寄等の居宅を襲ふて微塵に打ち毀はし、閧の聲を上げて、神取村大庄屋長五郎の宅に至り、これをも悉く打こわし、續て又木の本村の大庄屋をも打毀はし、彼此する内に百姓追々相加はり、總人數十二三萬人にも相成り、既に御城下に押寄せ候様子故、御上にも大に驚き、御城下の御固め嚴重に被仰付、諸方に伏勢をかまへて、北島村へは取鎭めの爲めの御役人御出張、數千本の拔身を立並べ、數百挺の鐵砲など御用意と相聞えたれば、百姓共皆大に恐れ候由、此に於て北島村へ對し、六人の頭取を搦め出し候か、左なくば北島村三歳以上の男子不殘御召捕、入牢申付くべし、此の兩様返答致し候へと被仰付候内、六人の頭取は騒ぎにまぎれ逃げ失せ大に困り居り候折柄、六月九日に至り、勢州に於ける紀州領の百姓大勢襲ひ來り、粉川邊より道筋の大家五六軒打ち毀はし、十日十一日に至り、段々川下へ押寄せ、川邊にて又々四五軒の家を破壞し、夜は處々にて篝火を焚き太鼓の音、閧の聲天地に震ひ實に亂世の姿なり云々。

百姓共の要求五個條

百姓共の要求五個條　右の報告中には固より多少の誤聞もありしなるべく、殊に勢州に於ける紀州領の百姓が、紀ノ川に沿ふて襲ひ來りたるなどの一事は如何かと思はるゝ節なきにあらざれども、兎に角右の記事に依つて、此の一揆の大騒動なりしことは略々想像せらるゝのである。當時和歌山政府に於ては、之を以て國家の一大事となし、如何にもして穩便に取鎭めんとの議に一決し、才幹ある役人三百五十人を選拔して、應對の任に當らしめ、結局百姓よりの申出に係る五個條の嘆願は、彼等の希望の通り一切聞届ける事として漸く鎭定に歸したのである、而して右五個條の嘆願とは一、免合之事。一、荒高之事。一、新田高盛之事。一、諸色御仕入之事。一、痛毛之事の五個條であつて、(甲子夜話第四十五卷)これは總て紀州の先祖南龍院賴宣時代に定め置かれたる通りに復古され度しとの希望なりしが、總て其の通り容れられたる次第である、(同上)然るに玆に又紀州に於ては從來國法として他國より米を買入るゝことは禁ぜられ、他國へ賣出す方は全然自由であつたのであるが、此の一揆以來是れも亦百姓の希望を容れ、米は輸出入とも全然自由にすることに革めたのである。

紀州一揆に浪人の參加

紀州一揆に浪人の參加　紀州の此の一揆は、續て同國有田・日高の二郡にも波及し、水論を口實に三千人餘り嘯聚して、諸方を荒らし廻り、其の中には浪人二百人計り加り居りて、無智の農民共を指揮し居たる由なるが、一說には北島村の大騷動にも、多數の浪人が加つて大に努力したるの形迹があると云ふ。

江州一揆及其後の一揆の性質

江州一揆及其後の一揆の性質　次ぎは天保十三年（紀州一揆の後十八年目）の江州一揆である、此の一揆は老中水野越前守の執政中、安永の事業を紹ぎ、諸國の田畠を丈量せしむるの計畫を立て、既に北陸道を終つて近江に入り、將さに甲賀郡に着手せんとする時、同郡一萬餘の農民蜂起して、幕吏市野某の宿所三上村に押し寄せて狼藉を極めたれば、市野は其徒數十人と共に身を脫して逃れ歸り、丈量は遂に之が爲めに其の目的を達すること能はずして、中止に歸したのであつて、事は**天保義民傳**（河村吉三氏著）などに詳かなれば玆には之を略す、是れより德川氏の末年に及び、一般に政綱の弛むに隨つて、各藩各地方に大小百姓一揆の演出せられたること屢々なりしが、安政慶應の頃に至つては、一揆の性質次第に複雜になり往々政事上の目的を加味して、純乎たる百姓騷動にあらざることゝなつたのである、蓋し德川政府に懷らざる者が安慶の際、諸方に出沒して愚民を煽動し、以て己れが野心を遂ぐるの具に供せんとし、

百姓一揆成功の理由

若くは又之に由つて、一時の鬱憤を晴さんとするもの勘からざりしは、宛も明治の初年に新政府を快しとせざる者が、或は穢多の稱呼を廢せられたるを憤慨し（明治四年播州神東・神西兩郡の百姓一揆是なり）或は太陽曆を以て陰曆に代へたるを不服なりとし、（明治六年作州勝北・西四條・東北條諸郡の一揆の理由中にあり、又筑前嘉麻・穗波兩郡の一揆も之を理由となす）又甚だしきは徵兵令に血稅の文字ある以上は、同令は人民を殺して、生血を絞らんが爲めのものなりなどと云觸らし、（明治六年讃州豐田・三野・多度津諸郡の百姓一揆及同年白川縣天草郡の一揆又明治七年秋田平鹿郡の一揆等皆之を理由となせり）斯る馬鹿げたる理由の下に、續々と百姓一揆を起さしめたる事實と、正さに相映對するの現象であつて、德川氏の末年には百姓一揆は遂に百姓の爲めの一揆にあらざることゝなつたのである。

（五）一揆の效果

百姓一揆成功の理由　德川時代の百姓一揆は、其の十中の八九まで概ね成功したるものゝ如し、一個人若くは少數者間の要擊暗殺は、單に兇行を敢てして一時の快を貪るに外ならず、勿論之に由つて大なる公共的の要求を達すること能はざるや明白なるも、百姓一揆は之に反し、多くの場合に於て其の功を奏し、結局殆ど皆百姓方の勝利に歸して落着したるが如くなるは必ずしも怪しむに足らないのである、蓋し德川時代の武家武人は大抵皆無學文盲、而かも世態民情に迂濶にして、百姓綏撫の術などに至つては、全く無能のデクノ坊であつたのである、され

ば責めて其の本職の武術の方は優秀にして、萬一有事の際に應ずるの用意充分なりしかと云へば、それも亦た有名無實であつて、彼等は元和偃武以來太平の氣風に感染して、漸次其の武骨の氣象を失し、元祿享保の頃に至りては所謂侍の武藝・武術は眞に優孟の衣冠にして、實地に何等の用を爲さゝるのみならず、諸藩大多數の侍は多年の貧困の結果、武備に付ては平生殆ど何等の用意をも爲し居らざりしことは、徂徠・春臺等が其の著書中に痛論する通りの狀態である、爾來士風は益々墮落して、柔軟懦弱の極に沈淪し、大名及其の侍共は表面に於ては傲然と武家武人を以て自任し居たるも、其の實多數農民の反抗に遭遇するときは、左ながら大敵にでも對するが如く、忽ち狼狽を極めて途方に迷へるが如き醜態を演ずるに至つたのであつて、是れが主として百姓一揆の成功したる所以である、當時領主若くは治民の要衝に當る政治家其人にして、卓絶の技倆を有するか、將た又武備の用意にても完全し居たらんには、勿論區々たる暴力の迫害に屈從するの必要もなく、隨つて多くの百姓一揆をして其の成功を僥倖するの念を絶たしめたるなるべし、余は之を歷史に徵して、亂暴なる百姓一揆の成功を見る毎に、不完全なる人間社會は、實際に於て外部の苦しき鞭撻刺戟を受くるにあらざれば、到底自ら反省覺悟するの理心に乏しきことを立證するものとして、轉た感慨に堪へないのである。

參考書

○松浦靜山甲子夜話○列侯深祕錄（圖書刊行會本）○本島知辰月堂見聞集（同上近世風俗見聞集本）○大日本農史○史料叢書（史籍集覽本）○聞傳叢書（日本經濟大典第二十五卷所收）○河村吉三天保義民傳

第十二編　賄賂小史

賄賂の意義

賄賂の意義　賄賂を「マイ」と訓ませて、古くより行はれて居つたことは、萬葉集を見し人々の知る所であらうが、一體此の賄賂と云ふことは、神に捧げる幣物も、君に進むる貢調も、皆賄賂と云へば矢張り賄賂である、著名の和學者上田秋成は**くせものがたり**と題する書中にこう云つて居る、

佛の教にかしこき法師おはしけり、現世をも廣くすくはんとの大願をおこしたまひて、やまひ怠りぬれば恩謝にとて、金銀をさゝげもてまゐれるは、聊かも納めたまはず、たゞ絹、わた、調度のたぐひをばいなみたまはずとなん、さるはこゝに參る人々は、唐山の、大和の、世にめづらしきかぎりの物を買ひもとめて、たてまつりけるとなり、唐山にては東帛といひ、我國にては神には幣といひ、君には貢といひて、たてまつるもおほかた帛錦のたぐひなりけり、さて人の世に賄賂といひ、俗にはこれを鼻ぐすりとも、袖の下とも云ふは、金銀のみにもあらざりけり、それを收めたまふは異なる事なるに、佛のをしへには、さらぬことわりありや、いといぶかしと人いひけり。

賄賂行爲と疑似の習慣

賄賂行爲と疑似の習慣　神も佛も賄賂をとり、國君も亦收賄の常習ありとすれば、官吏や市吏員や選擧の有權者などが、人目を偸み、法律を犯して、盛に收賄するは固より怪しむに足らないのである、人間社會の何處にも行はるゝ吉凶慶弔の贈答、訪問見舞の土産、奔走周旋の謝禮、其他獻納、報酬等、一切の行爲を以て何人も之を不正となさゝるのみならず、社會一般に斯くの如き行爲を人間交際間の義務となし、他人に或る事柄を依賴して報酬謝禮を爲さゞるは、義理を沒却する、人非人の所業であると排斥せらるゝのである、故に此等の道德義務と大體其の形迹を同じくする賄賂行爲を、法律の明文によつて、處罰することは至難中の難事であつて、たまに顯然たる證據があつて押へられたるものは、其人の不運であつて、所謂呑舟の魚は常に巧に法網を免れつゝあることは世間周知の事實であらう。

賄賂の受授は遺傳的の惡症

賄賂の受授は遺傳的の惡症　あらゆる法律は其の作用上に就て之を觀察すれば、多くは皆甚だ不公平なるものであつて、輕き罪を犯したるものが重き罪に問はるゝなどの事は、勿論有勝ちのことなるべきも、其の中にも賄賂罪ほど不明確にして、公平ならざるものはなく、之を法律で取締つて果して何程の效果あるや否やは大問題なるも、それは且らく措き、兎に角贈賄と收賄とは人間社會に長き歷史を有する一大厄介物にして、殊に我が日本などは武士道を重んずる君子國を以て自任しながら、其の實、素町人根性の强盛なる歐米人や、廉恥の感念に缺如する支那人等にも劣らざる醜行爲を敢てするもの、頻々と續出するは何故なるか、余は玆に此問題に對し難つかしき理論上の解決を下すを欲せず、唯だ單に歷史上より看察して此の頑强なる社會的痼疾の根本は、數百年間久しく國民性に浸染する遺傳的の惡症に外ならざることを示さんとするのである。

國史に於ける賄賂沙汰、將軍政治時代の流行

國史に於ける賄賂沙汰、將軍政治時代の流行　我が國に賄賂の初めて國史に現はれたるは、何年代の事なるや知らざるも、類聚國史を見れば今より一千一百三十餘年前、桓武天皇の十九年二月、錢を輸して爵を求むることを禁ぜられたることあり、國家の重器なる官爵すら、錢を以て購ひ得るの事實ありたることを眞なりとすれば、當時普通の賄賂請託が朝廷の權勢家の中に盛に行はれ居たることは、略々推測に難からざるべく、卽ち此の忌々しき惡風俗は少くとも一千數百年前より既にその萌芽を發し、爾來引續き段々と蔓延流行したるものなるべきや疑なしと雖も、太古の事は姑く措き、將軍政治の世の中となり士道廉恥を重んずる時代となりたれば、勿論賄賂などの沙汰は斷然と其の迹を絕つべき筈なるに、左はなくして、此の惡風俗は却つて益々その流行を來し、公事の裁斷、官職の受授、士人の向背等、多く賄賂の有無多少に依

つて、決せらるゝが如き悲しむべき狀態に押し移りたるは、寔に是非もなき次第であつたのである、太田錦城は其の著梧窓漫筆拾遺に於て北條泰時が無慾廉潔にして、奉行頭人の賄賂にふけるを止めたるは聖人の所業なりとして、大に稱讃し居るも、當時泰時の官紀振肅政策が、どれほどの程度に行はれ、實際如何なる效果ありたるかは、固より疑問であつて、恐らくは時弊を一掃して、政界の面目を改めおほせたりと云ふ迄に行かなかつたであらう、何となれば泰時歿して後、時賴の時代に及び、公事訴訟に關し、佞奸邪惡の者、三百餘人を處刑し、又時宗の時代には諸國の民政を視察するが爲めに、派遣したる廻國使に、私曲の者多くして、民間に愁訴の聲盛なりしと云ふ事など、史上に散見することに想到すれば、泰時の風化も實際左まで有力のものであつたとは信ぜられないのである。

北條季世士道の墮落　北條氏の數代は賢明なる政治家輩出して、兎も角も紀綱を維持して、甚だしき醜聞を耳にすることがなかつたとしても、其の季世に及んでは士風又大にみだれ、賄賂の多少に依つて、事を裁斷するの弊漸く盛になり、就中夫の高時の謀臣たりし長崎高資の如き、著明の收賄家であつて、遂に北條氏の天下を失はしめ、續いて足利氏の時代となつては、小人姦吏その威福を肆まゝにして、官事皆賄賂を以て沙汰するの惡習を養成し、士風全く地に

墜つるに至つたことは明かなる事實である。

足利時代收賄家の巨頭伊勢貞親　足利時代に於ける收賄家の巨頭は、將軍義政の內管領伊勢貞親（伊勢守）であらう、貞親は義政の暗愚に乘じ、大小の政務を專らにして事皆賄賂に依つて決す、當時の名族畠山政長、同義就二人の家督爭ひに關しては、雙方より賄賂を受けて忽ち政長にくみするかと思へば、又忽ち義就に加擔するなどの醜態を演じ、又斯波氏の嗣千代德丸（義健）の夭死して後嗣なかりしとき、道顯（斯波修理太夫）の養子大野義敏と澁川義廉と各々緣に據つて、斯波氏の家督を爭ふた時にも、伊勢貞親は最初は義廉の請託を容れ、義政に說いて之を嗣となさんとし、其後義敏の妻の姉妹を容れて己が妾とするに及び、乍ちにして又義敏に與みし、遂に義政に勸誘して義敏を斯波家に復歸せしめたるなど、反覆掌を反すよりも甚だしかつたのであるが、是が後に例の歷史上に有名なる應仁の大亂を釀したる大原因の一であつたことは、世人の周知する所であらう。

武家武人の多くは順慶主義の實行者　足利氏の末年、戰國時代となりては、苞苴請託の弊、益々盛に流行し、武士道だの、武士氣質などゝ吹聽し、武家武人たる者は、如何にも廉恥心に富める立派な人格者であつたかの如く想像せらるゝも、其實決してそうでなく、野卑陋劣なる

北條季世士道の墮落

足利時代收賄家の巨頭伊勢貞親

武家武人の多くは順慶主義の實行者

敗德漢の上流社會に少からざりしは、現在よりも却つて割合に甚だしかつた樣である、戰國時代より德川氏の天下となる迄は我が國の士氣最も旺盛にして、所謂武士道の精粹を發揮したるものゝ如くなるも、當時多數の武將は貧の極點に達し、十兩や百兩の爲に、其の節を二三にするが如き憐れむべき狀態であつたのみならず、左まで貧に苦しまざりし堂々たる大名であつても、何れも皆利祿の爲めに汲々とし、知行封祿の多少に依つて忽ち其向背を變ずるが如き、淺ましき行動を敢てする者も少くなかつたのである、天正年間山崎の役に筒井順慶大功ありて、秀吉之を賞せずして、其の二心あるを責む、世人今に日和見順慶と稱して、之を嘲笑するも、實は此の當時の武將は多く皆順慶主義の實行者であつて、勢ひに附き利に走り、隱に重賞をマイナイすれば、附離思ひの儘に操ることが出來たのである、天下分け目の大決戰として、英雄豪傑の視聽を傾注したる夫の關ヶ原戰役當時の狀態は、明かに此の淺ましき士風の墮落を證して居るのである。

忠興の買收金二百兩　細川忠興は豐臣氏恩顧の武將であつて、其の姻戚前田利家を始め、石田三成・小西行長等の諸將と共に主家の爲に忠義を抽んずべき人なるに、彼は常に密かに德川家康に內通し、秀吉の歿後三成等が、利家を誘ひ謀主となして、家康を除かんとするや、彼は

忠興の買收金二百兩

利家を極力忠諫して家康を謀るの不利なることを說き、却つて大に和親を結ぶの得策なることを述べて、利家の家康に對する感情の融和に盡瘁し、又關ヶ原の役に於ては利家の子利長は西軍に與みせずして德川方に味方したるなど、皆忠興の努力の致す所であつて、彼が德川氏に對する働き、眞に拔羣であつたのである、新井白石の藩翰譜に於て「德川殿の御爲めに、家をも身をも顧みず、御方せし人も取り〳〵なりけれども、父子・兄弟・夫婦・主從皆悉く功をも節をも盡くせし事、忠興に若くはなかりけり」と評したる程であつたことは事實であるが、其原因は他にあらず、忠興は曩に豐臣秀次より窃かに黃金二百兩を借りたる事あり、秀次高野に幽閉の後、彼家の出納人催促して急ぎ償却せざれば、證書を太閤家の奉行に引渡すべしと迫りしも、忠興急速に之を辨ずること能はず、若し此の事太閤に洩れ聞えなば、連座の罪（秀次の罪は列侯に賄賂し、隱に結託して、異圖を企てたりと云ふ事なり）遁る可からずとて、兎や角案じ煩ふ折柄、家臣松井某の斡旋に依り、家康より內々此の辨濟金に充つる爲め黃金二百兩を借りたる事あり、忠興は之を非常に德とし、其後竊かに家康に對面し「若し萬一御家に事あらん時は、必ず君が爲めに忠興が國を捨て、此度の御情に御報ひ參らすべきにて候、去りながら忠興常に御門下に伺候仕りては、本意をとげんこと叶ふべからず、是れより後も元の如く、うと

うとしくこそ候べけれ」と誓つて立去りたる事ありと云へば、（藩翰譜）忠輿は確かに家康の賄賂政策に罹つて、運よく成功したのであらう、家康が常に黄金の光に依つて將士の心を結びつつあつた事は、此一例を見ても明かであらう。

家康政宗を欺く　徳川家康は生きた大黒なりしゆゑ、時々現金を振蒔いて將士の心を收攬することに勉めたる事ありしも、亦時としては贈賄の約束をして置きながら、之を實行しなかつたこともある、例へば關ヶ原の役のとき、上杉景勝の事を氣遣ひ、其押へとして伊達政宗に萬事を依頼し、「今度愈よ味方に屬し、忠を勵まれなば、勝利の曉には、西方の闕國三箇國を進ずべし」と約し、書面に認めてそれを政宗に渡し置きたるに、戰爭は首尾よく家康の勝利となりたるより、政宗は約の如く恩賞あるべしと、待てども待てども、其の沙汰なかりし中に、家康は遂に死去して仕舞ひ、二代將軍秀忠は此の事を聞き込みて、さて如何取り計ふべきかと、苦心の折柄、井伊直孝進み出でゝ「此の事は臣に御一任下さるべし、若し罷り違つて障る事も候はゞ臣が一命を捨申す迄の事に候」とて、それより政宗の邸に推參し、右の書付篤と拜見致し度いと申込み、政宗が御所望とあれば御目に懸くべしとて、寶藏より取出させ、自身に捧げて直孝の前に披き見せければ、直孝謹んで拜見し終つて、手づからそれを取上げて、其儘押しも

家康政宗を欺く

み、傍なる爐の火中に投じて燒き盡したれば、政宗大に驚き怒り「足下は亂心したるか」と脇差の柄へ手をかけつゝ、詰寄りたるに、直孝は少しも怯るゝ色なく、「先づ先づ御聞き候へ、神君の此の御誓文は古今亂世の習ひ、計略の爲に遣はされたると見えたりけり、子孫の世に至り貴家に此の約束ありと思つて非望の出づることあらば、貴家亡國の基ならずや……又末々此の一通あるが故に、公儀にも貴國を何となく氣遣はるゝ樣に至るまじきにも限らざるべし、旁々以て此一通は貴國の災の基ゐなるべし」と述べ、且つ嚇し且つ諭して、懇切に利害を說きたれば、政宗も遂に其の理に服して穩便に事濟みたりと云ふ珍談もある、（松崎堯臣窓の須佐美）政宗の樣な硬骨漢ですら利欲の爲には家康に一杯食はされたのである。

眞田父子三成の懇請を受けて向背を決せんとする大評定

眞田父子三成の懇請を受けて向背を決せんとする大評定　關ヶ原戰役時代に於ける將士の眞相を最も適切に表示するは、下野の城主眞田安房守一門の評議である、石田三成愈々事を擧げんとする時、下野の佐野に在住せる眞田安房守、其子伊豆守竝に左衞門尉（金吾と稱す）三人に宛て、切に味方してくれる樣にと申越したのである、そこで安房守は、二人の子を召して、去就を決するの評議に及んだのである、其の時長子伊豆守は家康に與みするを得策なりと主張せるに、父安房守は三成に左袒すべしと云ひ、次子金吾は父子兩方に分るゝを萬全の策である

とし、東西何れが勝ちても父子兩方に分れて居れば、勝敗とも相互に助くる便ありと論じ、三人相共に自說を固執して容易に決する樣子も見えざりしが、安房守は遂に「我等東へ付き候ても、家康は信州にて十萬石ならでは、曳れざること明かである、治部（三成）ならばネダリても、信濃一國は無理押に取らるべし」云々と云つて、斷然三成の勸誘に應じて西軍にくみすることに決し、次子金吾と共に信州地に向ひて、遙に西軍に應じ、長子伊豆守は獨り東軍に屬して大功あり、元和八年松代に封ぜられて、十三萬石を領するに至つたのである、（保井算哲**新蘆面命**）安房父子の行動の野卑陋劣なること武將として有るまじき事の樣に思はるゝも、事實此時代の武家武人は大抵皆こんなものにて、利祿金幣の爲めに向背を決する者の多かつたことは疑ひないのである、大將株ですらこの通りであつたのだから、其の下に從屬する侍の代官や手代共が苞苴を貪つて、其の贈り物の多寡輕重に依つて、事を決裁して居つたことは固より怪しむに足らないであらう。

斑鳩平治一度の槍に五百石を望む

斑鳩平治一度の槍に五百石を望む　**武家七徳**と云ふ面白き書に、こんな事がある、其の昔上杉謙信の侍であつた、斑鳩平治と云ふ者、浪人となつて諸國を萍流し、加藤清正の家來庄林隼人が家に寄寓す、清正其名を聞き、直に召抱へんとす、隼人、平治に問うて、當家に仕へなば祿は何程にて可ならんか、平治答へて微祿にて可なりと、隼人重ねて曰く上杉家にて二千石を取れりと聞けば、微祿にて宜いと云ふは、本意にあらざるべしと、平治曰く、上杉にては功を累ねて二千石となりたるなり、今未だ御當家に尺寸の功勞もなくして、舊祿を貪るは予の本意にあらず、何とぞ、先づ無足（無給）で仕へ、一度の槍に五百石と定めて賞を受けんと、隼人之を聞き、そは面白き望みなりとて其の通りに取計らひたるに、やがて朝鮮の役に清正に從つて出征し、衆に拔んずること七度の槍にて、遂に五七三千五百石の侍となれりと云へり、（事實は**野史**にも詳かなり）此事は强ち賄賂と云ふべきにあらざるも、平治の心得方は尤も千萬にて、甚だ面白き申分なれども、此時代に於ける侍の働きが、利祿の衝動に出づるものなることは、此の一事にて明かであらう、然らば當時日蔭奉公などゝ稱し、武士氣質の侍共が輕視し蔑如し居たる會計吏や、民政の職を奉ずる者が、賄賂請託に依つて侍にあるべからざる行動を爲しつゝあつた事は、寧ろ當然であると云はねばなるまい。

牧賄が忠義

牧賄が忠義　其後德川氏の世の中となり、天下一般に太平を謳歌すると同時に、此の士風の墮落は愈々益々甚だしきを致して、賄賂請託が幕吏の常習となり、士の立身出世は勿論の事、下民の公事請願皆悉く、是れにあらざれば其の目的を達すること能はざるが如き趨勢を來し、

遂に音物・手土産・袖の下・鼻藥など寄怪の名稱の下に、之を行使し、甚だしきは役德などゝ唱へて、殆ど公然の祕密となり、更に一層甚だしきは收賄を以て御ため筋と稱し、幕吏が大名より收賄するは、德川家へ對する一種の忠義であるとさへ認めらるゝに至つたのである、幕吏に取つては開いた口に牡丹餅にて、如何ぞ大に奮つて此の種の忠義に努力せざるを得んや、是れが我が國民一般に贈收賄の風習を普及し、浸潤せしめ、今日でも尙ほ牢乎として拔く可からざる痼疾となつた所以である。

賄賂を取るのを忠義とする理由

賄賂を取るのを忠義とする理由　德川氏の創業以來、其の要路の執政者が最も注意を加へて豫防に勉めたるは、大名の謀叛であつたのである、武家法度の第一條には文武弓馬の道專ら相嗜むべしと云ふの明文ありて、武家武人は其の本職として常に武備の充實を圖らざる可からざるの地位にありながら、德川政府は却つて大に之を嫌忌し、大名の富强は勢ひ謀叛を企つるの媒介なりとし、故らに彼等を貧窮に誘導して、武備の擴張に遑なからしむるの政策を執つたのである、それ故に德川氏の役人は老中を始め其の下の小役人に至る迄、大名より賄賂を取つて財政的に彼等を弱らすは、德川家へ對する忠義であるとして競つて收賄を勉めたのである、荻生徂徠は政談に於て「慶長寬永の比迄は、諸大名の謀叛を氣遣ひ、金を遣する樣に爲こと、其の時分の御年寄共の計策也、依〻之御老中の諸大名より物を取ること、却て御奉公の筋にて、其の時分は曾て遠慮なしと云り」（日本經濟大典第九卷六七頁）と云つて居るが、此の事は其の以前熊澤了介も亦既に記して居る通りであつて、事實それに違ひなかつたのであらう、故に此の時代の役人が誰れ彼れの差別なく、皆競つて此の種の忠義を盡したことは、今更ら辯を待たないのである。

請願運動禁止の令と白石の實驗談

請願運動禁止の令と白石の實驗談　德川氏の初代からして既に斯くの如き狀態なりしかば、左なきだに得て蔓延し易き賄賂沙汰も日を逐ひ月を累ねて、愈々益々其の病毒を普及し、權門勢家の背後には到る所、苞苴の影の伴はざるなきの有樣となり、其の事實のあれこれと史上に散見することを目擊したりしが、元祿以後に及び、世上大に驕奢の風に赴きたると同時に贈收賄の惡弊、轉た益々甚だしきに至り、正德年間に於ては頻々とその醜行を露し、遂にさすがの幕府も之を持て餘して、何とか處分を爲さゝる可からざるに至りしものと見え、正德六年三月二十二日令して「近年訴訟の外に或は請願のことありと申し、又或は事承はるべしと申し、或は官の御爲を計る旨を申し、此外或は萬民賑救の策などいひ、總てくさ〴〵の事を府內並に諸國の役所に建白するものあり、其申すことに、ひが事多く、あまつさへ風紀を紊る基ゐとなる

ものもあれば、今後上より命令する迄は何事も申出づ可からず、若し犯す者あらば屹度違犯の罪に準じて沙汰せらるべし、依つて是迄諸役所へ願ひ出しことは一切悉く採用せず、又此上申出づる者あらば其由直に上申すべし、職掌ある輩は勿論假令御家人の外にても斯る事に關係する者あらば重く處分すべし」云々の旨趣を布告し、之と同時に曲淵下野守及田代主馬の家臣等が金座の者と結託し、莫大の賄賂を貪りて惡事を働きたることを吟味して、連累者數名と與に嚴刑に處せられたのである、新井白石は**折たく柴の記**に於て、「此の事に與れる者共搦め捕りて（八人までありき）皆々其の罪に行はれぬ、かゝる事の出來し事も近き世よりして賄賂公に行はれ、それらの事をもて貨賄を得る事共多かるが故なれば、すべて商人共、その事かの事、仰せ蒙らむと望み請ふ事共は一切に禁じ止めらるゝにあらずば、此後も又かゝる事やむべきにもあらず、殊には又賄賂の事共ありしかば、詮房朝臣老中の人々と議して、其制條を下されたり」と記して、種々の惡辣なる運動を禁止せられたる所以を述べ、且その末に附記して「去年の事也我許にある一寺の役僧を使として、長崎の事をたのみて、願承諾し給はむには、先づ謝儀として、金五百兩進らせ、其事成らむのちは歳毎に我息男等に三百兩づつの金をまいらせて、恩を報ふべしなど云いし事あり、これ正しく我身にしれる事なり、我ごときものにだにかゝる事

いふなり、凡權勢の門の事共思ひやるべき事ども也」と云へるを見れば、白石の當時卽ち正德享保の際には、此の忌々しき惡弊の盛なりしこと想像に難からざるのである。

明和安永頃に於ける幕吏仲間の惡習　爾來幕府は時々此の惡弊の取締を嚴命したるも、肝心要路の大官自身が音物・儀例など種々の名目の下に、苞苴請託を受けつゝありしより其の下役などの取締は、一向に行はれざるのみならず、享保以後に於ては上下悉く此の病毒に感染して、殆ど不治の病となり、之が爲め種々の珍事が暴露さるゝに至つたのである、今**甲子夜話**の記事に依つてその一例を揭げて見れば、

明和安永の頃は官事皆賄賂を以て取行ひ、有司勤向は脇にして仲ヶ間づき合ばかりを專とする風儀なりし、兩番の水谷某未だ新役にて有しが古役の同僚と會合せし折ふし、當大君の大統を嗣がせ給ひて、諸國へ巡見使を遣はさるゝ人を各の組より撰出するの談判なりしが、誰はかゝる音信せり、彼は又何の賄物あり、孰にか爲すべきなど相互に人前をも憚らず論じ合しを、水谷傍聽して、此度の御用は大切なることなり、拙者が組に於ては賄賂などせん者は選に入れまじと激論せしかば、一統大に怒つて、然らば貴所には一存にて其人撰れよなどと云つて、其席は濟みたり、さて同僚この事を以ての外立腹にて新役の分として古役にかゝる

明和安永頃に於ける幕吏仲間の惡習

申分の悟さよ、したゝかの目に逢はせ呉れんと内々申合せ、其の後水谷が宅に何れも集まるべしとの約を爲し、其の日を定め、皆心を合せて行たり、水谷は夫とは知らず常の如く酒宴を設けて酒酌かはしゝに、一同酔に乗じて狼藉の擧動をなし、杯盤を打割、戸障子を踏砕き、張付け襖を引剝ぎ、床棚の飾具迄も散々に破砕し、其家にて古く拝領せし掛物の床に懸けありしさへ寸々に引破りたり、（原註に杯盤に糞まで爲しゝ者ありしを、後日に聞けば來掛けに犬糞を包み潜かに持來て己が糞せし様に爲せしと云ふとあり）給仕の者も如何なる目に逢んとて、恐れて皆逓去り、後には人も無くなり客はいつの間にか歸り去りぬとぞ、番頭をも勤むるほどの輩が斯る振舞ありしことを前代未聞と世の大評判なり云々。

甲子夜話の著者松浦靜山は此の記事の終に附記して、其時後に大番頭になり駿府城代に榮進したる内藤甲斐守も、一同と共に行かれしが、甲斐守は初めより其の謀に與らず、知らずして同行せしが、席上で其の様子を察知し、先に獨り還らんとせしが、同僚のつき合をはづしては後難あるべしと慮り、知らぬ顔して衆に抽んでて太白をあげ、盛んに放歌しければ、一同皆快活なりと稱揚し居る中に酩酊したふりして、床縁を枕にして眠り居り、事畢つて後、水谷の家人に起されて歸りたるが故、其の事官に聞えて一同奪職の處分を受けたる時、此の甲斐守のみ

は罪を免れたる由を記せり、兎に角こんな様な事が明和安永頃に於ける役人社會の狀態であつたので、廉恥も信義もあつたものでなく、賄賂が政治の秘訣と認められて居つたことは疑ひない事實であらう。

收賄家の巨頭田沼意次と石菖盆

收賄家の巨頭田沼意次（フキツグ）と石菖盆　安永より天明六年に至る數年の間は、例の史上に有名なる收賄家田沼意次が、政柄を專らにして風紀頽廢の極に達した時であつたのである、巨魁意次、曾て暑に中られて病牀につく、諸方見舞客、絡繹門に充つ、或人、同家の取次人に就いて昨今主人（意次）の御嗜好如何を問ふ、取次人ふと答へて、此節は石菖盆を枕邊に置いて慰み居らると云ひければ、其の翌日より遠近之を聞き傳へ、我も〳〵と各種異樣の石菖を大小無數持込、大廣間二タ座敷に透き間も無く列び立てしより、家人も其の取扱に持て餘して大に困れりと云ふ、乃ち此の一事を以ても當時如何に賄賂が盛であつたかを推測するに足らん。

著名の收賄家と各室聯結の蚊帳及活きた京人形

著名の收賄家と各室聯結の蚊帳及活きた京人形　此の時代に今の大藏大臣ところである勘定奉行を勤め居たる松本伊豆守・赤井越前守など云へる人あり、何れも總大將の田沼に劣らぬ攫み屋であつて、其の同僚下役御出入商人等より賄賂を貪り取ること年中絶え間なく、何んでもござれ持込むものは、一切歡迎すると云ふ狀態であつて、現に金錢財物ばかりでなく、美人の

贈り物などは殊に喜んで賞美したとの事である、右二人の中殊に松本の邸宅は甚だ廣壯をきはめ、家財裝飾何くれとなく數寄を凝したものであつたさうであるが、彼は居宅の中央の廊下通りより左右に數多の小室を寄宿舍のやうに造りて毎室に一人づゝの妾を臥さしめ、夏日には自分の寢室より長き廊下を經て、此の數多の各室へ通ずる一つの蚊帳を張らしめ、何れの室へも一々蚊帳をくゞる勞なくして、自由に往來し得る樣な仕掛を爲したるなど、如何にも馬鹿げた成金式の贅澤を盡したる由なるが、是等は皆例の收賄の成果である、又受取つた主人公は松本であつたか、赤井であつたか分らないが、或人は京人形の贈り物と稱し、美貌の藝者を請け出し來つて、極めて華美なる盛服を着させ、それを人間大の桐箱に入れて、上書には京人形として贈りたる者ありとの事である、こんなことは如何にも造言らしい話であるが、兎に角當時世上に風說のあつたことである。

收賄犯者法廷の不公平を怒鳴りて服罪せず　又是も**甲子夜話**に記する所であるが「當時專權なる大官の家來某、或る寺院の願ひ事にて賄賂を取り、其願ひ事の成らざりし爲め贈賄したる寺より訴へ出されし事件あり、それが縺れ縺れて段々面倒になり、連累嫌疑者の中には之が爲め自殺を遂げし者あるに至つたのであるが、事件は遂に寺社奉行の手にうつされ、松平伯州其

の掛りとなつて吟味することゝなり、やがて其の張本人なる家來の某を呼出して訊問の末、遂に彼は有罪となり、死刑の宣告を申渡したのである、其時被告は憤然として怒り、我が家中、何の某々等何々の事にて賄賂を收めたことあるに、今某一人だけ何故を以て斯くは嚴罰に處せらるゝやと、大聲で怒鳴り立てゝ、どうしても屈服せず、奉行も吟味役も、これには大に持て餘したる由なるが、此の者の主人は名高き收賄家（暗に田沼を指すならん）なれば家中さぞ其如く有らん、彼がその罪に服せざりしは尤もなることゝなりとて笑へり」云々とありしが、如何にもその通りの事であつて、今日偶々不運にして法網に罹つたものが、此の男の樣に法廷でベラベラ饒舌り出したら、ひそかに膽を冷す者は定めて少くないであらう。

賤のをだ卷の著者の懺悔話　明和安永の頃は、總て何事も賄賂ならざるなしと云ふ樣の狀態にて、其の當時新に役人になるか又は榮進したる時は勿論の事、既に就職した後でも數年間は新參者と稱し、古參の同僚に對し振舞と唱へ、種々の音物、馳走などせねばならなかつたのである、其當時幕府の吏員であつた森山孝盛の著作したる**賤のをだ卷**と題する雜記に記しあるを見れば、其の時分の役人仲間の風俗は卑陋千萬、言語道斷であつて、今の素町人勞働社會にも爪はじきせらるべしと思はるゝ樣な惡弊が盛に行はれつゝあつたものゝ如し、該書の一節を著

者の言葉のまゝ抜き書して見ればこんな話である、

其頃（安永明和の頃）の俗習兩番大御番（兩番と云ひ大御番と云ふは皆重要の役名）ともに御番入又は御役成は猶更にて、古勤めの人に音物をしたり、上々の極品の鰹節一連づゝ或は反物一反づゝなどいふことにて、御番入（御番入とは部屋住より大番になり、別に二百俵賜るを云ふ）御番成（大番の家筋の者が大番になるを云ふ）ともに、殊の外物の入たるなり、其上に汁番、辨當番など有つて是も亦物も入、大勢の古番の食はるゝ樣にすること故、心遣ひもしたり、翁（著者自ら稱す）が外叔父の入番の時に、冬御番にうんどんを持せられたるといふ、日記には翁が父なる人はそば切を持參されたりとあり、泊番の時相泊りの御役人、部屋々々にて夜水とて酒を持來り、或は大樣の品あんかう汁など持來りて、振まふ類は今も稀にはあり……翁が小普請與頭被仰付たりし時、初寄合に同役二十三人招て料理を出す、終日の饗應なり、翁のみに不限、誰も〳〵極りて四十五兩づゝかゝりたり、尤も肴一疋づゝと思ひても廿三人なれば入目もかゝる筈なれども、菓子を鈴木越後が方へあつらへて、其拂ひ二十金の餘を費したり、御役場々々々に極めて取つけのものあつて肴は何某ならでは不買、料理は何屋と云ふ仕出し屋、菓子屋は鈴木越後ならでは同役不殘不食となり……酒も數寄屋河岸の矢野の店の山印ならでは呑まぬと云ふことにて、其の酒を用ひたり……永井求馬が同役被仰付て師匠番は船田兵衞門なり、（永井同役）初寄合の時、例の通料理菓子も出て首尾好く退散したり、然るに重ねての寄合に去る同役の云ひ出したるは、此程永井が出したる菓子は、鈴木越後にてはなしと云ふ、一人の同役、されば我等も左思つると云、又一人、あれは我等も左思ひつると云、又一人あれば必定他の菓子司にて申付たるなるべしと云々、其尾に付て不殘一同したり、然らば差置きがたし、其趣を尋ぬべしと云ふことになりて、永井を座敷の中（江戸城の大廣間）に取圍み、同役二十三人列座して、なじり問ふ、終に船田（永井の馳走の世話役）が鈴木は高直なりとて、數年出入りの金澤丹後へ誂へたるよし申し出しなり、去ればこそ越後にてはなかりけり、羊羹麁（アラ）し、越後は中々細かにてさる味にてはなかりけりと、口々に六ヶ敷なりて、船田、永井兩人も公の御役人なるに、喰物のことにて手を突いてあやまらせたり、組支配を引廻して與頭を勤むる人々の取計如斯、頑愚の翁などの了簡には分らぬことなり云々

とあり、**賤のをだ巻**の著者森山孝盛は翁の懺悔話であると云つて、此の不始末の狀態を記して居るが、是れで見れば、新參の役人は古參の同僚に公然と役所に於て斯る振るまひを爲し、而

も酒なり菓子なり、極つた指定の商人より高價に買求めて馳走せねばならないことになつて居つたのである、何れ右等指定の商人は夫れ〴〵古參の役人の所へ出入して、甘く袖の下を取らせて居つたことであらうが、兎に角今日で云へば何々省の何局長とか何課長とか云ふ樣なる役人共が、此の通り賤しき者たちであつたことは問はずして明かである。

田沼の收賄主義と松平定信の出廬及田沼殘黨の處分

田沼の收賄主義と松平定信の出廬及田沼殘黨の處分　田沼意次は常に公言して「金銀は人々生命にもかへ難き程の寶とするものである、然るに其貴重の寶を人に贈與しても、御奉公いたし度と願ふ程の者なれば、其の志の御上に忠なること明かなり、志の厚きと薄きとは音物（賄賂）の多少に現はる」と云つて居つて、（**江都見聞錄**）役人を選任する標準を、賄賂の多寡で定めたと評判せられた程の人物であるから、彼が執政中諸役人が競つて賄賂を貪つたことは、寧ろ怪しむに足らないのであるが、田沼失權の後、例の有名なる松平定信（越中守樂翁）出でゝ老中上座となり、官紀振肅を以て施政の方針となし、吏員を嚴に戒飭して、言行を愼み、公務を勵み、斷じて賄賂請託の惡弊を矯正せんと期し、前記赤井・松本等田沼の手足となつて惡事を働きたる者をしりぞけ、次いで又伏見奉行であつた小堀和泉守政方は其の在職中、己が支配所の商人と結託して賴母子を設け、或は妄りに富商に姓を稱し又刀を帶する事を許し、又商人の招きに應じて饗應を受け、其他利を貪り私を營みたること多しと云ふの理由に依つて、近江國小室なる其の封邑を沒收して、大久保加賀守に預けられ、其の家臣數名は或は死刑を申し渡され、或は遠流に處せられたのである、斯く善からぬ世評を蒙りつゝあつた役人共は、段々と其の罪を糾彈せられて免黜せられんとするの狀況なりしかば、要路の重役と其の部下の屬僚とを問はず、人心恟々として公務は少しも手に着かず、庶政擧げて停滯せんとするに至りしより、定信は令を發し、諸官に訓諭して、舊惡は此の際一切悉く不問に附して追究せざるが故に、精精忠勤を勵みて、執務すべきを以てしたるも、其の實矢張り姦惡退治の名目に拘泥して、黨同伐異の弊を免れず、往々專恣橫暴の行動さへ募り來たれば、左なきだに腐敗紊亂を極めて居つた天下は、愈々益々甚だしきに至つたのである。

植崎九八郎の直言、松平定信の失脚

植崎九八郎の直言、松平定信の失脚　此の時代、浪人にて無雙の硬骨漢として知られたる植崎九八郎が幕府へ上りたる意見書中「越中守（定信）御老中被仰付、主殿頭（田沼意次）の惡習を矯め直さんと仕り候志はよろしく候へ共、世人が初め見込候とは違ひ、器量小にして學問に名有之ても、未だ文面に拘る事を免れず世を安んずべき會得疎かにして、手にて揉み立て候

如く、瑣細に取り動かし候故、大小の罪科夥しく出來り、猶も隱密横目のもの至らざる隅もなく穿鑿し出し、諸事疑心を離れ候は無之、利を專一と仕り候事は主殿頭に上越し、聚斂益々重く、士民一同大に望みを失ひ、却つて田沼を恨み候はうしとみし世ぞ今は戀しくなり、當時よりは厭き果てたる田沼の方遙かにましなりと申合ひ候は能々の事に御座候」と痛切に論評し「天下の事に忠信にして却つて世を傷ひ候ものは越中守なり」と斷言して居る位である、（**賤築雜收**）是は勿論激越の言であつて、眞逆かこれ程でもなかつたかも知れないが、松平定信が將軍の懿親を以てして、尙長く天下の名望を繫ぐこと能はず、就職後數年ならずして、不平の聲、朝野に反響し、遂に其の抱負の一端をも目的通りに遂行すること能はなかつたのは事實であつて、それは强ち彼が狹量であつたとか、鄙吝であつたとか（佐藤信淵及其の一派の人々は定信の失脚は鄙吝であつた爲めであると云へり）云ふことではなく、當時世上一般に風紀墮落の極に陷り、賄賂請託にあらざれば政治機關の運轉は出來なかつたと云ふ樣なる埒もなき狀況であつたが故に、定信一人如何に努力したればとて、獨力で狂瀾を既倒に廻すことは到底不可能であつたのであらう、現に彼が爲めに拔擢登用せられ、彼の兩腕と賴んで居つた松平信明・本多忠籌などですら、後には反對黨に利用せられ、遂に其藥籠中の人となつて定信の排斥に加擔するに至つた位である、故に定信の退職に就ては、諸說紛

定信の不徹底なる取締法

紛として、或は例の尊號事件（光格天皇が御實父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を奉らんとの御思召に反對したる事件）に付責任を負はんが爲なりと云ひ、或は將軍家齊の生父一橋治齊（世に我儘隱居の稱あり）と軋轢衝突したる結果なりと云ひ、又或は定信の嚴正なる政策を喜ばざる群小奸吏及田沼の殘黨が讒言したる故なりと云ひ、其他色々の說を立てたる者ありしが、要する所當時既に根本に於て腐敗を極め居たる政界には、如何なる大人物が現はれても、到底其の手腕を施すの餘地がなかつたことであらう。

定信の不徹底なる取締法　定信が其の就職の第一着に賄賂請託の禁を嚴重にし、之を犯したるものは容赦なくどし〳〵處罰する事を聲言して、其の實行に着手するや否や、忽ち政務の澁滯を來し、如何ともすること能はざるの破目に陷りしより、彼は止むことを得ず、其の主張を枉げて、金銀を除き他の品物の贈答は或る程度までは差支なしと令したるが、斯かる不徹底なる取締法は、實際迚も行はれやう筈はなく、物品の賄賂の流行は、やがて金錢の賄賂となるべきは當然であつたのである、故に一たび此の門戸を開きしより、事實に於ては金錢の賄賂も盛に行はれ、定信一人は如何に廉潔を氣取つて居つても、役人仲間の風紀は田沼時代と更らに異なる所なく、何事も賄賂請託にあらざれば、捗々しく進行しないと云ふ有樣に立ち至りしは、

寧ろ當然の成行きであつたと云はねばなるまい。

水野忠友父子の秕政

水野忠友父子の秕政　定信の退職（寛政五年）後は風紀益々紊れ、一時何處にか屏息して居つた田沼の殘黨水野忠友再び出でゝ西の丸老中となり、（寛政九年）大に權勢を恣まゝにするに至りしを見ても、其後の狀況如何を推察するに難からざるべし、內藤耻叟翁の**德川十五代史**を閱すれば「水野忠友は明和五年少老の職に昇り、奧勤めと勝手掛を兼ね、專ら樞機の事に與り、田沼意次に媚附して、安永六年側用人となる、天明元年老中に準じ、度々地を加へて三萬石を領す、意知（意次の子、天明四年佐野某に殺さる）の次男忠德を養子とし、天明六年意次が職を失ふに及び、忽ち之を離別す、人其の輕薄を嘲らざるなし、其再び出でゝ西の丸の老中となりしは、一橋治齊卿の意に出しと云ふ、享和二年卒し、養子忠成繼ぎ、文政中忠成又大に權勢あり、文恭公（家齊）の末年國政風俗を亂りしは此人也、之を要するに水野父子二代とも德川氏の爲めには害ありて功なき人々也」とあるは必ずしも失當の言にあらざるべきも、當時國政風俗の紊れて廉恥節義の士風が、全然消滅し去つたのは、一人や二人の所業ではなく、一般の大勢奈何ともすべからざる次第であつて、水野父子の如きは唯だ其の大勢の產兒たるに過ぎなかつたのである。

水野忠邦の抱負

水野忠邦の抱負　忠友の歿（享和二年）後、文化文政の頃は宛も明和安永の古例に準じ、官事皆賄賂に依つて行ふの惡弊は益々盛にして、將軍家齊在職中（天保七年職を家慶に讓り、大御所と稱し、西の丸に在つて大政に干涉せり）群小、局に當つて埒もなき政治を施し、只管汲々として私利私欲にのみ耽つて居つたのである、然るに天保年間に至り夫の精悍無雙、才力絕倫の聞えあつた水野越前守忠邦出でゝ老中となり、（天保五年）德川氏の季世を飾り、史上に有名なる天保の大改革に着手し、享保寬政の美制を標榜して、而かもそれ以上の大抱負を實行せんと企てたるも、是れも亦享保寬政の改革と其の運命を同じくして、終極の目的を達することが出來なかつたのである。

忠邦の苦衷

忠邦の苦衷　水野忠邦の政策を妨碍して常に其の目的を達することを得せしめざりしものは前將軍家齊であつて、彼は宛も寬政度に松平定信の畫策を、間接に邪魔しつゝあつた一橋治齊と同じ樣なる位地、卽ち立派に大御所の尊稱を有し、西の丸に蟠居し、將軍が我が實子にして、而も其の暗愚なるに乘じて、大小の國事を皆與り聞き、有司の干涉すら、西の丸の意に出づること多かりしが如き事情ありたれば、忠邦が之が爲めに大なる掣肘を蒙つて、思ふ樣に其の手腕を揮ふことが出來なかつたことは思ひ遣らるゝのである、併しながらそれも大御所一人の掣

肘を受くるばかりの事ならば尚ほ可なるも、此の當時彼の左右に侍して謀議に與り居たりし西の丸老中・若年寄・側用人など稱へたる人々は、何れも眞に姦惡の小人共であつて、彼等は皆大御所をそゝのかし、私利私慾にのみ營々として、種々の惡計を巧みつゝあつたのであるから、忠邦の折角の苦心は皆彼等の爲めに破壞せられたのである。

大御所を中心とする西の丸城中の惡事

大御所を中心とする西の丸城中の惡事と大名昇格運動の賄賂　天保十二年四月、卽ち前將軍薨去の後僅か三ヶ月にもならざる內に、西の丸に出入して惡事を働きつゝあつた巨魁水野美濃守（西の丸老中）、林肥後守（若年寄）、美濃部筑前守（新番頭格）等皆一時に其職を免ぜられ、封祿を剝られ、居邸をも收められたるも、此時までは彼等は大御所を本尊に立てゝ惡事の限りを竭して居つたのである、池田晃淵氏の**德川幕府時代史**を見れば、當時「大御所存在中は、側向の人々の手を經て、內々にて大御所の手元へ賄賂を贈り、各々志望を內願せる其の金額數多ありしを、大御所薨去の際、之を御遺金と稱して奧向一統へ夫々分配せしが、其中に無名の金二萬餘兩あり、こは何人が何の爲めに內獻上せしと云ふ事分明ならず、或は一橋家の手を經て東北の或る大名が格式上げの賄賂なるべしと云ひしが、是れも確ならず、依つて斯る金ありては後難の恐れありとて、密かに林（肥後守）、水野（美濃守）等が自分に持歸れり」とあり、果して

大御所を中心とする西の丸城中の惡事と大名昇格運動の賄賂

こんな事實があつたものなるや知らざるも、兎に角大御所を中心として彼等が盛に賄賂を貪つて居つたことは略々推測し得らるゝであらう、而して水野忠邦は此等の惡黨共をひし〳〵處分したる上は、愈々廓清の目的を達し正々堂々と初志を貫徹することが出來得べき筈なりしに、其の實は却々そうでなく、役人社會一般に普及して深く其根底にまで浸潤し居たる惡風俗は、到底數人の排除驅逐に依つて之を一掃し得らるゝものにあらず、隨つて追へば隨つて來り、忠邦の折角の苦心は遂に何等の效果もなく水泡に歸し去つたのである。

忠邦の爲人と其の事業

忠邦の爲人と其の事業　忠邦の退職と共に群小復た大に其の氣勢を逞うし、賄賂請託の惡弊は依然として前代と少しも異なる所なかつたのであるが、元來忠邦其の人は聰明果決の快男子にして、隨分思ひ切つたる大事業を遂行せんとするの大望を有し、彼が民間の一浪人佐藤信淵の意見を聽きて、其の得意の復古法（經濟制度を支那の三代の古に復して所謂權貨法なる國家專占の大政策を實行すべしと云ふ意見）を大に興味を以て研究しつゝあつたことなどを想ひ見れば、若し彼をして永く其の職に在らしめ思ひのまゝに手腕を揮はしめたらんには、當時大小惡害の淵藪であつた姦吏・姦商共を根本的に退治して、天下の濁流を防止するの功を奏し得たるやも知れなかつたのであるが、事玆に及ばずして退職の止むなきに至つたのは、曾に忠邦其

人の爲に惜かりしのみならず、日本國民の爲に甚だ遺憾の極みであつたと云はねばならぬ。

幕末の狀態　水野忠邦以後、幕末の政治家中には多少人物なきにしもあらず、例へば井伊直弼・小栗上野之介等、一は大臣とし一は執政官として、鐵中の錚々たる者であつて、共に國家有用の大人物たりしこと明かなるも、奈何せん、天保以後に至つては德川氏の天下は既に土崩瓦解の域に迫り、左なきだに士道地に墜ち、風紀全く紊れて、上下一般に私利私慾に汲々たるの折柄、かてゝ加へて德川氏は其の積年の威信を失して、撫御統率其の任に堪へざる所へ、內には勤王論沸騰して浪人壯士輩は無責任なる妄動を爲し、外は米英佛魯諸外國の迫り來つて通商を强ひるあり、囂々擾々として蜂窠を破りたる如き有樣なりしかば、勿論此の際に於ては、事實風紀の取締、賄賂の沙汰などに頓着するの暇なく、それ等は全然度外に置きたるのみならず、當時國家の事に志ありし小利巧の者は、東に於ては有力なる幕吏に對し、西に於ては氣の利きたる朝臣どもに盛に賄賂を喰はして仕事を爲しつゝあつた位で、嘉永安政の際には賄賂を出して公務を首尾よく疏通するのが、眞に御奉公の職責を全うする捷徑であつたのであらう、此の後幾何もなくして德川政府は竟に無慘の最期を遂げたのであるが、余の見る所では德川氏は其の初め賄賂に依つて天下を得、其終りは又賄賂に依つて天下を失ふたのである、而して德

川氏に代りたる明治政府が復古の大業をなしたるは、是れ又主として賄賂政策の賜であつたかとも思はるゝは必ずしも明證なしとは云ひ難けれども、それは余が玆に取り扱ひつゝある德川時代の歷史には重大の關係を有せざるが故に姑らく之を他日に讓る。

結論　以上歷史的に述べ來つた所で見れば賄賂請託と云ふことは、到底之を一掃することは勿論、幾分か矯正することも不可能であつて、どうかと云へば寧ろ段々と猖獗を極めて行く樣に思はれ、或は其の點に於ては前途大に悲觀せねばならないかとも想像せらるゝも、余は其實必ずしも左は信じないのである、勿論法律の取締、倫理の宣傳などで、俄かに之を防止すると云ふことは固より其の效果少かるべきも、社會の進步に伴ひ、一般に正義の觀念が發達し、人人自己の行爲に就いて責任を重んずるの自覺心を喚起するに至らば、此の樣なる淺ましき行動は奬勵しても肯ぜざるに至るべきは明かである、昔は最も多く收賄の機會に接する者は裁判官であつて、此等の地位を有する人が、法を枉げ理に背いて贈賄者を曲庇したる事實は往々有勝ちのことなりしが、現に今日に於いては司直の局に當る者に斯る不埒の行動あることは比較的大に減少したのである、歐洲文明國に於ても十三・四世紀頃までは、法官にして賄賂を貪りたる者頻々とあり、英國史上に有名なるトーマス・ウエーランド及ウイリヤム・ソルプ等など、皆

裁判長でありながら收賄罪で處刑せられ、其他斯る實例は澤山あつたのであるが、段々と時代が進むに從ひ、漸次其の數を減少し、十七世紀の央に至りロード・ベーコンが、古今無雙の大學者であつて、而も大法官の地位にありながら、收賄犯で告發せられ、彼自ら法廷に立ちて明かに悔悟服罪した事件は、史上の一大珍事であつたが、其れ以來法官で瀆職罪に觸れたる者は日を逐うて少くなり、今日では殆ど跡を絶たんとするに至つたのである、今や日本に於ても司直の吏に收賄沙汰の稀なるは兎に角進歩の兆候であると云はねばなるまい、而して賄賂變遷の歷史を辿れば、世界何處でも司法官より行政官に移り、行政官より代議士若くは其の選擧者に移りつゝあつて、結局は選擧者其人等が收賄の焦點となる樣にも考へらるゝのである、果して然らば國民一般に正義觀念が發達しなければ、此の惡病は遂に根治するの望みなきや勿論なるも、而も社會の進歩が絶えず此の正義觀念を高めつゝある事は疑もない事實であらう、要は唯だ正人君子の努力で着々と此の一般的進歩を促がすより外には仕方ないと思惟するのである。

參考書

○新井白石藩翰譜○同折たく柴の記○森山孝盛賤のをだ巻○正司考祺武家七徳○植崎九八郎隆箴雜收○松浦靜山甲子夜話○上田秋成くせ物語○小山田與清松屋筆記○內藤耻叟徳川十五代史○小宮山綏介徳川太平記○池田晃淵徳川幕府時代史

第十三編　四民の經濟狀態

士農工商の稱呼

士農工商の稱呼　封建制度の下に於ける優秀階級は、勿論云ふ迄もなく武士即ち侍であつたのである、彼等は武事を始めとし、政治上文學上其他社會のあるゆる方面に於て、一切の權力を獨占し、大小名若くは旗本を主人として、其の威光の下に百姓町人を思ひの儘に蹂躙して居つたのである、故に當時の社會階級を士農工商の四種に分ち、之を稱して四民と云へるも（士農工商を四民と云ふことは淮南子などにも見え、古くより傳來の語なれども、太宰春臺の經濟錄卷五には士を除き農工商賈を四民と稱すと云へり）其の實、士は主位に居つて農工商は之に從屬して、全く奴隷の取扱を受け、公私共に何等の權利をも認められなかつたのである、尤も農業は人間の必要品を供給する唯一の生產業とせらるゝものにして、表面上は大に尊重せられ、政治の局に當る者などは皆何れも農は國の本なりと唱へて、之を重んずるの必要を說きたるも、其の實際上の取扱は矢張り奴隷扱であつて少しも農民の人格を認めなかつたのである、故に今玆に之を四民と云へば士農工商を竝列對等に分類する樣で、聊か不穩當の樣に思はるゝも、古昔より既に慣用し居る分類法なれば、余は且らく之に從つて左に其の經濟狀態を略述すべし。

（一）士

士の性質種類及員數

士の性質種類及員數　士は武士の略語で俗に云ふ侍（サムライ）の事である、武士をさむらいと訓て云ふは白河帝の頃よりおこり源平の亂の時に盛にもてはやす事となれり云々篠崎東海不問語に見えたり　前章に述べた如く兵農分離以前には、別に武士と稱する一階級の者なくして、其の時代に於ける武士は今日の徵兵令に依つて徵募せられたる兵士の如きものであつたのである、**況齋雜話**（國書刊行會本百家隨筆）に記する所に依れば「古昔ハ武士ト云フモノ別ニナシ、諸國ヨリ出テ五年京都ニ居リテ歸ルナリ、歸レバ百姓ナリ、衞門兵衞ナドノ名ノ諸國ニアルハコレヨリノ事ニシテ、一度武士ニ召サレテ上京シテ歸國スレバ、自ラ人ノ用ヒモヨク、某ノ兵衞、某ノ衞門ト云テ、コレヲ尊ビ、ソノ官名ヲ呼名ノ如クセルハ理リナリ、サテ武士ニ召サレント思フモノハ農隙ニ武ヲ調練ス、諸國ニ軍團アレバソレニテ講究ス」云々とあり、昔時の武士は皆斯くの如きものなりしが、其後段々と變遷し來つて、德川氏の時代卽ち純乎たる封建の世の中となり、彼等は武事專門の一階級をなし、所謂大小名・旗本其他の大身もの、卽ち大小武將に夫れ〴〵臣事して之に從屬する事となつたのであつて、彼等の中には直接幕府に屬する者あり、又士分にて京都の公家に屬したる者もありたれども、大多數は皆武家卽ち譜代及外樣大名の家來たりし所謂陪臣であつたのである、さて此の陪臣たる侍は皆その家々（卽ち藩）に於て各々等級を立て、其の待遇を異にして居つたのであるが、大抵何れの家にても、上中下の身分に依つて凡三級位に分類し、何の間詰、何の間格など、唱へて上士・中士・下士の區別を立てゝ居つたのである、彼等の內其の主君より特に役目を仰付けられたる者卽ち家老を始め何々奉行・何々番頭・何々組頭など唱へたる人々は、大抵皆家柄又は才幹ある所謂歷々方であつて、普通の侍は之を平侍と稱し、彼等の仲間の大多數を占めて居つたのである、侍の下には足輕（明治初年華士族の名稱に變はりたるとき此の足輕は各藩概れ卒と稱し、士籍（侍分）には列ぜざりき）なる者あり、是は歩卒であつて、今日の兵卒の如きものなれども、昔の戰爭は一騎立の勝負なりしゆゑ、此の歩卒と侍（卽ち騎士）の割合は今日の將校と兵卒との割合の如く、其の員數の懸隔甚だしからざりしのみならず、卒より侍の方が却つて多かつた位の事である、然れども侍には又別に之に從屬したる若黨・中間・小者など稱する者あり、是は普通には雜兵と云つて、勿論足輕卽ち卒の中にも算入せず、夫れ〴〵侍に召使はれて居る家來であつたのである、侍は前に云ふが如く、大小武家の臣下なれども、皆何れも立派の騎士であつて、戰爭の時には各々其の祿高に應ずる軍役卽ち自分が平素抱へ居る雜兵共を率ゐ、主君たる武將に從つて出陣するのである、而して此等の侍なるものは、德川時代に於ける其の平均總數幾萬人ありたるか判明ならざるも、明治維新後各藩の侍分は皆士族と云ふ名稱に改められ、其後祿券を下賜せられし時、大藏省にて取調べた所に依れば、士族の總數は四十

二萬五百七十九人あつたとの事である、（華族は四百三十九人ありと云ふ）徳川時代の侍は勿論其の時々に依つて多少の增減ありしなるべきも、先づ大體は右の士族の總數が徳川氏の末年に於ける侍の總數に近きものと推測し得らるゝのである、尤も此の總數は維新後立派に士族籍に編入せられた者ばかりであつて、其の當時種々の事情に由り士族籍に入らざりし者も少からざるべければ、（幕府方の侍には士族籍に入らなかつたもの殊に多かりしなるべしと思はる）實際侍の總數は士族の總數よりもずつと多くして、恐らくは四十五六萬人乃至五十萬人位は慥かにあつたものなるべしと察せらるゝのである、之に加ふるに此等の侍に從屬したる家來即ち前に述べたる雜兵共は、大身のものには數十人、小身者にても一二人の家來は必ずありしものなれば、侍の社會上に於ける勢力は甚だ多大であつたのである。

平侍は無職　さて徳川時代の侍なるものは元和以後太平の世の中に於ては、平素何事を爲しつゝあつたかと云へば、各々其の主君より特別に職務を任命せられて政事に與り居たる者は皆役人であつて、其の中には頗る繁劇の職を有して居つたものもありしなるべきも、此等の職務にあらざる平侍は、表面文武の諸藝を鍛錬すると云ふ名目だけで、其の實は朝夕何の仕事もなく、安閑として遊んで居つたものである、尤も若き者は專ら擊劍・弓術又馬術などを日々練習し、旁ら藩學に出でゝ勉學した者なれども、先づ侍の大多數は何事もすることなくして遊んで

居つたと云ふ事は事實である、然らば彼等はどうして生活して居つたかと云ふに、それは一朝事あるの際には主君の馬前に一命を捧ぐると云ふ簡單なる義務の爲めに、其の主君より俸祿を受けて、自身と妻子郎黨とで皆之に衣食して居つたのである、故に此の俸祿問題が封建制度の下に於ける忠義問題の骨子なれども、余は此には經濟上の效果のみを述べんと欲するのである。

知行宛行と藏米渡　侍の俸祿には二種あり、其の一は知行宛行にして、他の一は藏米渡なり、知行宛行は地方にて賜はるの制なれば、之を地方知行と稱す、古は皆此の地方知行なりしが、徳川氏の時代となり、領主・諸士雙方の便利を計り、段々藏米渡即ち物成取に改めたので、現に水戸などの如きは寛永年中には高三十五萬石の中地方知行は二十三萬石あり、物成取は僅か五千石に過ぎざりしに、後には次第に增加して、地方と物成と半々になりたる由、藤田東湖の上書中に見えてゐる、（**上下富有の議**）水戸は元來譜代養成の主意にて、成るべく地方知行を行はんとした所なれども、それでさへ物成取が斯くの如く段々に增加したのを見れば、勿論他の諸藩は藏米渡の方が多數であつたことは想像に難からざるのである、**昇平夜話**に「今世諸家を通じて考ふるに地方にて賜はるは甚だ稀にして大概は廩祿（藏米渡を云ふ）となれり」

云々（下篇三卷）とあるは事實なるべしと思はる、而して今此二種の俸祿中多くの侍は、地方知行よりは物成取卽ち藏米渡を希望したのであるが、それは何故かと云ふに、藏米渡なれば、年々一定の額に極つて居つた、例へば百石の祿は普通五ッ物成なれば籾米五十石なり、之を五合摺四斗俵にして六十二俵半となる計算にて、（大藏省にて華士族の秩祿處分のとき計算したる所に依れば、幕府の祿制は藏米三つ五分物成にして、卽ち高百石に付き三斗五升入百俵の現收入なりと計算せり、是は幕府と諸藩とに依つて大なる差異あり、又幕府にても初年と末年とは大に同じからざる所あり、此の計算は勿論幕末の實況なるべしと思はる、（祿祿處分顚末略九七頁を參照すべし）之れだけは年の豐凶に拘はらず極つて支給を受くる事なれども、地方知行は土地にて賜はる事なれば、水旱害其他の不作に依つて往々收納米に莫大の不足を生ずるの危險なしと云ふ可らず、隨つて藏米取の方が收入が確實であると云ふの便利あれば、大抵の侍は之を望んで居つたのである、加之ならず藏米渡の米は領主への貢米であつて、藏方の監督、取締等嚴重なれば、受取るべき現米の吟味に及ぶ必要なきのみならず、知行所の百姓などに對する面倒なる關係もなくして、至極簡便なりとて、旁々藏米渡を冀望したものである。

侍の俸祿の高　而して侍の俸祿は其の實收果して何程であつたかゞ問題なれども、これは其の人々の家柄及當人の才幹如何に依り大なる差異ありて、大藩には何萬石と云ふ大名格の陪臣あり、又中藩にても千石以上の者少からざりしも、全國を通じて大多數の者は皆百石以下の小祿であつたのである、幷平夜話に記する所に依れば、一體侍の俸祿は上農夫の生活程度を標準としたものにして、所謂上農夫は九人を食ふと云ふ事あり、（王制曰制農田百畝、百畝之分上農夫食二九人、下農夫食三五人、とあり、又孟子には耕者之所穫一夫百畝、百畝之糞、上農夫食二九人、其次食二八人、其次食二六人、庶人在レ官者、其祿以是倣レ差云々とあり（萬章下）是等に據りたるものなるか）其收得より年貢諸役を上納して殘る作德を以て、九人の家內を養ふに足るべきものを云ふのである、人間一人の食料を五合宛（一人五合は所謂一人扶持なり九人を食ふ上農夫は九人扶持なり）とし、九人の飯米は一日四升五合、一ヶ月一石三斗五升、一ヶ年十六石二斗となる、卽ち四斗俵にして四十俵と二斗になる計算にて飯米の外の雜用は之と同樣の額を要すること普通の割合（極めて質素なる生活程度にてほんの必用品のみの計算にしての割合なり）なれば、飯米四十俵に雜用四十俵合せて八十俵が上農夫の生活費用となるのである、乃ち之を標準として侍の俸祿を定むるときは、四斗俵八十俵は四八、三十二石となる計算である、然るに德川時代に於ける諸藩の侍は之を平均して一人三十二石の祿高に當るかと云へば、それは中々覺束なきことであつて、恐らくは平均二十石にも充たざりしなるべく、卽ち上農夫どころでなく、中農夫にも及ばざる者多かりしなるべしと察せらる。

侍の俸祿の高

藩士の生活費

藩士の生活費　本書第五編に述べた如く德川時代の諸大名は、何れも皆財政困難の極に陷りて、甚だしき窮迫を訴へつゝありたるも、長州毛利家の如きは流石大藩であつて、富强を以て

聞えたる國なりしが、それでも侍の俸祿は決して裕なるものにあらざりしと見え、**長州無名氏書中**（本書の性質に就ては二七二頁を見るべし）に左の一記事あり、

諸士ノ知行現米四十石ヲ賜ハルヲ高百石ノ士ト云フ、此現米四十石ノ内五石ヲバ昔ヨリ旅役出米トテ萬石以上ヨリ一二人扶持取ノ者マデ一統ニ是ヲ召上ゲ玉フ……又御儉約トテ御家來中ノ祿米ヲ召上ゲラルヽヲ十五石掛リト云フハ、四十石ノ内嘗テ召上ゲラルヽ旅役出米ノ五石ヲ添ヘテ、十五石召上ゲラルヽヲ云フ、又半地（半知と書くも同じなるべし）ト號スルハ、二十石召上ゲラルヽヲ云フ、三ツ成ト稱スハ十石召上ゲラルヽヲ云フ、三ツ成ト云ヘルコトモ御世帶ノ調理アシキ故、昔ヨリ續テ賜ハルコトハナシ、多ハ半知十五石掛ノミ打續ケル、今永久三ツ成トナリシハ有難キ御事ナリ、サテ三ツ成ニテ高百石ノ士現米三十石ヲ以テ、家内凡主從七口ヲ養フトシテ、一口ヲ一日五合ト量リ、一年ノ食料十二石六斗トナル、餘米十七石四斗ナリ、近年ノ米價賤クシテ、銀百目ニ一石八斗九升或ハ二石ニ至ル、其中ヲ取テ一石九斗ニ沽却スルトキハ、其價九百十五匁餘トナル、是ヲ以テ萩住居ノ量リトナシ、凡百二十目ヲ出シテ人ノ小キ長屋ヲ借リ、又百五十目・百目ヲ出シテ奴婢ヲ置キ、百二十目ヲ出シテ一年ノ炭薪ヲ買フ、是ハ定リタル費用ナリ、總計四百九十目トナル、餘財四百二十五匁ニテ衣食ニ供スルトキハ半年ノ料モ有ル可ラズ、況ンヤ百石以下ノ者ヲヤ、然ルニ小扶持ノ者ノ萩ニ住居スルハ奴婢モ置カズ、朝夕粥ヲスヽリ、僅ニ其日ヲ凌ギ、幸ニシテ飢ズ寒ヘザル者ナリ、是諸士武氣ヲ失ヒ、廉耻ノ風、地ヲ拂ヒ、心飽マデ卑劣ニ成テ、詐僞辨口、商賈ニ勝ル所以ナリ云々。（收藏本第二卷の末尾）

此の記事は勿論例外の場合にあらず、毛利家に於てすら既に此の通りであつて、全國二百六七十家の大名中殆ど八九分通り迄は尚ほ此れより一層も二層も甚だしき狀態であつて、各藩何れも侍と云ふ侍は、實に憐れむべき生活を營みつゝあつたことは蔽ふ可からざる事實である。

半知の制　侍は大抵遊手徒食であつた代りには、其の俸祿洵に薄給であつて、滿足に全部の支給を受けた處で、上農夫にも及ばざるが如き有樣であつた事は前に述べた通りの事であるが、之に加ふるに德川氏の中頃よりは前記**無名氏書**中にもある如く、半知の法なるもの各藩に行はれ、之が爲めに左なきだに貧乏なる侍は、愈々益々困窮に迫つて、奈何ともすべからざる狀態に陷つたのである、半知とは侍の受取るべき祿米の半分を上（主君）へ借上げるの制であつて、知行を半分しか渡さぬゆゑ、半知と言つても必ずしもきつぱり半分を借上ぐるのみを云ふにあらず、少きは三分の一、又は二若くは其の以上すら借上ぐる場合にても、

總て之を稱して半知と云つて居つたのである、而して名義は大抵借米などゝ稱し、藩主の財政整理の爲めに借上げたと云ふことなれども、事實は知行をそれだけ取上げたのであつて、全國諸藩概ね皆な貧乏なりしゆゑ、何處にても之を行つて居つたのである、本知でさへも（本知とは半知の法行はれてより物成の定通全部給與するを云ふ）苦しいのに拵てゝ加へて半知となつては、迚もやり切れたものにあらず、それも士籍にあらざる庶人なれば如何なる營業も勝手になし得らるゝも、苟も侍の片端である以上は、矢張りそれだけの格式なるものがあつて、何でも内職すると云ふ譯には行かなかつたのである、（されど德川氏の末年には諸藩士中以下の者は何れも夫れ〴〵綱すきなどの内職をやつて居つたものである）故に此の半知の制が行はるゝに及び、諸藩の侍は困窮の上にも困窮を來し、遂に之が爲め多くの侍は其の職分を完うすることすら出來ざるに至つたのは固より怪しむに足らないのである。

侍の困窮

侍の困窮　侍が困窮の極に陷つて居つた狀況の一斑を述ぶれば、寛政より文化文政の頃に至つては、諸藩の侍は殆ど行詰つて止むことを得ず、知行宛行の者は其の知行を百姓を證人として書入れとなし、當時專ら行はれつゝあつた主人の御貸付金を借入れ、其の返濟期限に至り、元利皆濟に至らざる時は、固より財政困難の主人なれば、其の役所の者は遠慮も用捨もなく、嚴しく責め立てゝ返濟せしめんとし、結局返濟が出來ないと見込みたる時は、憐れ證人に立ちたる知行所の百姓共を役所へ召喚し、卽時皆濟の御請をなさゞれば宿預ケ（拘留）又は手鎖などの咎めを蒙り、時としては之が爲め一村を擧げて離散の不幸を見ることも少からず、又藏米取の方は、御藏米を取扱ふ御藏宿（札差）なるものに就き、祿米を抵當として借金を申込み、年々受取るべき祿高の大半は元利宛としてその方へ引き去られ、實際自分の手に入るものは少部分に過ぎざれば、止むことを得ず、借金の上に借金を累ねて、僅かに其日〳〵の生活を送つて居つたのである、**世事見聞錄**の著者は當時の侍の狀態を記して「總テ武家ノ大家モ小家モ困窮シ、別テ小祿ナルハ或ハ父祖ヨリ持傳タル武具及ビ先祖ガ命懸ケノ場合ニ用ヒタル武器其外、家ニ取リテ大切ノ品ヲバ悉ク賣拂ヒ、又殿ヨリ拜領ノ品ヲモ厭ハズ、質ニ入レ又ハ賣却シ、又役所へ出勤ノ節、馬ナドニ乘リシモノハ之ヲ止メ、鑓ヲ持タセシハ之ヲ略シ、多ク若黨、中間等連レタルモノハ之ヲ省キ、又其ノ衣類モ四季節々ニ質ノ入替ヲナシ、又懸賣ノ呉服ナドデ間ニ合セ、又甚ダシキハ御殿ノ御番ニ出ヅル時ハ、質屋へ駈付ケ、袴・上下ナド取寄セ着用シテ宅ニ歸レバ、直ニ元ノ質屋へ返スナリ」云々と云つて居るが、前に引用したる**長州無名氏書**にも「多年諸士困厄シ營生ニ心ヲ奪ハレ、是ヲ沽ツテ彼ヲ買ヒ、是ヲ質ニ入レテ彼ヲ償フト云ヘル事ノ外他ナシ、サレバ奉公ノ志アル者ニテモ、其ノ餘暇ヲ得ズ、自ラ身賤ク成下リ行汚レテ、我レ

諸士ナリト只兩刀ヲ帶スルノミ、禮儀廉耻ノ風、全ク地ニ落、近頃殊ニ淺間シキ事アルハ、肆店ニ市日トテ人民聚リテ有無ヲ交易スルノ日アリ、小扶持ナル士ノ妻女ハ云フニ及バズ、二百石餘モ取リタル者ノ妻女モ微服シテ市ニ出テ專ラ賣買ヲナセリト云ヘリ」云々とあり、此等の事實を以て之れを見れば、當時諸藩の侍が如何に困窮して居つたかは略々想像し得らるゝのである、德川時代に社會の上流階級に立ち、農工商の三民を支配しつゝあつた者が、既に斯くの如き狀況であつたのであるから、當時封建制度は其の基礎が經濟的に朽廢に瀕して居つたことは、明白な事實であると云はねばならぬ、余が德川政府は他人の手に仆れたるにあらず、自業自得であると云ふ所以は之が爲である。

（二）農民は土地の附屬物

農民は土地の附屬物　德川時代の農民は歐洲の中世紀に於ける Manor（莊園の類）の Villeins（隷農）と略々其の位地を同じくして、所謂 Adscriptitii Terra（土地の附屬物）に過ぎなかつたのである、故に彼等は法律上に於ても又社會上に於ても、全然其の人格を認められず、單に土地に附屬する生產機械と見做されて居つて、當時の優秀階級たる武家武人が彼等を愛育撫恤すると云へる根本觀念は、要する所自家の所有に係る牛馬其他の經濟的財物に對するに甚しき逕庭はなかつたのである、されば此の時代の學者若くは政治家などが「農は國の本なり」「百姓は國の御寶なり」と稱したるは、其實農民を農民として重んじたるものにあらず、一般衆庶の生活上必要なる食料の生產に從事するが故に、之を重視したまでのことであつて、上は君主を始め社會上流に立てる武家武人と雖も、皆農民の力耕に依らざれば、一日も生存することを能はずと云ふの主意に出でたるものにして、畢竟農民は國君及諸士の爲めに食料を供給するが故に重んぜられたのである、卽ち彼等は農民としての人格を認めて大切に取扱はれたるものにあらざることは余の辯を待たざる所である。

仁政の假面

仁政の假面　德川氏の對農政策は歷代例の正信主義、卽ち家康の謀臣本多正信の獻策として傳へらるゝ「百姓を治るの法は一年入用の食料だけを殘して其餘は年貢に取り、彼等の手許には財の餘らぬ樣に且つ不足なき樣に治むべし」と云へるの主義を巧みに勵行したものであつて（本佐錄參照）、表面には常に農業の尊ぶべきことを諭示し、百姓を撫育せざる可からざることを吹聽し乍ら、其眞の目的は彼等の利害を思ひ彼等の幸福を進めんことを計つたものにあらず、仁政の標榜の下に彼等の膏血を絞ることのみを務めたるは蔽ふ可らざる事實である、例へば寬政年間の善政家として知られたる松平越中守定信が執政となるや、代官の心得べき條々を諭告し

たる觸書の第一條に「百姓ハ國ノ本ニテ候百姓ノ辛苦候ヲ察シ飢寒無之樣心ヲ盡シ可申候」とあり、其の第二條には「百姓ノ風儀モ近年榮耀奢ガマシク自ラ業ヲモ怠リ候樣相成候ニ付手餘地モ出來致シ、手入等等閑ニ付地方モ多分不宜樣ニ成行候事故、甚以不レ可レ然候、右ニ及ビ候ハ畢竟御代官ノ面々心得違有之故ニテ候」云々（閥傳叢書）とあり、此等の文面を見れば當時德川政府は農民の利害を思ふこと洵に切實にして、眞に仁政の名に負かざりしに似たりと雖も、而かも此の觸書の第一條は一つの空文にして、其の所謂百姓の辛苦なる事は飢寒に迫ると云ふ事であつて、唯だそれだけの事を免がれしむるが代官の心得方であると云ふの主義にも解釋せられざるにあらず、「百姓ハ國ノ本ニテ候」と云ひ、又「百姓ノ辛苦ヲ察シ」云々などゝ其言辭は善美なりと雖も、唯だこれのみにては酷烈悲酸なる正信主義の實行にも當てはまらざるにあらず、恐らくは越中守が此の心得方を諭告したる主要の目的は其の第二條であつて、當時德川政府が財政困難の極、特に此の觸書を下して代官に注意を促した眞意は、專ら府庫の收入の多からん事を圖りたるに外ならざるべし、現に其の證據には右の觸書と前後して同じく松平越中守の名を以て、矢張り代官等へ諭達したる教書を見れば、其第一條には「御取圓（貢租）ハ以前ヨリ減ジ村柄ハ以前ヨリ衰ヘ候、此儀一體奢之風儀、農業疎ニ致セシ故ニ候ト申候得共、

是又世話ノ不行屆可有之事、既ニ諸失却（費用）多分ノ儀有之候テハ彌以不屆候」とあり、又第二條には「御代官ハ大切ノ御役柄ト申事存可申事ニハ可有之候得共、一體收納ヲ以テ御政事向御仕置向其外御配當御手當萬事御入用モ被辨候、下ニ取テハ下民ノ盛衰生死モ取扱ヒ預リ候、右ノ所ヲ掌リ候儀ハ不容易事ニ候得バ心ノ用ヒ方モ容易ナル儀ニテハ不行屆ノ事ニ有之候」云云（閥傳叢書）と云つて農事怠慢の爲め府庫の收入を減少するは、全く代官の責任なりとして、大に之を督勵したるは、是れ則ち政府の財政上の都合のみを計りたるものにして、前記の觸書と對照して見れば、當時德川政府が仁政の假面を被つて、如何に財政の救濟策に腐心し居たるかの形迹歷然として蔽ふ可からざるものあるが如し。

農民に對する政策　而して右は單に松平越中守在職當時の一例を擧げて、德川政府が屢々吹聽せる百姓撫育の聲明が如何なる意義を有するかを示したまでのことなれども、元來德川氏の百姓卽ち農民に對する政策は、前記の如く其の初代以來彼等を以つて土地と與に單に米穀を作り出す一つの要具と見做し、人間竝の取扱をなしたものにあらざる事は、商工と少しも異なる所がなかつたのである、故に德川氏が鄕村に對する法度書には、繰返し〳〵丁寧に奢侈を嚴禁し、不相應の家屋を造るべからず、華美の衣服を着すべからず、又甚だしきは百姓の常食には

は雜物を用ひ、米は猥りに食ふべからず等と令したるが如きは、(**徳川禁令考**第四十三)或は農民保護の政策に出づるものならんと想像するものあるべきも、其の實然らずして此等は皆農民をして犬豕の生活に安んぜしむるの慣習を造り、以て徴求の資源を充實せんとするの目的に出でたのである、百姓に博奕其他の遊事を嚴禁し遊民の出入を制止し、商賣は特別の場合の外は之を營むことを得ず、日雇其他の稼ぎの爲めに村方を離るゝことを禁止したるは、農業を怠るが故である、農業を怠る時は田畑を荒廢す、田畑の荒廢は府庫の收入に影響するが故に外ならないのである、百姓に山林の植付を奬勵し大木の伐採を制限して、其の自由に一任せざりしは水利に關係ありとか、風致を妨害するとか云ふが如き理由に基づきたるものにあらず、山林の年貢を減ぜんことを慮り、又は材木御用の際の用意として、保存せしめんとの主意に外ならざるのである、**民間省要**の著者(田中邸隅)は此の事を痛嘆して曰く、

諸國の村里を歴覽するに山林の茂りたるは稀也、其村の貧福は先づ樹木にて知らるゝに似たりと雖、何れの國にも少く木立物ふりたるは皆御林か又は社地寺院の分にて、百姓所持の分に目に立つ程の山林は稀也、しかるに時々百姓地の山林樹木の改書上有て、百姓の大きなる騒ぎとなる事あり、かゝる事にて彌々國土の山林に大木なくなる、其の謂れは總て木と云ふ物は何木に依らず、五尺六尺廻る程に成長するには、五六十年を經さればならぬ物なり……總て百姓の山林は夫れ〳〵相應に年貢のかゝる事なれば、五十年大切にして、そだて置て、其主(持主の意味なるべし)の用に立てるといふ事、隨分其心を盡せる事也……然るを其の領主官人より鞭もすれば百姓地の竹木を改めて、帳面に載する由觸れあるにより、帳面にのりては自分の用に伐て遣ひ用る事ならぬ故、少し大木あれば、我物ながら盗みかくして是を伐る、依て百姓地に多くは大木なき物と知るべし……かく數十年の間を經て年貢を出し、地を費し置き、或は二代三代さすり來る物を、むざと其領主の用木とて、一錢も不ㇾ出ㇾ之伐りとり、しかも其領内の人夫をして引取る事、豈非道とは云はざらんや云々(**民間省要**上編卷二)

是れ固より特に幕府の山林政策のみを批評したるものにあらざるも、兎に角一般に徳川時代の當局者が農民に對する態度は、皆斯くの如き有樣であつて、眞に彼等の利害などを考へたるものにあらざることは、此の一事に依つて推測し得らるゝであらう。

農民の慘狀、民間省要の記事　軍事を根本思想とする封建制度の世の中に於て、農民が洵に憐れむべき取扱を受け居たることは、今更ら怪しむに足らないのである、然るに同じ百姓の内に於ても所謂由緒ありて苗字帶刀御免の者、又は庄屋・年寄・組頭など稱したる者は、普通の百

姓に對し勿論大に幅を利かして、常に傲慢無禮の行動に出づるもの少からざりしと雖も、其の武家武人に對するときは、殆ど皆牛馬同樣の取扱を受け、今日の人々には想像だも及ばざるが如き狀態なりしことは事實の明證する所なるが、其の以下に於ける尋常普通の平百姓に至つては、殊に非常の輕蔑を蒙り、百姓は國の御寶なりと云ふの實は、更らに一點だも發見することは能はざるは、矛盾の甚だしきものなりと云はざる可からず、卽ち歷代の政治家等が大に尊重すべく聲言しつゝあつた農民が、當時果して如何なる狀態であつたかは、左の記事を一讀すれば其の眞相を想像するに足らん、

田方に生るゝ百姓は雜炊にしても米を喰ふ事あれども、山方野方に生れては、正月三ケ日といへども、米を口に入るゝ事なき所多し、粟・稗・麥など食に炊くとても菜・蕪・干葉・芋の葉・豆さゝげの葉其外あらゆる草木の葉を糧として、穀物の色は見へぬばかりにして、而かも朝夕飽く程の事なく、漸く日の中一度宛ならでは是を喰ふ事なく、餘は前に云ふ粥の類にて日を送る、朝夕の膳などに坐ると云ふ事もなく、少し物をたべれば蟹の泡の如く成り、茶をいくらも汲飮んで足れりとす、斯く恐ろしき物を食として、而も明七つより起て骨を折り、夜九つ迄働きて繩をない、草鞋を造る、其の辛苦常ならず……都人に斯る食事をあし

農民の貧窮は全國略々其の狀態を同じくす

らへば鐵丸を食すと云共、一日も喉には入らじ、世を覆ひ國を治る人は、心を留て是を聞き給はば民を憐む助とも成らん云々（**民間省要上編卷四**）

農民の貧窮は全國略々其の狀態を同じくす　**民間省要**の著者田中邱隅は關東に於ける農村の狀態に最も深く通曉せる循吏であつて、此人は享保年間幕府の奧儒者にして民間に注目を怠らざりし成島道筑の推擧に依り、支配勘定並（幕府會計吏）に拔擢せられ、武州多摩・埼玉二郡數萬石の地を支配し居たる有名の民政家なれば、如上の記事は無責任なる修飾誇張の文辭にあらずして、關東地方に於ける農民の眞相を有體に告白したものと推定することを得べし、元來關八州の農民は之を關西の農民に比較する時は、其の經濟上の狀態は幾何か劣等の地位にあると勿論なるべしと雖も、此の記事に云ふ所の如きは殆ど全國一般の實況にして、必ずしも關東に限られたることにあらず、比較的富裕なるべき近畿及中國筋の農民も、亦概ね斯くの如き悲慘の域に沈淪し居たることは蔽ふ可らざる事實である、大阪の儒者中井甃庵は同時代に於ける農民の慘狀を記して、

民草のことしげき見るもなか〳〵むつかし、かやが軒ばに雨も風もふせきかね、わがこもだれのうち煙にふすぼり、打ねぬるも牛馬に床をならべ、妻などは蓬の頭かきみだせる、たゝ

聲のみぞをのこならぬ兒のおほきなる、たなつものも公にいだし盡くせばその味を知ることなし、きぬをるところも絲のいろいや麗はしく織成しても、直いやしくして上へ召され、あきう人の賣るも其の幾分をか上へさゝぐれば、殘るものいくばくぞ、さておのれはつゝれをきたり、さる上に塞へたり、こゝのえだちかしこの公事といふ事さへ加はれば、遂に頭の霜をのみ我がものとして、おもひ出もなき世を渡るめり云々（**とはずがたり**）

と云へるは、是れ必ずしも關西の農民のみに就いて云へるの言にあらざるべきも、兎に角德川時代に於ける農民の狀態は東西何處も甚だしき差異あるを見ず、全國を通じて大抵皆斯くの如き憐むべき生活を營みつゝあつたものなることは此等の記事の明證する所である。

農民は輸租機械

農民は輸租機械　德川時代は農民の納稅義務を極端に重大視し、彼等が其領主に對する御奉公なるものは單に此の至大の義務を遂行するだけに止つたのである、曰く「凡農人ハ君ヨリ田地ヲ受テ耕作シ租稅ヲ上ヘ奉ルト……凡天下ノ人ハ皆王者ノ民ナレバ租稅ヲ出シ徭役ニ使ハルルハ民ノ道也」（太宰春臺**經濟錄**卷六）、曰く「公役年貢等ノ事ハ至極大切ノ義ナレバ佛神ニ祈リ間違ナキ樣眞實ニ勤、組下ノ百姓中ヘモ自ノ行ヲ勵マシ己ガ誠ヲ知ラスベシ」（簑豐昌**農家憤行**上篇）、曰く「郡村互ニ義ト道トヲ以テ睦ミ合、定マレル貢ヲ獻ジ國家ノ安全ヲ祈リ奉ルヲ百姓ノ忠義ト云ヲ也」（三野元密**伍家訓令詳解**）など云へるの言は當時一般に唱へられた敎訓にして、實際上此の美風の行はれたるは洵に嘉すべきの現象なりと雖も、而かも又其反對の方面より之を觀察すれば、上記の如き思想の民心に浸潤すると同時に、宛も曾てトウレンス・マカラフ（Torrens M'Cullagh）が「封建時代に於ては忠義の念、强烈にして人間自然の本能となれるが如き有樣となり、隨つて君主の權力を非常に强大ならしめ、之をして益々專橫に陷らしめたり」（*Lectures on History*. p. 295.）と云へるの言を實にして、百姓は愈々輸租機械と見做さるゝの弊を生じ、其機械を過度に虐使して損傷を來さゞる限り、どこ迄も使用して絞取らるゝだけ之を誅求する事を務めたのであつて、所謂治民の本旨は全然之を沒却するに至つたのである、藤森弘庵が其の著**新政談**に於て「百姓ハ只年貢用金ヲ取立候タメノ者トノミ心得居候類多ク候故人民一般困窮ニ及ビ申候」（第四卷）と論じたるは、卽ち之が爲めであつて、領主及其代官等は悉く農民を以て租稅を絞り上る機械と認め、因襲の久しき農民自らも亦爾く思惟して、只管天命と諦め居たるは憐むべきの至りならずや。

一揆か飢餓か

一揆か飢餓か　如上の有樣なりしが故に德川時代に於て其の領主の誅求に對する農民の關防は、唯二つの極端であつて、其一は積極的の關防にして、他の一つは消極的の關防である、積

極的關防とは何ぞや、一揆是れなり、消極的關防とは何ぞや、飢餓是れなり、一揆と飢餓とが不完全ながら領主の誅求を直接若くは間接に抑止したる二つの事實である。

百姓一揆は御家の大事

百姓一揆は御家の大事　百姓一揆は既に第十一編に詳述したる如く、或る意味に於て今日行はるゝ勞働者の同盟罷業に類する所あり、同盟罷業が同盟者其人の爲めに得失如何の問題は久しく討論せられつゝある問題にして、實は同盟罷業の實行は必ずしも常に直接の利益を齎らし得べしと豫期すること能はずと雖も、勞働者側に於ては或る場合に臨み、此の非常手段を實行し得ると云ふ決心と準備とを有することが、事業家の虐待を豫防するに最も有力の要件なることは疑を容るゝの餘地なきが如く、百姓一揆も亦之と同じく、竹槍を陳ね蓆旗を押立てゝ爆發したる結果は、必ずしも彼等の爲めに直接の利益ありと云ふ可らざるのみならず、多くの場合に於ては首謀者一族の磔刑同類徒黨の打首など、當然國法上の處分を免がるゝこと能はず、又時としては之が爲め數村數郡を擧げて、離散荒廢の慘毒に罹らしむるの不幸に遭遇する事なきにあらざれば、百姓一揆は結局其の目的を達するの望ありとするも、之を實行するに於ては大に考慮を要するの問題なりと雖も、領主が或る程度を越えて掊克を肆まゝにする時は、百姓は勢ひ自暴自棄となりて、此の最後の手段に訴ふることあるべしと云ふの懸念は、隱然常に領主の橫暴を抑制する一大勢力であつたと云はねばならぬ、**昇平夜話**に記する所に依れば「農民は一ケ年の凶作あれば手當米、夫食貸し、又は種貸拂と云ふことあり、士は農民の如く强訴徒黨拂せぬ者なれば迚、數十年の半知宛行は農民の數十年來の半毛作に同じきに、顧て何等の惠みなきは農民の會釋にも劣りたるにあらずや」と記しありて、是れは全く士の待遇の冷酷なりしことを訴へた言に過ぎずと雖も、亦其側面に於ては農民が領主の爲めに多少顧慮せらるゝ事實ありたるは、專ら彼等の間に行はれたる强訴徒黨卽ち一揆を恐れたる結果に外ならざることを證明するものである、畢竟武家武人は獨り自ら威張り廻はして「高ノ知レタ土百姓共何ノ恐ルル所アラン」などゝ高言して之を輕蔑し居たるも、其實太平の世の中に於て彼等が最も恐れたるものは此の百姓一揆である、例へば大名が其の領内の百姓を撫育すること能はずして、一揆など暴發したることが隣國に聞ゆる時は、啻に其の大恥辱として家名に關するのみならず、其の次第に依りては幕府の上聞に達し、祖先傳來の封地を召し上げられ、又削減せらるゝが如き珍事を出來することなきにあらざれば、愈々公然一揆沙汰となつて暴發する時は、所謂御家の盛衰に係る一大事にして、今日の事業家に對する勞働者の「ストライク」よりは更らに一層重大の影響を生じたものである、故に領主の橫暴に對する有力なる關防の一つは此の百姓一揆であ

つたのである。

百姓は死なぬ樣、生きぬ樣

百姓は死なぬ樣、生きぬ樣　第二の關防は百姓の飢餓であつて、是れは最初に述べた正信主義の實行に伴ふ當然の結果である、蓋し正信主義は無慈悲なる領主等の掊克の爲めに倔强の辭柄を與へたるものにして、幕府を始め諸大名の多くは實際之を實行し、百姓の手中にある收穫は彼等の生命を繋けるだけを殘して、其餘を盡く年貢に取上げ、唯だ飢餓に及ばぬ限りを限度となし、巧みに此の主義の精神を貫徹せんことを勉めたのである、土井大炊頭その所領古河へ歸省の折、家老供を呼出して之に告げて曰く「權現樣時代には毎年御代官衆をして、其の支配所へ御暇被下候節、何れも御前へ召させられ、御直の御上意ありて、鄕村百姓共をば死なぬ樣生きぬ樣にと合點して、收納申付候樣にと、仰せ付けらるゝ事にて候、然るに先年我等當地を拜領の節は何れの鄕村に於ても百姓の住宅に家らしき家は一軒もなかりしに、此度歸來りて所所を巡視すれば、何れの村々にても、一廉の家作りの百姓相見へ候は不審に思はるゝなり、若し生き過ぎたるには無之哉」（**地方落穗集**）と、嗚呼何と恐ろしき政策にあらずや、然れども此等の事は當時稀有の場合にあらず、德川氏の初代より連綿一貫して遂行し來れる大方針であつて、何れの大名も概ね皆之に據つて百姓を取扱ひつゝあつたことは事實の明證する所である、

勿論偶には明君賢相の出づることあつて、眞に農民の休戚を思ひ撫育の主旨に由つて支配したる事なきにあらざるも、武家武人の十中八九までは、治民の本意を了解せず、下情の思ひ遣りもなき沒分曉漢に過ぎざりしかば、祖先傳來の惡風を惡風とも心付かず、自家眼前の便利のまに〳〵これを套襲して、飢餓に及ばざる限り、どこ迄も農民の膏血を絞取らんことに腐心したるは又止むを得ざる次第である、本多利明曾て之を痛嘆し、「神尾氏が曰く胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出るものなりと云へり、不忠不貞いふべき樣なし、如斯の奸曲なる事は消失せかたき者にて、渠が時の尹たる享保の御取箇辻を以て、當時の規鑑とするは歎はしきにあらずや」（**西域物語**下卷、玆に神尾氏とあるは享保年間に於ける德川氏の代官に神尾包當と云ふ人あり、是れ其人なるか詳かならず）と云ひ、利明は此の無慈悲なる惡政策の張本人を享保年間の神尾となして之を攻擊し居るも、其實此の政策は前に述べた如く、本多正信の獻策に出で〳〵家康以來德川氏の滅亡する迄殆ど三百年間家憲の如く、徹底的に實行し來りたるものなれば、或一代の代官などに責任を嫁すべきものにあらざることは明かである。

武陽隱士の說と德川氏對農政策の祕訣

武陽隱士の說と德川氏對農政策の祕訣　**地方落穗集**の著者武陽隱士泰路なる人、說を爲して曰く、「百姓は井の如し、井の水、程よく汲む時は一つの井にて田家を潤すべし、是卽ち汲に猶豫ある時は水生ずる故なり、然る時は萬代も盡る事なし、火急に汲立れば水勢忽ちに涸れ、泥